



会 務 月 報

第298号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

平成19年11月通常理事会概要

- 1.日 時 平成19年11月27日(火)10:00～11:50
- 2.会 場 八重洲富士屋ビル3F「赤松の間」
- 3.理事会構成者数及び出席者数
 理事会構成者数 34名
 出席者数 32名(内、表決委任状提出者9名を含む)
- 4.出席者及び欠席者の氏名
 出席者
 会 長 三栖邦博
 副 会 長 山本茂男、山口祥悟
 専務理事 高津充良
 常務理事 北野芳男
 常任理事 木村 旭、外木場久雄、髭右近外嘉、本澤宗夫、
 吉原殖男
 理 事 浅野善治、石葉泰久、大島拓司、岡田利一、
 木村克次、定行まり子、豊田 昇、野呂幸一、
 馬場錬成、村山高文、山田美光、山中保教、
 横須賀満夫
 監 事 泉谷良宏、高橋 敏、速水可次
 欠席者(表決委任者)
 副会長:伊藤 剛、山崎善利、森 素直、
 鈴木誠一常任理事、理事:荒木正治、瀧口信二、田村志郎、
 水谷達郎、横田満人、
 欠席者 理事:森野美徳、米澤榮三
 事務局出席者 恩田利昭事務局長、前田敏明総務係長

5.議 事

2008 1 日事連会務月報

(1)議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

岡田利一理事、豊田 昇理事

(2)議決事項

1)常任理事会専決事項の承認の件(平成19年11月13日、常任理事会決定)

つぎの常任理事会専決事項の内容について、専務理事及び事務局より説明がなされた。

第102回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び運営等の決定の件

第102回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について資料1のとおり次のことを決めた。

平成19年11月27日(火)

会場:八重洲富士屋ビル2F「桜の間」

10:00～12:00 11月通常理事会(3F「赤松の間」)

12:30～13:15 政経フォーラム

13:30～17:00 第102回建築士事務所協会全国会長会議

管理建築士講習の実施方針の決定の件

管理建築士講習の実施方針について資料2のとおり次のことを決めた。

登録講習機関を計画している(財)建築技術教育普及センター(以下、センターという)との間で実施協力の協議を進めている「管理建築士講習、建築士事務所に属する建築士の定期講習」については、これらの実施に係る試算調査及び業務委託費(案)等の検討をしている。

管理建築士講習は、みなし講習を含めて来年の8月から開始予定であり、この講習の会場確保等の事前の協力業務を円滑に進めるため「管理建築士講習の実施にかかる基本合意書」(案)をセンターと締結することとした。なお、業務委託費(案)については引き続き双方で検討を進めることとしている。また、正式契約は来春に行うこととしている。

議長より、以上の 及び の常任理事会で決定した同

議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

- 2)平成19年度上半期事業報告及び収支報告の承認の件
事務局より、資料3によって平成19年度上半期の事業報告及び一般会計、福利厚生特別会計、公庫適合証明等業務登録機関特別会計について説明がなされた。
なお、会議報告では、改正建築基準法施行に係る運用上の取り扱い方針の説明を受け、質疑を行うため、8月に緊急拡大全国会長会議を実施したことにより予定より多く開催されている。このため下半期に予定されている会議を行うための予算が不足する状況にある。11月9日に行われた監査会でもこの点について協議され、これらの科目を含め他の科目でも必要な予算更正を行うこととした。

平成19年度上半期監査報告

速水監事より、平成19年11月9日に行った監事3名による監査報告が次のとおり行われた。

-)事業報告書及び収支報告書の内容については、特段指摘すべきことはない。
-)理事の職務遂行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事項についても、指摘すべきことはない。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料3のとおり平成19年度上半期事業報告及び収支報告を承認した。

- 3)平成19年度収支予算更正の承認の件

事務局より、資料4によって平成19年度収支予算更正について次の趣旨の概要説明がなされた。

一般会計での必要な予算更正科目は、会議費、前期繰越収支差額、財政安定積立預金に係る収支、講演講習会に係る収支、事業印刷費、賃借料等である。特別会計での更正科目は、事務手数料収入、前期繰越収支差額、財政安定積立預金に係る収支、賃借料等である。

協議の結果、平成19年度収支予算更正について資料4の

とおり、11月通常理事会に提案することとした。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、平成19年度収支予算更正について資料4のとおり承認した。

- 4)八丁堀NFLの賃貸借条件の改定の承認の件

事務局より、現在事務所として賃貸借契約している八丁堀NFLの賃貸借条件の改定について資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

平成20年1月1日に2年契約の更新契約を迎えるが、貸し主から契約更新にあたっての条件が10月25日に提示された。その内容は、賃料が坪4千円の値上げ及び敷金の増額であった。その後、貸し主との交渉の結果、賃料が坪2千円の値上げ及び敷金の増額はしないとの条件で改定条件がまとまった。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、平成20年1月1日より八丁堀NFLの賃貸借条件について坪2千円の賃料の値上げ改定を承認した。

- (3)報告事項

- 1)6月改正建築基準法の施行について

専務理事より、9月21日に開催された通常理事会以降の6月改正建築基準法の施行についての国土交通省の動き及び連合会での対応状況を資料6によって報告がなされた。また、単体会会長へ行った建築確認に関する緊急アンケート調査結果(第2次)についての説明も併せて行われた。なお、この内容の主な事項については、単体会へ資料を送付するとともに連合会のホームページに逐次掲載している。

- 2)国の審議会等の動き及び日事連の対応について

専務理事より、主に9月21日に開催された通常理事会以降の国の審議会等の動き及び日事連の対応について資料7によって説明がなされた。社会資本整備審議会基本制度部会建築士制度小委員会では建築士の受験資格(学歴、実務経験)及び講習の内容等について、同業務報酬基準・工事監理小委員会では業務報酬基準の見直し、工事

監理のあり方等が審議されており、日事連としても毎回積極的に意見を提出している。なお、建築士制度小委員会は、本年12月6日に最終報告書案が審議される予定となっている。また、業務報酬基準・工事監理小委員会は、本年12月12日に最終報告書案が審議される予定となっている旨の報告がなされた。

3) ワーキングチームの中間報告について

定款等整備ワーキングチーム

山田総務・財務委員長より、資料8によって定款等整備ワーキングチーム報告(案)について次の趣旨の概要報告がなされた。

「EPL定款(暫定案)と解説」は、本年の6月14日に開催した全国会長会議で説明し、単位会からの質問等の意見を求めたところ10単位会から83件の意見及び質問が寄せられた。今回の「EPL定款(案)と解説」はこれらの意見等を参考に修正を行いまとめたものである。しかしながら、現時点では改正建築士法の政省令や公益認定の運用指針等が定まっていないため、これらが定まった段階で修正しなければならない事項があるかもしれない。本日の午後に開催する全国会長会議には、前回の「EPL定款(暫定案)と解説」に対する単位会から意見・質問等に関する回答と修正した「EPL定款(案)と解説」及び定款変更と時期について(案)について報告と説明をする予定にしている。

事務所登録事務対応ワーキングチーム

事務局より、資料9によって事務所登録事務対応ワーキングチーム中間報告(案)について次の趣旨の概要報告がなされた。

事務所登録事務対応ワーキングチームは、単位会が円滑に指定事務所登録機関として指定を受けられるよう事務処理体制の整備及び事務所登録事務処理システムの開発を目的として4月に設置され、検討を開始した。ただし、事務所登録事務処理システムについては、7月より財団法人建築行政情報センターが構築する「建築行政共用データベース開発委員会」建築士・事務所部会に委員を派遣し、事務所登録事務処理システム構築に協力することになった。

中間報告資料は、改正建築士法の政省令が定まっていないことや、財団法人建築行政情報センターが構築する「建築行政共用データベース」の詳細な内容が確定していないことにより、確定後に修正する必要が生じてくる。今回の資料は、単位会が指定事務所登録機関の指定準備のために、所管行政庁と協議の際に必要なEPL登録等事務規程及びEPL登録事務取扱要領等を暫定案として提供するものである。本日の午後に開催する全国会長会議での、中間報告資料は次の7種類を予定している。

中間報告資料は、改正建築士法の政省令が定まっていないことや、財団法人建築行政情報センターが構築する「建築行政共用データベース」の詳細な内容が確定していないことにより、確定後に修正する必要が生じてくる。今回の資料は、単位会が指定事務所登録機関の指定準備のために、所管行政庁と協議の際に必要なEPL登録等事務規程及びEPL登録事務取扱要領等を暫定案として提供するものである。本日の午後に開催する全国会長会議での、中間報告資料は次の7種類を予定している。

- a. 建築士事務所の登録事務に係る現況調査結果
- b. EPL登録等事務規程(暫定案)と解説
- c. EPL登録事務取扱要領(暫定案)と解説
- d. 建築士事務所登録事務の流れ(例)
- e. 参考資料・指定事務所登録機関に係る事務所登録事務について(改正建築士法の準用の読替後)
- f. 参考資料・大阪府での事務所登録事務の検討状況
- g. 参考資料・建築行政共用データベース

これらの内容について報告説明し、平成20年1月31日迄に各単位会から質問、意見を提出願ひ、その後、ワーキングチームで質問等の内容について検討し修正・追加作業を行う予定である。

講習及び研修システム等整備ワーキングチーム

事務局より、資料10によって講習及び研修システム等整備ワーキングチーム中間報告(案)について次の趣旨の概要報告がなされた。

ワーキングチームでは、国の建築士制度委員会に対する本会としての意見の検討をはじめ、従来の「建築士事務所の管理講習」の知事指定継続問題、さらには各講習・研修の実施体制の整備等について検討してきた。また、「管理建築士講習」と「所属建築士に対する定期講習」

について、登録講習機関を目指す財団法人建築技術教育普及センターや他の関連団体との協力体制を構築すべく、意見交換並びに論点整理等を行った。さらに講習方法のあり方、及び各講習科の枠組み等についても検討を行った。本日の午後に開催する全国会長会議での報告と説明は次の内容を予定している。

・検討事項と結果の概要

a. 「管理建築士講習」の実施体制の整備

普及センターとの適切な連携体制を構築するために講習方法のあり方等について検討し、基本的な考え方を取りまとめた。また、講習会で使用される科の編集方法や修了考査のあり方等についても検討し、普及センターの「管理建築士講習科修了考査検討部会」に情報提供し、国の建築士制度小委員会での検討事項にも一部反映された。

b. 「建築士事務所の管理講習」の実質的定期講習化の促進

従来の「建築士事務所の管理講習」に対する知事指定の継続を図るべく、都道府県知事に対する「要望書」(案)を策定し、教育・情報委員会に報告するとともに、各単位会に情報提供した。

c. 所属建築士に対する定期講習の実施体制整備

本会並びに単位会の状況を考慮した定期講習のあり方等について検討し、普及センターの「定期講習科修了考査検討部会」に基本的意見を提出した。また、本会ははじめ、社団法人日本建築士会連合会、普及センターの三者間で、講習方法のあり方等について意見調整を行った。

d. 開設者・所属する建築士に対する研修の実施システムの構築

研修のあり方や新たな「研修科目」について現在検討中にある。

これらの内容について、各単位会からの質問、意見は、平成20年1月20日迄に提出願うこととしたい。そ

の後、ワーキングチームで質問等の内容について検討していきたい。

苦情の解決業務対応ワーキングチーム

豊田指導運営委員長より、資料11によって苦情の解決業務対応ワーキングチーム中間報告(案)について次の趣旨の概要報告がなされた。

・苦情の解決業務の対応について

日事連及び単位会は、現行建築士法に基づく指定法人業務として「苦情処理業務」を実施してきているところであるが、改正建築士法施行後は同法第27条の2第3項第2号及び第27条の5各号の規定に則り、「苦情の解決業務」を実施しなければならない。このため、当ワーキングチームは、法定団体として実施する「苦情の解決業務」の準備に必要な「苦情の解決業務実施規程」及び苦情の解決業務の実施運営のために設置する「指導委員会設置規程」等の作成に向けて検討を行った。

中間報告資料である「建築士事務所業務に対する苦情の解決に係る業務実施規程案」(暫定案)及び「指導委員会設置規程案」(暫定案)は、改正建築士法の趣旨を踏まえて、「苦情の解決業務」を既に先行して実施している他業界の規程等を参考にしながら、単位会が建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決依頼に対応できるよう基準案として作成した。また、今後の検討事項としては、両案をベースにして単位会が「苦情の解決業務」に対応するために必要な業務フロー案及び各種必要な様式案を検討、作成し、単位会へ提供していく予定である。

・倫理規程案及び懲戒規程案等について

改正建築士法の重点項目の一つである建築士事務所協会及び連合会の法定化の趣旨は、「団体による自律的な監督体制の確立」にある。このため、同法施行後の法定団体としての建築士事務所協会及び連合会

は、これまで以上に厳格な団体運営が求められることになる。

このため、当ワーキングチームは、団体運営に不可欠な倫理規程、懲戒規程及び倫理委員会設置規程のワーキングチーム作成に向けて検討を行った。

中間報告資料である「倫理規程ワーキングチーム(暫定案)」、「倫理委員会設置規程ワーキングチーム(暫定案)」及び「懲戒規程ワーキングチーム(暫定案)」は、単体会での規程等を参考にしながら作成したものである。

本日の午後に開催する全国会長会議での中間報告資料は次の5種類を予定している。

- a. 建築士事務所業務に対する苦情の解決に係る業務実施規程ワーキングチーム(暫定案)
- b. 指導委員会設置規程ワーキングチーム(暫定案)
- c. 倫理規程ワーキングチーム(暫定案)
- d. 倫理委員会設置規程ワーキングチーム(暫定案)
- e. 懲戒規程ワーキングチーム(暫定案)

これらの内容について概要を報告説明し、各単体会からの質問、意見は、平成20年1月31日迄に提出願うこととしたい。その後、ワーキングチームで質問等の内容について検討し修正・追加作業を行う予定である。

改正法周知ワーキングチーム

岡田広報・渉外委員長より、資料12によって改正法周知ワーキングチーム中間報告(案)について次の趣旨の概要報告がなされた。

本日の午後に開催する全国会長会議での報告と説明は、法定団体となる建築士事務所協会及びその会員、連合会の存在、社会的意義を既会員、未加入事務所、国民へ広く周知するための施策を検討した内容を予定している。具体的な項目としては以下の通りである。

既会員への周知徹底

- ・連合会としての取り組みとしては、綱領、憲章などの整備、既会員への周知活動、新しい会員証の原案の作成等。

- ・単体会としての取り組みとしては、新しい会員証の発行、建築士事務所協会会員の表示の推奨、入会申込書に誓約書の添付、新入会員セミナーの開催、会員とのメール送信システムの構築等。

未加入事務所へのアピール

- ・連合会としての取り組みとしては、ホームページに入会案内コーナーの設置等の有効活用、加入促進パンフレットの標準原案の作成等。
- ・単体会としての取り組みとしては、ホームページに入会案内の入口の設置、新しい入会パンフレットの作成と加入促進、建築関係の講習会に入会パンフレットを配布。

国民へのアピール

- ・連合会としての取り組みとしては、広報周知用メディアの雛形の作成、アピールキャンペーンの企画、連合会の略称又は愛称の検討。
- ・単体会としての取り組みとしては、統一テーマでの建築士事務所キャンペーンの実施、協会の略称又は愛称の検討。

これらの内容について、平成20年1月20日迄に各単体会から意見を求め、その意見を踏まえて再検討し、修正・追加作業を行う予定である。

4) 会員・構成員異動報告

平成19年9月末日及び10月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単体会別構成員数等は資料13の通り。

平成19年9月30日現在

正会員46団体、構成員14,868事務所、賛助会員5社

平成19年10月31日現在

正会員46団体、構成員14,866事務所、賛助会員5社

<配付資料>

資料1: 第102回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料2: 管理建築士講習の実施にかかる基本合意書(案)

資料3:平成19年度上半期事業報告書
資料4:平成19年度収支予算更正について
資料5:八丁堀NFLビル賃貸条件の改定について
資料6:6月改正建築基準法の施行について
資料7:国の審議会等の動き及び日事連の対応について
資料8:定款等整備ワーキングチーム報告(案)
資料9:事務所登録事務対応ワーキングチーム中間報告(案)
資料10:講習及び研修システム等整備ワーキングチーム中間報告(案)
資料11:「苦情の解決業務対応ワーキングチーム」中間報告(暫定案)について
資料12:改正法周知ワーキングチーム中間報告について
資料13:会員・構成員異動報告書
参考資料:建築確認に関する緊急アンケート調査結果(第2次)

行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますので
ご了承ください。

平成20年

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 1月22日 | 講習及び研修システム等整備ワーキングチーム |
| 23日 | 苦情の解決業務対応ワーキングチーム |
| 24日 | 業務・技術委員会 |
| 29日 | 改正法周知ワーキングチーム |
| 31日 | 構造技術専門委員会 |
| 2月1日 | 全国大会実行特別委員会(東京開催) |
| 6日 | 教育・情報委員会 |
| 6日 | 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款等改正検討ワーキンググループ |
| 7日 | 全国大会運営特別委員会(大分大会) |
| 8日 | 会誌編集専門委員会 |
| 14日 | 広報・渉外委員会 |
| 15日 | 総務・財務委員会(大阪) |
| 20日 | 常任理事会、政研役員会 |
| 22日 | 建築設計制度等対応特別委員会 |
| 26日 | 苦情の解決業務対応ワーキングチーム |
| 27日 | 事務所登録事務対応ワーキングチーム |

会 務 月 報

第299号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

第102回建築士事務所協会全国会長会議概要

1.日 時 平成19年11月27日(火) 13:40～17:00

2.会 場 八重洲富士屋ビル「桜の間」

3.会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

出席者数 正会員会長46名

(内、代理出席:秋田会、山形会、福井会、静岡会、島根会)

4.出席者

国土交通省

大臣官房審議官 小川 富由

建築指導課長 水流潤太郎

日事連役員

名誉会長 小川 圭一

役 員

会 長 三栖 邦博

副 会 長 山本 茂男 山口 祥悟 森 素直

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 木村 旭 外木場久雄 髭右近外嘉

本澤 宗夫 吉原 殖男

理 事 浅野 善治 岡田 利一 豊田 昇

水谷 達郎 山田 美光 横須賀満夫

米澤 榮三

監 事 泉谷 良宏 高橋 敏 速水 可次

正会員

北海道 吉田 宏 青 森 野呂 敏秋

岩 手	高橋 敏	宮 城	栗原 憲昭
秋 田	佐藤 眞彦	山 形	遠藤 昭五
福 島	鈴木 正彦	茨 城	横須賀満夫
栃 木	本澤 宗夫	群 馬	山田 美光
埼 玉	豊田 昇	千 葉	内田 久雄
東 京	三栖 邦博	神奈川	上原 伸一
新 潟	藤田 松夫	長 野	柳澤 隆一
山 梨	木村 亮	富 山	鈴木 信夫
石 川	髭右近外嘉	福 井	櫻川 幸夫
静 岡	伊村 善郎	愛 知	岡田 利一
三 重	田端 隆	滋 賀	藤村 亮一
京 都	上野 浩也	大 阪	山口 祥悟
兵 庫	外木場久雄	奈 良	泉谷 良宏
和歌山	岩橋 重文	鳥 取	足立 收平
島 根	矢野 敏明	岡 山	木村 旭
広 島	直井 稔征	山 口	黒上 好弘
徳 島	速水 可次	香 川	山上 紀麿
愛 媛	中岡 数夫	高 知	山本 茂男
福 岡	上田 誠三	佐 賀	白濱 允俊
長 崎	吉原 殖男	熊 本	古川 裕久
大 分	松井 健治	宮 崎	松本 芳信
鹿児島	大原 達也	沖 縄	新城 安雄

事務局

事務局長 恩田 利昭、総務係長 前田 敏明

5.議長・副議長

議 長 外木場久雄(兵庫会会長)、

副議長 髭右近外嘉(石川会会長)

6.議事録署名人

三栖 邦博(日事連会長)、山本 茂男(高知会会長)、

外木場久雄(議長)

7.議 事

・議事に先立ちはじめに三栖会長より挨拶があり、建築確認業務の停滞が社会的な問題となる中、実務者団体として日事連が建築確認の円滑化に向けての要望運動

とその運動に対して単位会へ協力を求めた。また、改正建築士法の施行に向けての対応について、5つのワーキングチームで具体的な検討を進めていること、法定団体として事務所協会と一致団結して今後も取組んでいきたい旨の挨拶があった。

また、5日から22日にかけて事務所協会会長を対象に11月20日現在の状況として実施した「建築確認に関する緊急アンケート調査結果<第2次>」が配付され、結果の概要説明とその見解について発言があった。

・続いて国土交通省の小川富由大臣官房審議官から挨拶があり、改正建築基準法の円滑な施行に係る説明がなされた。「課題である、適合性判定業務の円滑化、地域レベルでの意思疎通、計画変更への対応として工事事例の積み重ねにより円滑な対応をとりたい。更に改正建築士法、瑕疵担保責任履行確保法の施行が控えており、円滑な施行について日事連の協力を願いたい」旨の発言があった。

・また、国土交通省から小川富由大臣官房審議官の他に水流潤太郎建築指導課長が出席した。(なお、国土交通省からの資料として「改正建築基準法の施行をとりまく状況について」(国土交通省住宅局)、「実務者向けのわかりやすい新しい建築確認手続きの要点(第2版・平成19年11月14日発行)」が配布された。)

(1)協議事項1.平成20・21年度の役員候補者の推薦手順と選任方法について

山田総務・財務委員長より、資料1に基づき次の趣旨の説明があった。

・平成20・21年度の役員候補者の推薦手順については、平成18・19年度の役員候補者の推薦手順(平成17年12月1日開催の建築士事務所協会全国会長会議申し合わせ事項)の内、主として「2.会長候補者の推薦手順」の項を「3.会長候補者の推薦及び推薦決定の手順」に改め、その内容を改善し、J'ロック協議会内での会長候補者の推薦手順及び日事連での会長候補者の推薦決定方

法を明文化したものである。

・推薦手順と選任方法については、常任理事会からの付託により総務・財務委員会で原案を作成し、各J'ロック協議会に意見を求めたところJ'ロック協議会(北海道東北、東海北陸、九州・沖縄)からの意見があった。資料1は、これらの意見を踏まえて総務・財務委員会で修正を行い、常任理事会に諮って承認を得たものであり、資料1について主な事項及び変更事項について説明があった。

議長より「平成20・21年度の役員候補者の推薦手順と選任方法」について諮ったところ、意見、質問、異議はなく、挙手による賛成多数により資料1の通り「平成20・21年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の協議」を全国会長会議での申し合わせ事項として了承し、資料1の推薦日程等のJ'ロ-図に基づき推薦手続きを行うこととした。

・北野常務理事より、申し合わせ事項である副会長の1名増員等については定款の改正が必要となるため、資料1の「改正建築士法に規定する法定法人に向けた定款変更について」に基づき、変更時期等についての説明があった。

(2)報告事項1.6月改正建築基準法の施行について

高津専務理事より、資料2に基づき、9月21日通常理事会以降の6月改正建築基準法の施行に係る国土交通省の動きや日事連の主な対応として、国土交通省大臣への「改正建築基準法の施行の円滑な運用等に関する要望」の提出(平成19年10月2日)、自民党耐震偽装問題対策検討ワーキングチーム及び公明党国土交通部会で同要望の内容を説明したこと等の報告があった。

(3)報告事項2.国の社会資本整備審議会の動向及び対応状況について

高津専務理事より、資料3に基づき、9月21日通常理事会以降の国の社会資本整備審議会基本制度部会及び建築士制度小委員会、業務報酬基準・工事監理小委員会の動

向及び日事連の対応状況について報告があった。

- ・建築士制度小委員会は三栖会長が委員として出席し、「建築士試験の受験資格(学歴、実務経験)」、「建築士が受講する講習(定期講習、管理建築士講習、構造/設備設計建築士講習)」について、平成19年12月の基本制度部会への報告をとりまとめるべく検討を行っている。
- ・業務報酬基準・工事監理小委員会は岡本建築設計制度等対応特別委員会副委員長が委員として出席し、「業務報酬基準の見直し」、「工事監理の適正化」、「設計賠償保険」について、平成19年12月の基本制度部会への報告をとりまとめるべく検討を行っている。
- ・国が計画する業務報酬基準見直しに関するインターネットを利用しての実態調査は、今年度内に行われることとなっており、建築関係団体が協力を求められるため、今後調査対象事務所のリストアップ等で単位会にも協力を要請する予定である。

(4) 報告事項3. ワーキングチームの中間報告について

1) 山田総務・財務委員長より「定款等整備ワーキングチーム(6回開催)」について、資料4に基づき中間報告があった。

- ・6月14日の会長会議で示した「定款(暫定案)と解説」に対する意見等を踏まえ「定款(案)と解説<20071127版>」をとりまとめた。

2) 山本総務・財務副委員長より「事務所登録事務対応ワーキングチーム(8回開催)」について、資料5に基づき中間報告があった。

- ・(財)建築行政情報センターの「建築行政共用データベース」開発委員会「建築士・事務所部会」にワーキングチームより委員を派遣した。
- ・「建築士事務所の登録事務に係る現況調査」を行うとともに、登録等事務規程及び登録事務取扱要領の暫定案を作成した。

3) 米澤教育・情報委員長より「講習及び研修システム等整備ワーキングチーム(7回開催)」について、資料6に基づき中間報告があった。

- ・法定講習である「管理建築士講習」、「所属建築士に対する定期講習」の実施等について、登録講習機関を目指す(財)建築技術教育普及センター(以下、普及センター)及び関係団体と協議を行った。また、普及センターの各「テキスト・修了考査検討部会」に、ワーキングチームから委員を派遣し、実施体制に対する意見やテキストの項目(案)等を提出した。
- ・建築士事務所の管理講習に係る知事指定の更新・継続状況調査を行うとともに、「建築士事務所の管理講習に係る知事指定の継続に関する要望書(案)」を作成し、単位会へ送付した。
- ・「開設者及び所属建築士に対する研修」の内容、実施体制を検討した。

4) 豊田指導運営委員長より「苦情の解決業務対応ワーキングチーム(9回開催)」について、資料7に基づき中間報告があった。

- ・法定団体として実施する苦情の解決業務の準備に必要な「建築士事務所業務に対する苦情の解決に係る業務実施規程案(暫定案)」及び「指導委員会設置規程案(暫定案)」を作成した。
- ・厳格な団体運営のための「倫理規程案(暫定案)」、「倫理委員会設置規程案(暫定案)」、「懲戒規程案(暫定案)」を作成した。

5) 岡田広報・渉外委員長より「改正法周知ワーキングチーム(7回開催)」について、資料8に基づき中間報告があった。

- ・既会員に対しては、「綱領、建築士事務所憲章等の整備」、「会員証」の作成・発行、名刺・封筒などに事務所協会会員である旨の表示の励行、入会申込書式の変更、新入会員セミナーの開催、メール送信システムの構築等の検討を行うこととした。
- ・未加入事務所へのアプローチとしては、ホームページに入会案内用の項目の設置、「入会促進ポスター」の作成・活用等の検討を行うこととした。
- ・国民へのアプローチとして、日事連及び単位会の周知ポスター等の作成・活用、統一テーマでのキャンペーンの実施を

行うこととした。

(5) 報告事項4. 平成19年度上半期事業報告及び収支報告について

高津専務理事より、資料9に基づき上半期の事業報告があった。

- ・通常総会、理事会、常任理事会、全国会長会議、ブロック協議会、全国会長会議の会議報告があった。
- ・「建築設計制度等対応に関すること」、「各種保険制度等に関すること」、「適合証明技術者に関すること」、「会員動静」の事業報告があった。

常置委員会委員長より、資料9に基づき各常置委員会に係る上半期の事業報告があった。

- ・「総務・財務に関すること」(山田総務・財務委員長)、「教育・情報に関すること」(米澤教育・情報委員長が途中退席のため高津専務理事が説明)、「業務・技術に関すること」(横須賀業務・技術委員長)、「広報・渉外に関すること」(岡田広報・渉外委員長)、「指導運営に関すること」(豊田指導運営委員長)について報告があった。

北野常務理事より、資料9に基づき上半期収支報告があった。

- ・今回の上半期収支報告より、平成18年に施行された「新公益法人会計基準」に則った書式により作成するとともに今回の報告を行う旨の説明があった。
- ・「一般会計」、「福利厚生特別会計」、「公庫適合証明等業務登録機関特別会計」、「収支計算書総括表」、「貸借対照表総括表」について報告があった。

(6) 報告事項5. 平成19年度収支予算更正について

北野常務理事より、資料10に基づき以下の平成19年度収支予算更正の報告があった。

- ・一般会計の管理費・会議費の内「全国会長会議」、「諸会議費」について
- ・一般会計及び特別会計の「前期繰越収支差額」と特定預金取崩収入「財政安定積立預金取崩収入」について

- ・一般会計の事業収入「講演講習会収入」、事業費「講演講習会費」について
- ・一般会計の事業費「印刷製本費」について
- ・一般会計の事業費「租税公課」について
- ・一般会計及び特別会計の管理費・事務所費の内「賃借料」について
- ・福利厚生特別会計の事業収入「事務手数料収入」について
- ・住宅金融公庫が4月1日より独立行政法人住宅金融支援機構に組織変更されたことに伴う「公庫適合証明等業務登録機関特別会計」から「適合証明業務登録機関特別会計」への会計名を変更することについて
- ・上記更正に伴う調整が必要な科目に係る所要の更正について

(7) 報告事項に関する質疑・意見

議長より報告事項に関する質疑・意見を求めたが、特に発言はなかった。なお、各ワーキングチーム中間報告について、質問・意見等がある場合には各ワーキングの中間報告に記載されている期日までに日事連事務局まで連絡することとした。

第1回 全国大会実行特別委員会(東京開催)概要

日 時 平成19年12月21日(金)15:05～16:25

会 場 日事連会議室

出席者 三栖委員長、大内副委員長、山崎委員、吉川委員、
宮原委員、荻原委員

特別出席 田部井(改正法周知ワーキングチーム委員)

事務局:高津専務理事、北野常務理事、恩田、鈴木、戸谷、
前田、松谷

欠席者 西倉委員

1. 協議事項

(1) 副委員長選出について

副委員長に大内委員が選出された。

(2) 18年度開催・第31回建築士事務所全国大会(東京開催)の

実施内容について

事務局より、18年度開催・第31回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施内容について資料1によって行事及び収支報告等の説明がなされた。

(3)改正法周知ワーキングチーム中間報告での全国大会関連項目について

改正法周知ワーキングチームの田部井委員より、改正法周知ワーキングチーム中間報告での全国大会関連項目について資料2によって説明がなされた。

ワーキングチームでは、法定団体となる建築士事務所協会及びその会員、連合会の存在と社会的意義を既会員、未加入事務所、国民へ広く周知するための検討を行っており、平成20年度に日事連として取り組む項目の一つとして、第33回全国大会(東京開催)を改正法周知のために次のように活用したいと考えている。

- ・「綱領」、「建築士事務所憲章」、「企業倫理を支える仕組み」を全国大会で公表する。
- ・全国大会では、一般国民の関心の的にもなったテーマの追跡調査と実態検証などを行う。

これらの内容について、委員より意見を求めたところ、全国大会では会場の関係もあり、既会員や双ミへのアピールを強化していくことを重点に置き、著名人、関係団体や他業界関係者との意見交換の場を設けて大会参加者に関心を持ってもらうことに努めるなどの意見が出され、その意見を踏まえて再度協議検討することとした。

(4)第33回建築士事務所全国大会(東京開催)事業計画について

事務局より、第33回建築士事務所全国大会(東京開催)事業計画について、資料3から資料5によって説明がなされた。単位会への大会参加要請数については約800名とし、平成20年4月末現在の構成員数の5.5%を反映し、建築賞及び功労者表彰受賞者(約60名)については参加要請数に別途加算する。大会予算については、収入を大会参加費・パーティ費込みで一人当たり1万円及び大会運

営費(日事連支出1,000万円)とした場合、現時点の見積では大会運営費の合計支出が収入より超過することもあり、大会参加費の改定(一人当たり1万2千円に改定予定)を含め次回以降の委員会で再度協議し、平成20年5月中旬に開催される常任理事会に提案することとした。また、大会テーマ、大会宣言等について次回委員会までの検討課題とし、委員全員より意見を求め協議していくこととした。

2. 次回委員会の開催について

次回委員会の開催は、平成20年2月1日(金)15:00~17:00とした。

(配付資料)

資料1: 18年度開催・第31回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施内容について

資料2: 改正法周知ワーキングチーム中間報告での全国大会関連項目について

資料3: 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)事業計画について

(別紙1): 単位会への参加要請数について

(別紙2): 大会テーマ、大会宣言、行事形式について

(別紙3): 大会式典次第について

(別紙4): 記念パーティについて

資料4: 大会予算について

資料5: 次回委員会までの検討課題及び担当委員について

第5回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成19年10月26日(火)14:00~16:30

会 場 日事連会議室

出席者 委員長・岡田利一、担当理事・外木場久雄、

副委員長・柳澤隆一

委員・今泉義明、和田中生、山下卓治、

大家和義

常務理事・北野芳男、事務局長・恩田利昭、

広報・渉外担当・戸谷泰子

欠席者 委員・下西伊佐男

1. 議題

(1) 委員の交替について

近畿ブロック協議会より選出委員交替の報告があった。

(新)下西伊佐男 (前)松村明博

(2) 前回議事録の確認について

資料2により議事録の確認が行われた。

(3) 改正法周知ワーキングチーム中間報告(案)について

資料3により改正法周知ワーキングチームで作成した中間報告(案)について検討を行い、以下の意見が出された。

- ・「綱領」、「憲章」を整備する際、それぞれの位置づけを明確にして検討する必要がある。
- ・携帯用「会員証」及び掲示用「会員事務所証」の発行については、未発行の単位会に「会員証」発行の励行から始めたい。
- ・「所属建築士証」の発行については、有効期限を定めるなど、慎重に扱う必要がある。
- ・掲示用「会員事務所証」については、外部からでも分かるようなシール製「会員事務所証」の作成も考慮すべき。
- ・「入会申込書・誓約書」には、会員事務所が倫理規程に反した場合の処分に関する項目を入れてほしい。
- ・「日事連の略称(愛称)の検討」の項目に、シボマークの再検討も加えてはどうか。
- ・周知資料の中で告示1206号に関する要素をどのように表現していくのか。
- ・各種事業を実施するにあたり、日事連からの補助を希望

上記の意見については、原案等の作成の際に検討項目として反映させていくこととする。

また、一部文言の修正(「法定法人」「法定団体」、「偽造」「偽装」等)を加えたものを中間報告(案)として、

11月開催の全国会長会議に提案することとした。

(4) 会誌編集専門委員会報告

資料4により、昨年末に実施した会誌に関するアンケート調査結果に基づき、会誌編集専門委員会で会誌の見直しを検討している項目についての報告を以下のとおり行った。

表紙デザインの変更

名称は変更せず、唯一のカラーページである表紙を目次化させ、掲載記事項目をカラーで見せる工夫をする。変更実施時期は平成20年4月を予定したい。

会員参加型特集企画の検討

例年2回程度の会員参加型特集企画を、さらに充実させていく。

読者の希望を踏まえた掲載記事の検討

建築関連ニュース、建築技術関連記事、目に見える日事連ページの開設などの検討

以上検討の結果、表紙のデザインの変更については提案のとおり了承され、平成20年4月より実施に向けて作業を進めていくこととし、これについては今後も検討していくこととした。

次回委員会

平成20年2月14日(木)14:00～16:30 日事連会議室

第7回 日本建築士事務所政経研究会役員会

- 1.日 時 平成19年11月13日(火)16:00～17:00
- 2.場 所 日事連会議室
- 3.出席者 印は出席者
- 会 長 山本 茂男(高知)
- 幹 事 長 宮本 博司(兵庫)
- 会計責任者 横須賀満夫(茨城)
- 職務代行者 北野 芳男(日事連)
- 幹 事 鈴木 誠一(秋田) 伊藤 剛(山形)
- 本澤 宗夫(栃木) 髭右近外嘉(石川)
- 山崎 善利(静岡) 山口 祥悟(大阪)
- 外木場久雄(兵庫) 木村 旭(岡山)
- 森 素直(福岡) 吉原 殖男(長崎)

(特別出席) 日事連会長 三栖 邦博(日事政研相談役)

事務局 市川 貴之

- 4.議 長 山本茂男会長
- 5.議事録署名人 山本茂男議長、外木場幹事
- 6.議 事

(1)報告事項

1)前回議事録の確認

事務局から、前回役員会(8/29)の議事録(資料1)について、時間の関係上、内容については後ほどご確認いただき、ご意見等あれば事務局までお寄せいただきたい旨の説明があり、議長が委員に確認したところ、了承された。

2)政経フォーラムの開催について

事務局から、資料2により、11月27日(火)に開催予定の「第11回建築士事務所政経フォーラム」について、以下内容の説明が行われた。

- ・今回は、講師に外務大臣政務官・参議院議員で旧建設省出身の小池正勝氏に講師を依頼することとした。
- ・小池正勝氏は、「建築設計議員連盟」の会員でもあり、議員連盟の会合には、ほぼ毎回到って出席され、当

業界に対する深い理解と関心を持っていただいている。

- ・講演テーマについては、小池正勝氏の専門分野である「建築・まちづくり・地域づくり」を予定している。
- ・謝金については、前例により支払うこととしたい。
- ・当日の司会進行については、宮本幹事長にお願いするとともに、山本会長には開会挨拶、横須賀会計責任者には閉会のことをそれぞれお願いすることとした。
- ・本日の会合で特段のご意見等がなければ、単位会・単位政研宛での開催案内を近日中に発信することとしたい。

以上の報告について、議長が委員に確認したところ、異議なく了承された。

(2)協議事項

1)今後の活動の進め方等について

初めに高津専務理事より、改正建築士法関係について、以下内容の説明があった。

- ・建築士法の6月改正の問題については、本会として、10月2日に国土交通大臣に改善要望書を提出したが、メディアにも多く取り上げられたこと、国交省の動きとしても様々な追加措置を講じており、明日(11/14)には施行規則の改正も行われること、この改正の中では、本会が要望した事項のかなりの部分が何らかの形で配慮されてきたこと、その後の確認審査の状況や国の動向、さらには世論の反応を見つつ対応していく必要があること、等の状況説明があった。

以上の説明の後、意見交換に移り、委員の間からは、特定の単位会による署名運動の実施計画がある旨をはじめ、要望項目の中でもとりわけ増改築に関する問題を重要視すべきである旨、さらには、今後の運動方針について、

国交省への直接要望以外に経団連や日商等の経済団体を通して間接的に要望していく方法も考えるべき旨、また、街づくり三法の影響により11月末までに着工しないと開発が行えず、建築の目途が立たなくなってしまうケースが多く出てきており、全国的な問題に発展すると考えられる旨、及び今後要望をどう表明していくべきかを思索すべき旨、等の意見が出された。

以上の発言の後、山本会長より、日事連としては、14項目を取りまとめ要望を行っているが、各単位会・単位政研においても、日事連の要望事項を踏まえ、地元の国会議員へ現状の説明を行っていくことが重要であり、その後の進め方については、各単位会・単位政研にお任せするとともに、適宜、日事連・日事政研との連携を図る必要がある。本件については、引き続き状況を注視し、必要に応じて対応方針等について協議を行っていくこととした旨の発言があり、了承された。

(3)その他

事務局から、資料3により、自由民主党建築設計議員連盟の会員動向について、7月29日に実施された第21回参議院選挙以降、大幅な会員の変動が生じているため、地元都道府県の状況について確認をお願いしたい旨の説明があった。

(配布資料)

資料1 第6回役員会議事録

資料2 平成19年度「建築士事務所政経フォーラム」について

資料3 自由民主党建築設計議員連盟名簿

行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成20年

- 2月15日 総務・財務委員会（大阪）
- 20日 常任理事会、政研役員会
- 22日 建築設計制度等対応特別委員会、
改正法周知ワーキングチーム
- 26日 苦情の解決業務対応ワーキングチーム
- 27日 事務所登録事務対応ワーキングチーム
- 3月 3日 全国大会実行特別委員会（東京大会）
- 5日 苦情の解決業務対応ワーキングチーム
- 6日 構造技術専門委員会
- 7日 通常理事会
- 12日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契
約約款等改正検討ワーキンググループ
- 13日 管理建築士講習テキスト執筆者会議
- 19日 苦情の解決業務対応ワーキングチーム
- 21日 管理建築士講習テキスト執筆者会議
- 28日 予算総会、全国会長会議、常任理事会、
政研総会

会務月報

第300号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

第2回 全国大会実行特別委員会(東京開催)概要

日時 平成20年2月1日(金)15:00～17:05

会場 日事連会議室

出席者 三栖委員長、大内副委員長、山崎委員、西倉委員、
吉川委員、宮原委員、荻原委員

事務局:高津専務理事、北野常務理事、恩田、鈴木、戸谷、
前田、松谷

1. 協議事項

(1) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)事業計画について

事務局より資料1によって大会予算について説明し協議した結果、大会予算については、大会参加費の改定(一人当たり1万2千円に改定)を行い、2,020万円の収支予算で平成20年5月に開催される常任理事会に提案することとした。

(2) 大会実施要項(案)について

資料2より各委員より事前に提出されていた、大会テーマ、大会宣言、行事形式等について協議、検討を行った。

大会テーマ、大会宣言、行事形式について

各委員より提出されたテーマ案として、「建築士事務所と事務所協会の新たな使命」、「公益法人として当協会が果たす役割」、「これからの設計事務所像」など、本年12月に施行される改正建築士法に関連した内容が多く、法施行の直前に開催する全国大会で何らかのメッセージを出すべきである。また、改正法の法的責任について学ぶ場とすべきである等の意見が出され

た。

協議の結果、今回の大会は参加者に対して法定団体としての意義を十分に伝え、参加者がそれぞれリーダシップをとって各地元において広く周知活動を行い、全国的に波及させる大会とすることとした。

大会宣言については、双方向で取り上げてくれるような、覚えやすい、いくつかのキーワードが出せるとよい。また改正法周知イベントチームで検討している「綱領」制定の際の指針になるような宣言になればよい等の意見が出された。

盛り込むキーワード(案)

- ・法改正後、建築士事務所協会及び建築士事務所はどう変わるか
- ・内向きではなく、社会での業界全体の信頼を高める行事形式については、パブリックイシューやいはシボジウムを実施することとし、社会的に影響のある方をシボジストとして人選する。

以上、今回出された意見を踏まえて、大会テーマ、大会宣言、行事形式等について次回の委員会で再度協議することとした。

単位会への参加要請数について

事務局より単位会への大会参加要請数案について別紙4により説明があり、以下のとおり了承された。

参加要請数

約800名(平成20年4月末現在の構成員数の5.5%を反映)

日事連建築賞受賞者、功労者表彰受賞者(約60名)及び日事連OBの会員については、参加要請数とは別枠に加算。

なお、全国大会実行特別委員会委員の大会参加の扱いについては、当日の全国大会の進行運営に従事するため大会参加者として扱わないこと、また日事連正副会長等役員の方の式典、パーティの運営及び役割分担等については再度協議することとした。

2. 次回委員会の開催について

次回委員会の開催は、平成20年3月3日(月)15:00～17:00
とした。

(配付資料)

資料1 大会予算について

資料2 大会実施要項(案)について

(別紙1)大会テーマ、大会宣言、行事形式について

(別紙2)大会式典次第について

(別紙3)記念イベントについて

(別紙4)単位会への参加要請数について

資料3 次回委員会までの検討課題及び担当者について

第3回 全国大会運営特別委員会概要

日時 平成20年2月7日(木)15:30～16:00

会場 日事連会議室

出席者 森委員長、松井副委員長、中野委員、宮原委員、
大内委員、中岡委員
三栖会長(特別出席)

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、松谷

欠席者 佐藤委員

1. 報告事項

(1)第32回建築士事務所全国大会(大分大会)事業報告・収支
報告について

中野委員より資料1によって第32回建築士事務所全国大会
(大分大会)事業報告・収支報告について説明がなされた。

表彰関係、参加者数及び収支決算の総額は以下の通りであ
った。

・表彰者数

日事連建築賞-国土交通大臣賞1作品、日事連会長賞1
作品、優秀賞6作品(一般建築部門3作品、小規模建築部
門3作品)、奨励賞8作品(一般建築部門4作品、小規模建
築部門4作品)

年次功労者表彰-単位会推薦37名

・式典・イベント出席者

単位会参加数1,511名、大分会会員218名、

招待者その他82名(合計1,811名)

招待者内訳

国会議員

衛藤征士郎衆議院議員、岩屋毅衆議院議員

大分県関係

広瀬勝貞県知事、阿部英仁県議会議長 他

大分市関係 釘宮 磐市長 他

国土交通省 小川富由大臣官房審議官 他1名

住宅金融支援機構、報道関係、関係団体、事業関係等

・収支決算 収入合計54,543,454円

支出合計54,543,454円

協議の結果、資料1の第32回建築士事務所全国大会(大分
大会)事業報告・収支報告を3月常任理事会に提案するこ
とで了承された。

2. 協議事項

(1)第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)運営特別委員
会の委員構成及び委員会開催日程について

事務局より資料2によって第34回建築士事務所全国大会(愛
媛大会)運営特別委員会の委員構成及び委員会開催日程に
ついて以下の通り説明がなされた。

大会開催日は平成21年10月9日(金)

大会委員編成

委員長 日事連役員(主管会が所属するブロック選出副
会長予定)

副委員長 愛媛会会長

委員 愛媛会2名

委員 北海道・東北ブロック内の全国大会主管会とな
る単位会から1名(平成20年3月末日迄に決定
の予定)

委員 大分会1名

委員 東京会1名

今後の委員会開催予定

平成21年2月初旬に日事連会議室にて、第1回委員会を開
催する予定としている。また3月上旬に愛媛会は、愛媛大

会に向けての準備作業、運営等について確認を行うため、大分会事務局を訪問することとしている。

(配付資料)

資料1: 第32回建築士事務所全国大会(大分大会)事業報告等について

資料2: 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)運営特別委員会の委員構成及び委員会開催日程について

第24回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成19年12月17日(水) 10:00～12:05

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委員 榊原 信一、中村 正則、山口 祥悟、

小林 志朗、高津 充良

事務局: 北野、吉田、恩田、鈴木、上原

<配付資料>

第23回 建築設計制度等対応特別委員会議事録(案)

資料1-1: 建築士制度小委員会(第6回・12/6)提示資料

資料1-2: 建築士制度小委員会とりまとめ(最終案)<委員限り>

資料2: 業務報酬基準・工事監理小委員会(第6回・12/12)提示資料

参考: (新聞記事)12/6・建築士制度小委員会、12/12・業務報酬基準・工事監理小委員会

・前回の議事録は事前にメール送付しているので、修正等があれば19日までに事務局へ連絡することとした。

議事1. 建築士制度小委員会(第6回・12/6)の報告について(資料1-1、資料1-2、参考資料)

高津委員より次の報告があった。

・最終の小委員会が12月6日に開催され、これまでの検討結果を反映した「建築士制度小委員会とりまとめ(案)」が示された。

・「学歴要件の見直し」については、学科卒業ではなく大臣

2008 3 日事連会務月報

の指定する建築に関する科目の履修になったこと、「実務経験要件」について、建築設備工事等の施工管理業務を認めることについて議論があった。

・(本日の参考資料の)新聞記事にあるように、実務経験要件における設計・工事監理以外の業務範囲をどこまで認めるかが議論とされた。

・「講習制度」については、「同等認定」の部分で工事監理や設計の補助業務、建築設備士が建築士に意見を述べる業務を行っていた場合にも実務経験として認める、またびアチック判定員や建築設備士に対する講習・修了考査についてもその一部を免除する。

・所属する建築士の「実務経験証明」は原則として管理建築士が行うこと、また「管理建築士講習」について当面は実務経験審査は建築士事務所登録の際の資料を活用する等弾力的な対応について検討される。

・当日の議論を踏まえ「建築士制度小委員会とりまとめ(案)」の細かい表現の修正は小委員長に一任され、その修正が行われたものが資料1-2であり、12月19日に開催される基本制度部会に報告されることとなっている。

議事2. 業務報酬基準・工事監理小委員会(第6回・12/12)の報告について(資料2、参考資料)

高津委員より次の報告、岡本副委員長より補足説明があった。

・最終の小委員会が12月12日に開催され、これまでの検討結果を反映した「業務報酬基準・工事監理小委員会とりまとめ(案)」が示された。

・建築主や施工者の要求を満たすべく実施設計図書を未確定のまま工事着工し、施工段階で協議の上確定していく設計業務を追加業務として行うべき設計変更業務に十分な報酬が支払われていないことが工事監理が十分に行えない原因となっているとの指摘があるため、未完成の図書を補う設計行為は実施設計に包含されているとし、また工事施工段階で行われる設計変更業務については追加業務として明確化すべきであるとしている。

・「業務報酬基準(告示1206号)の見なおし」については、建

築主が容易に理解できる業務報酬基準体系とすることを基本とする。四会連合協定契約約款・業務委託書との整合を図り、標準業務内容・追加的業務の事例も修正すべきであるとされた。別添資料として示された「追加的な業務の例示」については、前回小委員会以降団体から多数の意見があがり、日事連でも「業務報酬基準ワーキンググループ」で調整を行った上で小委員会に意見を提出した。

- ・「業務量の略算表の見直し」における用途等による類別及び難易度については施設類型を16に詳細化さらに難易度に係る要素を加えることとしている。また、業務量の示し方については人日ではなく人時で示す方向で検討すべきである。また、国交省、関係団体が定期的に見直しを行うべきであるため、調査方法については検討を行う必要があるとしている。
- ・「建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実について」は設計・工事監理契約締結前の重要事項の説明時や契約時に交付する書面において建築士事務所の賠償責任保険の加入の有無を記載することを義務付けるべきである。また、建築物の滅失毀損に限定されている現行の保険商品性の向上についても各団体で協力して検討を行うべきであるとされた。
- ・(本日の参考資料の)新聞記事にあるように、告示1206号の見直しの方向性が示されたこと、工事段階で行われる設計における「未完成(未確定)の設計図書」の内容や表記等について議論があった等の説明があった。
- ・12日の委員会議論を踏まえ「建築士制度小委員会とりまとめ(案)」の細かい表現の修正は小委員長に一任され、12月19日に開催される基本制度部会に報告されることとなっている。
- ・今後、国で具体的な検討作業が行われる「業務報酬基準の見直し」、「工事監理ガイドライン作成」等について、日事連として、意見出し等の対応を行う委員会をどのようにするか検討していく必要がある。

- 「業務報酬基準見直しに係る実態調査」の対応について
- ・実態調査の実施にあたっては、新しい標準業務内容に相当する業務量に適切に置き換える必要があるため、回答事務所に対しては調査の主旨と作業内容の説明が必要となっている。
 - ・実態調査の依頼は、各団体からの推薦により、国交省から約1,000~1,200事務所(予定)に直接送られる。
 - ・スケジュールは2月下旬まで回答期間を設け、3月中には集計・とりまとめを行うこととしているが、若干遅れが予想される。

実態調査については、国交省では日事連に対して約300事務所の確保を要請しているが、日事連では状況を見てそれ以上の数を確保する方向で考えたい。また、回答する事務所に対して、主旨と作業内容の周知が必要であり、何らかの対応を検討することとされた。

議事3. その他

今回は、他の外部委員会の状況について、委員に当委員会で報告をいただくこととした。報告を行う委員会については、事務局でリストアップし、委員長に確認して決定することとした。当委員会の委員構成についても今後見直すこととした。

次回日程について

次回委員会開催予定

平成20年2月22日(金)10:00~12:00 日事連会議室

第8回 総務・財務委員会議事概要

日時 平成20年2月15日(金)13:30~15:50

会場 大阪会会議室

出席者 委員長 山田美光 副委員長 山本 剛

委員 加藤 彰、西倉 努、山田清治、大旗 健、
八島英孝

担当理事 本澤宗夫

事務局 高津専務理事、恩田、前田

1. 報告事項

(1)第32回建築士事務所全国大会(大分大会)の実施結果について

事務局より、第32回建築士事務所全国大会の実施結果について、大会参加者1,811名、パーティ参加者422名、収支決算54,543,454円であったことが資料1によって説明がなされた。

(2)今後の(有)日事連サービスの出資者及び役員選任の方針について

専務理事より、前回の総務・財務委員会で作成した(有)日事連サービスの出資者及び役員選任の方針案に対するその後の対応経緯及び(有)日事連サービスのとった措置について、資料2によって次の趣旨の概要説明がなされた。

(有)日事連サービスは、総務・財務委員会が作成した方針案について内部調整を重ね、平成20年1月28日臨時株主総会を開催し、現役員等においてもこの方針案について理解され、それにそった議決がなされた旨の報告があった。本件は常任理事会に提案することとした。

(3)役員候補者の推薦手順と選任方法について

平成20・21年度の役員候補者の推薦日程等について確認を行い、平成20・21年度会長候補者の1次推薦については、関東甲信越ブロック協議会から三栖邦博東京会会長が推薦され、他の5つのブロックでは該当者がなかった旨、事務局より資料3によって説明がなされた。

(4)日事連の定款一部変更の状況について

専務理事より、日事連の定款一部変更の状況について、資料4によって次の趣旨の概要説明がなされた。

変更内容

- a. 改正建築士法第27条の2に規定する法定団体の要件を満たすために、「目的(第3条)」、「事業(第4条)」及び「会員資格(第5条)」の規定を変更する。
- b. 副会長を1名増員するため「役員の員数(第12条)」の規定を変更する。
- c. その他所要の規定を変更する。

変更の時期

この定款の一部変更については、現在、国土交通省担当課と折衝中であり、本年6月に開催する日事連の総会を目途に事前審査・調整が行われることとなっている。

なお、公益社団法人への移行に必要な定款の変更については現時点ではまだ枠組みが決まっていないため、今回の変更とは切り離し、改正建築士法の施行後(平成20年12月1日以降)に検討のうえ行うこととする。

2. 協議事項

(1)平成20年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

平成20年度事業計画案について

事務局より、平成20年度事業計画案について、資料5によって次の趣旨の概要説明がなされた。

本年の12月に施行予定の改正建築士法に規定された法定団体としてふさわしい体制づくりを重点として、法の円滑な施行に向けて様々な課題に単位会と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展とともに消費者の信頼性の向上を図るため各種事業に取り組む。

具体的には法定講習(管理建築士講習、建築士事務所に所属する建築士のための定期講習)の実施協力機関としての実施、定款等の整備、苦情解決業務の実施に係る規程整備等、改正法の施行に向けた広報活動、指定事務所登録機関の指定への支援等の活動を通して団体による自律的な監督体制の確立に向けた事業を行う。

また、総務・財務に関することとして以下のとおり説明がなされた。

日事連及び単位会が改正建築士法に規定する法定団体移行に向けての取り組み課題への対応及び公益社団法人への移行の検討を行う。また、単位会の指定事務所登録機関の指定への積極的な支援を行う等、改正建築士法及び公益法人制度改革関連法への対応を中心に次の事業を実施する。

1)改正建築士法への取り組み課題への対応

a. 日事連及び単位会の法定団体への移行

・日事連の定款整備

・単位会の法定団体移行への情報提供等支援活動

b. 単位会の指定事務所登録機関の指定への支援

・EFL登録等事務規程及びEFL登録事務取扱要領等の策定及び体制整備への支援

2) 日事連の公益社団法人への移行の検討及び単位会の公益社団法人への移行のためのEFL定款の作成等の支援活動

3) 構成員の増強等組織の拡充及び日事連の運営に関わる諸規程等の整備

4) 第33回建築士事務所全国大会の実施

・平成20年10月3日(金)於:東京

5) 日事連建築賞の実施

6) 各種保険制度の運営

協議の結果、平成20年度事業計画案について、資料5のとおり常任理事会に提案することとした。

平成20年度収支予算案について

事務局より、一般会計、福利厚生特別会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成20年度収支予算案について説明がなされ、協議の結果原案を了承し、常任理事会に提案することとした。

3会計の収支予算案の合計は以下の通り。

収入は、会費収入177,150,000円、事業収入253,440,000円、雑収入2,460,000円、特定預金取崩収入60,050,000円、前期繰越収支差額35,000,000円、合計528,100,000円。

支出は、事業費382,620,000円、管理費99,410,000円、特定預金支出36,710,000円、予備費9,360,000円、合計528,100,000円。

(2) 日事連建築賞の募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員について

事務局より、募集要項の一部改正及び委員の交代について説明がなされ、協議の結果、資料6のとおり常任理事会に提案することとし、常任理事会で決定後、単位会には速やかに周知することとした。

主な改正点は以下の通り。

対象建築作品竣工日、応募期限、単位会の応募数の基準となる会員数の期日及び表彰日について、年度が変わることによる日付の変更を行ったこと。

委員長については、藤木忠善氏から坂本一成氏に変更になり、委員については、伊香賀俊治氏を酒井寛二氏に変更し、他の委員については従来通りとしたこと。

次回委員会開催予定 平成20年5月15日(木)13:30~16:00

(配付資料)

資料1: 第32回建築士事務所全国大会(大分大会)事業報告書

資料2: 「(有)日事連サービスの今後の運営方針について」の対応経緯及び日事連サービスのとった措置、(有)日事連サービスの出資者及び役員選任方針(案)

資料3: 平成20・21年度の役員候補者の推薦日程等の加・図及び平成20・21年度会長候補者の2次推薦依頼について

資料4: 定款の一部変更について(案)、定款変更新旧対照条文(案)

資料5: 平成20年度事業計画(案)、平成20年度一般会計予算内訳書(案)、3会計収支予算書(案)、収支予算書総括表(案)

資料6: 「日事連建築賞」募集要項新旧対照表

第7回 業務・技術委員会概要

[日 時] 平成20年1月24日(木) 14:00~16:30

[会 場] 日事連会議室

[出席者] 委員長:横須賀満夫 副委員長:黒上好弘

委員:山本金光、斉藤俊夫、櫻川幸夫、藤村亮一、宮脇弘明

(欠席 担当理事:鈴木誠一)

オブザーバー:中川孝昭((有)日事連サービス)

日事連事務局:高津、北野、恩田、吉田、鈴木、

千浜

(配付資料)

資料1:賠償責任保険関係資料

資料2:社会資本整備審議会基本制度部会(第13回・12/19)提出資料

資料3:業務報酬基準見直しに係る実態調査関係資料

資料4:構造基準に関する懇談会(第1回・1/23)提出資料

資料5:ｶﾞｰﾈﾝﾀｰ関係資料

資料6:環境配慮契約法の概要等

資料7:平成20年度業務・技術に関する事業計画(案)

議事1.建築士事務所賠償責任保険制度の単位会加入率10%アップの実現について

(有)日事連サービスの中川専務取締役より、賠償責任保険加入促進に関し単位会の取り組み状況等の報告がなされた(資料1)。

- ・保険会社や代理店が直接加入促進するよりは、単位会の役員等を通じて保険の説明会を行った方が効果が期待できる。また、平成19年6月に施行された改正建築士法第24条の6「書類の閲覧」の条文について記した広告原稿を作成してきているが、単位会の会誌等でも掲載していただきたい旨報告がなされた。

議事2.社会資本整備審議会基本制度部会(第13回・12/19)の報告について

社会資本整備審議会基本制度部会が12月19日に行われ、建築士制度小委員会と業務報酬基準・工事監理小委員会において取りまとめられた内容について、高津専務理事より資料2に基づき概略説明がなされた。

議事3.業務報酬基準見直しの方向性等(国交省提示)に対する意見について

国が業務報酬基準の見直しに係る建築設計・工事監理の業務量の実態を把握するために、建築関係団体へ協力依頼がなされ、日事連において単位会へ協力いただく事務所の推薦依頼をしたことを事務局より資料3に基づき報告した。

- ・今後のスケジュールとしては、実態調査事務局による協力事務所の正式決定をした後、2月中旬に調査協力要請

書を対象事務所へ送付し、ウェブ上による入力回答をすることになる(回答締め切りは3月中旬予定)。

業務報酬基準に係る新告示は今年秋頃を目途に公布される見通しである。

- ・実態調査は実績業務量に今回新たに示されている「新標準業務内容」に相当する業務量の補正を行い「仮定業務量」を算出することとしており、理解しにくい調査となっている。このため、日事連は各都府県協議会ごとに説明会を開催することとしている。

議事4.構造基準に関する懇談会(第1回・1/23)の報告について
構造基準に関する懇談会が1/23に行われ、日事連の代表委員として出席した櫻川委員より当日の資料に基づいて概略報告がなされた(資料4)。

- ・独立行政法人建築研究所で提出された構造関係基準の検討状況(電話相談等で質問の多い事項とその対応(案))の内容について意見があれば事務局の(財)日本建築防災協会へ意見書を提出することとしている。

議事5.木造3階建て等の住宅の確認申請に係るｶﾞｰﾈﾝﾀｰ(相談窓口)の設置について

国土交通省から日事連へ建築確認申請図書(構造計算書・構造図)の作成に関するｶﾞｰﾈﾝﾀｰ(相談窓口)開設の要請があり、10都道府県の建築士事務所協会において開設することにしたことを北野常務理事より報告がなされた(資料5)。

議事6.環境配慮契約法の施行について

平成19年11月環境配慮契約法が施行、同法律に基づく基本方針が12月に閣議決定されたことについて事務局より概略報告がなされた(資料6)。

- ・国及び独立行政法人等は今後基本方針に従って環境に配慮した契約の推進に努めていくことになる。
- ・環境省では同法律について国の各機関や関係事業者等へ環境に配慮した契約に取り組むよう全国47都道府県で説明会を実施することとしている。説明会の資料等については環境省のホームページに掲載されている。

議事7.平成20年度事業計画について

平成20年度事業計画(案)について協議した結果、資料7に基づく以下の計画を承認した。

1. 建築士事務所賠償責任保険制度の加入促進

(有)日事連サービスとの連携強化

2. 建築設計・監理業務委託契約約款等改正についての検討

3. 業務報酬基準見直しについての検討

4. 工事監理業務のガイドライン策定についての対応

5. 業務・技術に関する講習の事業

建築士事務所の業務としての震災建築物の被災度区分

判定基準及び復旧技術指針講習会の継続実施

6. 技術者人件費及び標準業務人・日数に関する調査研究

7. 耐震診断、耐震改修を実施する建築士事務所の情報提供

8. 業務・技術に関する情報収集

次回委員会

平成20年4月17日(木)14:00～16:30 日事連会議室

行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成20年

3月19日 苦情の解決業務対応ワーキングチーム

21日 管理建築士テキスト専門委員会

24日 改正法周知ワーキングチーム

28日 予算総会、全国会長会議、常任理事会、政研総会(八重洲富士屋ホテル)

4月 2日 広報・渉外委員会

3日 苦情の解決業務対応ワーキングチーム

4日 会誌編集専門委員会

7日 構造技術専門委員会、全国大会実行特別委員会(東京開催)

9日 講習及び研修システム等整備ワーキングチーム

15日 管理建築士テキスト専門委員会

16日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款等検討ワーキンググループ、改正法周知ワーキングチーム

17日 業務・技術委員会

18日 建築設計制度等対応特別委員会

22日 事務所登録事務対応ワーキングチーム

23日 指導運営委員会

24日 教育・情報委員会

会 務 月 報

第301号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

平成20年3月 通常理事会概要

1.日 時 平成20年3月7日(金)14:00～16:50

2.会 場 日事連会議室

3.理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 34名

出席者数 33名

(内、表決委任状提出者7名を含む)

4.出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山口祥悟、伊藤 剛、森 素直

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、鈴木誠一、外木場久雄、髭右近外嘉、
本澤宗夫、吉原殖男

理 事 荒木正治、石葉泰久、大島拓司、岡田利一、
木村克次、豊田 昇、野呂幸一、水谷達郎、
村山高文、森野美德、山田美光、山中保教、
横須賀満夫

監 事 泉谷良宏、高橋 敏

欠席者(表決委任者)

理 事：浅野善治、定行まり子、瀧口信二、田村志郎、
馬場錬成、横田満人、米澤榮三

欠 席 者 山崎善利副会長、速水可次監事

事務局出席者 恩田利昭事務局長、前田敏明総務係長

5.議 事

2008 4 日事連会務月報

(1)議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

山田美光理事、横須賀満夫理事

(2)議決事項

1)常任理事会専決事項の承認の件(平成20年2月20日、常任
理事会決定)

つぎの常任理事会専決事項の内容について、事務局より
説明がなされた。

日事連建築賞募集要項及び日事連建築賞選考委員会
委員の決定の件

日事連建築賞募集要項の一部改正及び日事連建築賞
選考委員会委員について資料1のとおり決めた。

募集要項の主な改正内容は、年度が変わったこと
により対象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締
切日等の変更を行ったこと、また、選考委員会委員関
係では委員長が藤木忠善氏から坂本一成氏に、委員
では伊香賀俊治氏から酒井寛二氏に変更した。

管理建築士講習(法定講習)の実施の決定の件

管理建築士講習(法定講習)の実施についての業務受
託内容、経費分担及び全体スケジュール等を資料2のとおり
決めた。

登録講習機関として申請を予定している(財)建築技
術教育普及センターとは管理建築士講習の実施にかかる
基本合意書を平成19年11月28日に交わしている。その
後、具体的な業務委託内容及び委託費等の実施協力条
件等について協議を重ねてきた。今回条件面の整理が
資料2のとおりまとまった。内容は、受講料(修了考査
含む)は1名・15,000円を想定し、日事連はテキストの編集
協力費・印刷製本費・送料及び講習運営間接経費を含
めて1名当たり受講料の約13%、単位会は会場確保、実
務経歴審査、監理補助員説明会等及び講習運営間接経
費を含めて1名当たり受講料の約43%、センターは講習会場
費、問題作成費等、電算システム費、講師謝金、講師旅費、事
務局説明会費用、テキスト原稿料等、講習運営間接経費を

含めて1名当たり受講料の約44%の経費分担となっており、具体的には単位会へは1名あたり6,400円(講習会場費、講師謝金、講師旅費についてはセンターから別途支給)が支給されることとなる。これらの額については、これまでの管理講習の経費や作業量等とのバランスも踏まえて調整している。なお、管理建築士講習は8月下旬から「見なし講習」として実施される予定であり、実施準備の関係で各单位会へ会場予約等の準備を依頼することとした。

これに関連した質疑は以下の通り。

- ・実務経歴審査はどのような方法で行うのか。
- 現段階での情報では、受講申込時に実務経歴書の提出と対面審査を行う予定である。また、実務経歴書の記載事項は、管理建築士等の建築士が証明することなどの方法が検討されている。いずれ審査要領として示される予定である。

当面の知事指定講習の進め方の決定の件

当面の知事指定講習の進め方について資料3のとおり決めた。

管理建築士講習(法定講習)を踏まえた管理講習(知事指定講習)に係る県との協議事項として、管理建築士講習(法定講習)は受講して修了考査に合格すればその後受講する義務はなく、管理講習(知事指定講習)は5年毎の建築士事務所の更新登録の際に受講指導・勸奨という制度の相違点がある。従って、管理建築士が継続的に能力の維持・向上を図る制度として管理講習の知事指定の継続が必要であること、また、管理講習の知事指定の継続をする場合の特例措置(管理建築士講習を修了した者は知事指定講習を受講したものと見なす等の指導要綱等の見直し)等について各県との協議を行う必要性についての文書を各单位会に送付することとした。

これに関連した質疑は以下の通り。

- ・制度当初3年間の経過措置期間内で管理建築士講習

を受講し、修了考査を受けた後の合格発表が概ね1ヶ月後になるが、その前に建築士事務所登録の更新時期を向かえる場合はどうなるのか。

- 県の指導要綱では講習を修了していないことを理由に更新登録を拒否することは困難と思われるので、その対応については県の担当部局と適切な方法について協議してほしい。

「管理建築士株式会社専門委員会」設置の決定の件

管理建築士株式会社専門委員会の設置について資料4のとおり決めた。

「管理建築士講習」のテキストについては、(財)建築技術教育普及センターとの協議の結果、同センターからの委託を受けて、本会が編集協力することとなった。本会の「講習及び研修システム等整備ワーキングチーム」において、具体的な編集方法等について検討を行ったところ、同ワーキングチームでは、基本的な科目内容案(メニュー)を作成するにとどめ、テキストの編集協力については、別途、委員会を設け対応することとし、教育・情報委員会の下に「管理建築士株式会社専門委員会」(仮称)を設けることとした。

議長より、以上の から の常任理事会で決定した同議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

2) 建築士定期講習(法定講習)の実施の承認の件

事務局より、資料5によって建築士定期講習(法定講習)の実施について次の趣旨の説明がなされた。

建築士定期講習は、登録講習機関として申請を予定している(財)建築技術教育普及センターと日事連及び日本建築士会連合会が実施協力に係る協議を行っている。これにともない、日事連及び日本建築士会連合会の両団体で建築士定期講習実施に係る基本的な事項について合意をする必要性が生じたため資料5の建築士定期講習実施に係る基本合意(案)をまとめた。この基本合意を年度内に結びたいと考えている。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料5のとおり建築士定期講習実施に係る基本合意を日本建築士会連合会と年度内に結ぶことを承認した。

3) 第49回通常総会議案の承認の件

平成20年度事業計画の承認の件(第1号議案)

平成20年度事業計画案について資料6により各常置委員会委員長及び専務理事から次の趣旨の説明がなされた。

本年の12月に施行予定の改正建築士法に規定された法定団体としてふさわしい体制づくりを重点として、法の円滑な施行に向けて様々な課題に単位会と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展とともに消費者の信頼性の向上を図るため各種事業に取り組む。

具体的には法定講習(管理建築士講習、建築士事務所に所属する建築士のための定期講習)の実施協力機関としての実施、定款等の整備、苦情解決業務の実施に係る規程整備等、改正法の施行に向けた広報活動、指定事務所登録機関の指定への支援等の活動を通して団体による自律的な監督体制の確立に向けた事業を行う。

平成20年度収支予算の承認の件(第2号議案)

平成20年度収支予算案について各科目の収支予算案の説明及び一般会計と2つの特別会計の3会計合計の収支について資料6によって事務局より説明がなされた。3会計の収支予算案合計は、収入の部では、会費収入177,150,000円、事業収入253,440,000円、雑収入、2,460,000円、特定預金取崩収入60,050,000円、前期繰越収支差額35,000,000円、合計528,100,000円となっている。支出の部では、事業費382,620,000円、管理費99,410,000円、特定預金支出36,710,000円、予備費9,360,000円、合計528,100,000円となっている。

議長より、平成20年度事業計画の承認の件及び平成

20年度収支予算の承認の件の議案の承認について諮ったところ異議なく、資料6のとおりこれを承認し、第49回通常総会で第1号議案及び第2号議案として提案することを決定した。

4) 岐阜県での管理建築士講習等の実施の承認の件

専務理事及び事務局より、資料7によって岐阜県での管理建築士講習等の実施について次の趣旨の説明がなされた。

管理建築士講習を企画している(財)建築技術教育普及センターから日事連に対し、岐阜県における当該講習の実施の方針を求められ、岐阜県での円滑な実施のためには、日事連が岐阜会に対して実施に協力するかどうかの確認をするよう求められた。また、平成20年度に登録更新が予定される住宅金融支援機構の適合証明技術者の登録事務について、日事連と同じ登録機関である日本建築士会連合会の協力のもと実施することが本来的であるが、同連合会からは岐阜県での円滑な登録事務の実施のためには日事連が岐阜会の実施に関する意向を文書で確認することを求められた。このため平成19年12月21日に会長、関係副会長等で対応を協議した。その結果、平成20年1月中旬に幹部が岐阜会を訪問し、平成20年度の管理建築士講習等の準備状況の説明と岐阜県での実施について岐阜会の意向を文書でもって確認することとした。1月22日に日事連から専務理事、事務局長の2名が岐阜会を訪問し、岐阜会の向井会長はじめ役員7名に説明し、平成20年度の管理建築士講習等の実施について意向の確認を行った。当日の説明では岐阜会では退会して会員団体ではないため他の会員団体と同様の条件で委託することはできない旨を説明し、岐阜会もその主旨については基本的に理解していた。その後、平成20年1月31日付で岐阜会より管理建築士講習(法定講習)、適合証明技術者登録事務について受託する旨の回答文書が送付された。委託契約条件については別途協議することとなっている。会員団体でない岐阜会へ

のそれぞれの委託費等の協議内容の条件については、他の会員団体の日事連への負担等を考慮しながら、非会員団体としての条件を詰め、その内容については会長に一任することとした。

議長より、同議案の承認について諮ったところ異議なく、岐阜県での管理建築士講習の実施の対応方針を承認した。

5) 業務支援サービスにおける一部のソフトウェアの提供価格の変更及び提供終了の承認の件

事務局より、教育・情報委員会及び常任理事会で検討した業務支援サービスにおける一部のソフトウェアの提供価格の変更及び提供終了について資料8によって次の趣旨説明がなされた。

(株)構造システムから提供されている7種類のソフトウェアについて改正建築基準法施行にともない、コスト削減やコスト対応件数の大幅な増加等により現行価格での提供が困難になったので4月21日より利用価格の値上げをしたい旨の意向が示された。

業務支援サービスの有料利用が開始され平成20年1月31日現在で3年11ヶ月が経過した。この間の利用者が2週間以下または0回のソフトウェア14種類のサービスの終了について、本年6月20日をもって終了することとした。

なお、この内容については業務支援サービスのホームページでお知らせすることとしている。

議長より、同議案の承認について諮ったところ異議なく、資料8のとおりこれを承認した。

6) (有)日事連サービスの今後の運営方針の承認の件

山田総務・財務委員長及び常務理事より次の趣旨の説明がなされた。

昨年7月、(有)日事連サービスより日事連に対し、今後、日事連と連携を強化していくため、同社の役員及び出資者の長期固定化、高齢化の現状を改善すべく、同社の今後の運営方針について、考え方を示してほしい旨の依頼があった。このことについて、常任理事会より付託を

受けた総務・財務委員会が資料9のとおり、日事連との連携を強化しつつ役員等の若返りが可能になるような方針案をまとめた。なお、(有)日事連サービスから、現役員においても、この方針案について理解された旨の報告があった。

議長より、同議案の承認について諮ったところ異議なく、資料9のとおりこれを承認した。

7) 第49回通常総会等の日程及び運営の承認の件

事務局より、第49回通常総会等の日程及び運営について資料10により次の通り説明がなされた。

平成20年3月28日(金)

会場:八重洲富士屋ビル2F「桜の間」

11:00～13:10 3月常任理事会(3F「赤松の間」)

13:15～15:30 第103回建築士事務所協会全国会長会議

15:35～16:15 第49回通常総会(平成20年度予算総会)

16:20～17:00 第33回日事政研総会

議長より、同議案の承認について諮ったところ異議なく、資料10のとおりこれを承認した。

(3) 報告事項

1) 6月改正建築基準法の施行について

専務理事より、6月改正建築基準法の施行について昨年の11月27日に開催された通常理事会以降の国または日事連・関係団体に対応してきた主な事項について資料11及び資料11-1によって報告がなされた。

2) 6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケートの状況等について

本年2月6日に単位会の協力を得て500事務所に対して6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート調査を行った結果の概要をまとめたものが資料12である。残された課題としては、ビオフィック対象建築物が広範であること、ビオフィック審査が相当の負担となっていること、ビオフィック制度が設計の制約となっていること、確認審査の円滑化のためには更なる改善が必要との認識があること等が実態調査の結果となっている。この結果について来週中に記

者発表をする予定にしている。また、先に開催した常任理事会でもこの結果について協議したが、確認申請の前段階で構造設計を委託する場合にその確保が困難になっている状況がある旨の意見があり、その後具体的な追加アンケートの設問事項が提案された。その内容を参考にし、会長と協議し、第2次アンケート調査として設問項目をまとめた旨の報告が資料12によって専務理事よりなされた。これに関連した質疑は以下の通り。

- ・第2次アンケートの結果はどのような発表方法を考えているか。
- 外部に向けた発表方法になる。
- ・このアンケート調査は、制度改正の裏付けとなるものと考えられる。
- ・第2次アンケートの調査結果も含めて一緒に発表したらどうか。
- ・調査結果の情報は早いうちに発表してこそ価値があると思うので、現在ある調査結果を発表した後に、第2次アンケート調査の結果がまとまった段階で発表する方法でよいのではないか。

協議の結果、アンケート調査結果がまとめられているものは発表し、第2次アンケート調査は適切な時期に行い、その結果がまとまった段階で発表することとした。

3) 社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめについて

専務理事より、平成19年12月19日に社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめがなされた内容の建築士試験の受験資格の見直し、講習制度、工事監理業務の適正化、業務報酬基準(告示1206号)の見直し、建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実等とりまとめ経過及び日事連の対応等について資料13により報告がなされた。

4) 日事連定款の一部変更の折衝状況について

常務理事より、改正建築士法に対応するための定款変更等にかかる状況について資料14によって報告がな

れた。変更の内容は次の事項となる。

改正建築士法第27条の2に規定する法定団体の要件を満たすために、「目的(第3条)」、「事業(第4条)」及び「会員資格(第5条)」の規定を変更する。

法定団体としての社会的責任及び業務の増大に対応するために副会長を1名増員するための「役員の員数(第12条)」の規定を変更する。

その他所要の規定を変更する。

なお、公益社団法人への移行に必要な定款の変更については、改正建築士法の施行後に検討のうえ行うこととする。この定款の一部変更については、現在、国土交通省担当課と折衝中であり、本年6月に開催する日事連の総会を目的に事前審査・調整が行われることになっている。

5) UIA2011東京大会への対応について

UIA2011東京大会は2011年9月25日から10月1日に1万人規模で開催される予定である。また、本年6月に開催されるUIA2008トリノ大会で次回の東京開催に対する関心を高め、大会の準備を促進するため、建築5団体に対し、参加協力要請があり関係団体で調整することとなっている旨の報告が専務理事より資料15によってなされた。

6) 平成20年度国土交通省住宅局関係の講習について

平成20年度に国土交通省住宅局関係で実施が予定される講習は以下の通りである。

長期優良住宅に関する技術の普及(講習の実施:平成20年秋頃から24年)

木造住宅の安全性・信頼性向上(講習の実施:平成20年6月頃から22年)

住宅瑕疵担保責任保険制度対応(講習の実施:平成20年4月頃から21年)

住宅・建築物の省エネ対策強化(講習の実施:平成20年秋頃から24年)

これらの実施について各県で協議会が設置される予定となっている旨の報告が常務理事より資料16によって

なされた。

7)第32回建築士事務所全国大会(大分大会)の実施結果報告について

森副会長(全国大会運営特別委員長)より、昨年10月5日に開催した、第32回建築士事務所全国大会(大分大会)の実施結果について資料17によって報告がなされた。

8)平成20年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成20年度の主な会議日程(予定)について資料18によって事務局より報告がなされた。

9)会員・構成員異動報告

平成19年11月末日から平成20年1月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料19の通り。

平成19年11月30日現在

正会員46団体、構成員14,869事務所、賛助会員5社

平成19年12月31日現在

正会員46団体、構成員14,878事務所、賛助会員5社

平成20年1月31日現在

正会員46団体、構成員14,880事務所、賛助会員5社

10)職員30年勤続表彰について

会長より、就業規程により職員永年勤続表彰は通常総会で行うこととなっている。このため、恩田利昭(昭和52年8月1日入社)を平成20年3月28日に開催される第49回通常総会で表彰する旨の報告がなされた。

<配付資料>

資料1:「日事連建築賞」募集要項新旧対照表

資料2:管理建築士講習に係る業務分担及び受講料収入の割り振り案

資料3:「管理建築士講習」(法定講習)を踏まえた「管理講習」(知事指定講習)に係る県との協議事項について(案)

資料4:「管理建築士士社専門委員会」(仮称)の設置について

資料5:建築士定期講習実施に係る基本合意(案)

資料6:平成20年度事業計画承認の件

資料7:平成20年度の管理建築士講習等の実施につき貴会の意向の確認について

資料8:日事連業務支援サービスの一部のソフトウェアの価格変更について

資料9:有限会社日事連サービスの今後の運営方針について(依頼)

資料10:第49回通常総会及び第103回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料11:6月改正建築基準法の施行について

資料11-1:建築確認手続きの円滑化に向けた取り組みの強化・継続等について

資料12:6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケートの状況等

資料13:国の審議会の報告書のとりまとめ経過及び日事連の対応について(報告)

資料14:定款の一部変更について(案)

資料15:UIA2011東京大会への対応状況について

資料16:平成20年度に国交省住宅局関係で実施が予定される講習

資料17:第32回建築士事務所全国大会大分大会事業報告書

資料18:日事連・平成20年度主な会議日程(予定)

資料19:会員・構成員異動報告書

平成20年2月 常任理事会概要

1.日 時 平成20年2月20日(水)13:30~17:15

2.会 場 日事連会議室

3.常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 14名

(内、表決委任状提出者2名を含む)

4.出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山口祥悟、伊藤 剛、山崎善利、森 素直

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、鈴木誠一、外木場久雄、髭右近外嘉、
吉原殖男

欠 席 者(表決委任者)

山本茂男副会長、本澤宗夫常任理事

事 務 局 恩田利昭事務局長、前田敏明総務係長

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

山口祥悟副会長、伊藤 剛副会長

(2) 専決事項

1) 日事連建築賞募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員の決定の件

事務局より、日事連建築賞募集要項の一部改正及び日事連建築賞選考委員会委員について資料1により次の通り説明がなされた。

募集要項の主な改正内容は、年度が変わったことにより対象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行ったこと、また、選考委員会委員関係では委員長が藤木忠善氏から坂本一成氏に、委員では伊香賀俊治氏から酒井寛二氏に変更した。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、原案を了承し、資料1のとおり日事連建築賞募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員を決定した。

2) 管理建築士講習(法定講習)の実施の決定の件

事務局より、管理建築士講習(法定講習)の実施についての業務受託内容、経費分担及び全体スケジュール等について資料2によって次の通り説明がなされた。

登録講習機関として申請を予定している(財)建築技術教育普及センターとは管理建築士講習の実施にかかる基本合意書を平成19年11月28日に交わしている。その後、具体的な業務委託内容及び委託費等の実施協力条件等について協議を重ねてきた。今回条件面の整理が資料2の

とおりまとまった。内容は、受講料(修了考査含む)は1名・15,000円を想定し、日事連は冊子の編集協力費・印刷製本費・送料及び講習運営間接経費を含めて1名当たり受講料の約13%、単位会は会場確保、実務経歴審査、監理補助員説明会等及び講習運営間接経費を含めて1名当たり受講料の約43%、センターは講習会場費、問題作成費等、電算システム費、講師謝金、講師旅費、事務局説明会費用、冊子原稿料等、講習運営間接経費を含めて1名当たり受講料の約44%の経費分担となっており、具体的には単位会へは1名あたり6,400円(講習会場費、講師謝金、講師旅費についてはセンターから別途支給)が支給されることとなる。これらの額については、これまでの管理講習の経費や作業量等とのバランスも踏まえて調整している。なお、管理建築士講習は8月下旬から「見なし講習」として実施される予定であり、実施準備の関係で各単位会へ会場予約等の準備を依頼する時期にきているため、このような方針のもと会場確保等の準備に入りたい。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、資料2のとおり経費分担等の原案を了承し、管理建築士講習(法定講習)の実施を決定し、各単位会へ会場予約等の準備に係る依頼をすることを了承した。

3) 当面の知事指定講習の進め方の決定の件

事務局より、教育・情報委員会で検討した当面の知事指定講習の進め方について資料3によって次の通り説明がなされた。

管理建築士講習(法定講習)を踏まえた管理講習(知事指定講習)に係る県との協議事項として、管理建築士講習(法定講習)は受講して修了考査に合格すればその後受講する義務はなく、管理講習(知事指定講習)は5年毎の建築士事務所の更新登録の際に受講指導・勸奨という制度の相違点がある。従って、管理建築士が継続的に能力の維持・向上を図る制度として管理講習の知事指定の継続が必要であること、また、管理講習の知事指定の継続をする場合の特例措置(管理建築士講習を修了した者は

知事指定講習を受講したものと見なす等の指導要綱等の見直し)等について各県との協議を行う必要性についての文書を各単位会に送付したい。

これに関連して以下の質疑があった。

・制度当初3年間の経過措置期間に建築士事務所登録の更新の際に管理建築士講習を修了していない場合はどうなるか。

- 県の指導要綱では講習を修了していないことを理由に更新登録を拒否することは困難と思われるので、その対応については県の担当部局と協議してほしい。

その後、議長より、同議案の決定について諮ったところ、資料3の管理建築士講習(法定講習)を踏まえた管理講習(知事指定講習)に係る県との協議事項等の文案を了承し各単位会に送付することを決定した。

4)「管理建築士研修専門委員会」設置の決定の件

事務局より、管理建築士研修専門委員会の設置について資料4によって次の趣旨説明がなされた。

「管理建築士講習」の研修については、(財)建築技術教育普及センターとの協議の結果、同センターからの委託を受けて、本会が編集協力することとなった。本会の「講習及び研修システム等整備ワーキングチーム」において、具体的な編集方法等について検討を行ったところ、同ワーキングチームでは、基本的な科目内容案(レジュメ)を作成するにとどめ、研修の編集協力については、別途、委員会を設け対応することとし、教育・情報委員会の下に「管理建築士研修専門委員会」(仮称)を設け、資料4のとおりメンバーを選定した。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく原案どおり管理建築士研修専門委員会の設置を決定した。

(3)協議事項

1)建築士定期講習(法定講習)の実施について

事務局より、資料5によって建築士定期講習(法定講習)の実施について次の趣旨の説明がなされた。

建築士定期講習は、登録講習機関として申請を予定している(財)建築技術教育普及センターと日事連及び日本建築士会連合会が実施協力に係る協議を行っている。これにともない、日事連及び日本建築士会連合会の両団体で建築士定期講習実施に係る基本的な事項について合意をする必要性が生じたため資料5の建築士定期講習実施に係る基本合意(案)をまとめた。この基本合意を年度内に結びたいと考えている。

協議の結果、異議なく資料5の建築士定期講習実施に係る基本合意(案)を了承し、3月通常理事会に提案することとした。

2)平成20年度事業計画案について

平成20年度事業計画案について資料6により、次の趣旨の説明が事務局よりなされ協議された。

本年の12月に施行予定の改正建築士法に規定された法定団体としてふさわしい体制づくりを重点として、法の円滑な施行に向けて様々な課題に単位会と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展とともに消費者の信頼性の向上を図るため各種事業に取り組む。

具体的には法定講習(管理建築士講習、建築士事務所に所属する建築士のための定期講習)の実施協力機関としての実施、定款等の整備、苦情解決業務の実施に係る規程整備等、改正法の施行に向けた広報活動、指定事務所登録機関の指定への支援等の活動を通して団体による自律的な監督体制の確立に向けた事業を行う。

協議の結果、原案を了承し、資料6の平成20年度事業計画案を3月通常理事会に提案することを決めた。

3)平成20年度収支予算案について

平成20年度収支予算案について各科目の収支予算案の説明及び一般会計と2つの特別会計の3会計合計の収支について資料7により事務局より説明がなされた。3会計の収支予算案合計は、収入の部では、会費収入177,150,000円、事業収入253,440,000円、雑収入、2,460,000円、特定預金取崩収入60,050,000円、前期繰

越収支差額35,000,000円、合計528,100,000円となっている。支出の部では、事業費382,620,000円、管理費99,410,000円、特定預金支出36,710,000円、予備費9,360,000円、合計528,100,000円となっている。

協議の結果、原案を了承し、資料7の平成20年度収支予算案を3月通常理事会に提案することを決めた。

4) 岐阜県での管理建築士講習等の実施について

専務理事及び事務局より、資料8によって岐阜県での管理建築士講習等の実施について次の趣旨の説明がなされた。

管理建築士講習を企画している(財)建築技術教育普及センターから日事連に対し、岐阜県における当該講習の実施の方針を求められ、岐阜県での円滑な実施のためには、日事連が岐阜会に対して実施に協力するかどうかの確認をしよう求められた。また、平成20年度に登録更新が予定される住宅金融支援機構の適合証明技術者の登録事務について、日事連と同じ登録機関である日本建築士会連合会の協力のもと実施することが本来的であるが、同連合会からは岐阜県での円滑な登録事務の実施のためには日事連が岐阜会の実施に関する意向を文書で確認することを求められた。このため平成19年12月21日に会長、関係副会長等で対応を協議した。その結果、平成20年1月中に幹部が岐阜会を訪問し、平成20年度の管理建築士講習等の準備状況の説明と岐阜県での実施について岐阜会の意向を文書でもって確認することとした。1月22日に日事連から専務理事、事務局長の2名が岐阜会を訪問し、岐阜会の向井会長はじめ役員7名に説明し、平成20年度の管理建築士講習等の実施について意向の確認を行った。当日の説明では岐阜会は退会して会員団体ではないため他の会員団体と同様の条件で委託することはできない旨を説明し、岐阜会もその主旨については基本的に理解していた。その後、平成20年1月31日付で岐阜会より管理建築士講習(法定講習)、適合証明技術者登録事務について受託する旨の回答文書が送付された。委

託契約条件については別途協議することとなっている。会員団体でない岐阜会へのそれぞれの委託費等の協議内容の条件については、他の会員団体の日事連への負担等を考慮しながら、非会員団体としての条件を詰め、その内容については会長に一任することとし、協議の結果は次回以降の常任理事会で報告することとしたい。

協議の結果、岐阜会への対応方針を了承し、資料8を3月通常理事会に提案することを決めた。

5) 業務支援サービスにおける一部のワトウェアの提供価格の変更及び提供終了について

事務局より、教育・情報委員会で検討した業務支援サービスにおける一部のワトウェアの提供価格の変更及び提供終了について資料9の内容説明がなされた。

これを3月通常理事会に提案することを決めた。

6) (有)日事連サービスの今後の運営方針について

常務理事より、次の趣旨の説明及び報告がなされた。昨年7月、(有)日事連サービスより日事連に対し、今後、日事連と連携を強化していくため、同社の役員及び出資者の長期固定化、高齢化の現状を改善すべく、同社の今後の運営方針について、考え方を示してほしい旨の依頼があった。このことについて、常任理事会より付託を受けた総務・財務委員会が資料10のとおり、日事連との連携を強化しつつ役員等の若返りが可能になるような方針案をまとめた。なお、(有)日事連サービスから、現役員においても、この方針案について理解された旨の報告があった。協議の結果、(有)日事連サービスの今後の運営方針について資料10を3月通常理事会に提案することを決めた。

7) 第49回通常総会等の日程及び運営について

事務局より、第49回通常総会等の日程及び運営について資料11により次の通り説明がなされた。

平成20年3月28日(金)

会場:八重洲富士屋ビル2F「桜の間」

11:00～13:10 3月常任理事会(3F「赤松の間」)

13:15～15:30 第103回建築士事務所協会全国会長会議

15:35～16:15 第49回通常総会(平成20年度予算総会)

16:20～17:00 第33回日事政研総会

協議の結果、原案を了承し、資料11の第49回通常総会等の日程及び運営を3月通常理事会に提案することを決めた。

8)3月通常理事会の議題等について

3月通常理事会の議題等について資料12により事務局より説明がなされ、協議の結果、資料12を3月定例理事会開催通知とすることを決めた。

(4)報告事項

1)社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめについて

専務理事より、平成19年12月19日に社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめがなされたこと、その内容として、建築士試験の受験資格の見直し、講習制度、工事監理業務の適正化、業務報酬基準(告示1206号)の見直し、建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実等について資料13により報告がなされた。なお、この内容については、連合会のホームページに掲載している。

2)日事連定款の一部変更の折衝状況について

常務理事より、改正建築士法に対応するための定款変更等にかかる状況について資料14によって報告がなされた。変更の内容は次の事項となる。

改正建築士法第27条の2に規定する法定団体の要件を満たすために、「目的(第3条)」、「事業(第4条)」及び「会員資格(第5条)」の規定を変更する。

法定団体としての社会的責任及び業務の増大に対応するために副会長を1名増員するための「役員の数(第12条)」の規定を変更する。

その他所要の規定を変更する。

なお、公益社団法人への移行に必要な定款の変更については、改正建築士法の施行後に検討のうえ行うこととする。この定款の一部変更については、現在、国土交

通省担当課と折衝中であり、本年6月に開催する日事連の総会を目途に事前審査・調整が行われることになっている。

3)6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケートの状況等について

本年2月に単位会の協力を得て500事務所に対して6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート調査を行った。今回の資料15は速報版であるため今後修正がでると思われる。適合性判定がある場合は、ない場合と比較すると約3倍の期間を費やしている結果となっている等の報告が専務理事よりなされた。

これに関連した質疑は次のとおりであった。

- ・基準法の運用については徐々に浸透し始めているが、制度の改善についてはブロックごとに意見を提出願ひ、要望活動をする必要があるのではないか。

- ・国土交通省に要望するのであれば、タイミング的に早いほうが良いのでは。

- ・事前相談に行く前段階での業務の日数が相当かかっている。構造設計に携わる技術者が少なくなっており、その実態把握も必要である。

等の意見があり、議長からさらに調査すべき項目が必要と考えられる事項があれば具体的な提案を事務局に1週間以内に提出することとした。

4)業務報酬基準見直しに係る実態調査について

国の業務報酬に係る実態調査の対象事務所は建築関係7団体等が協力して約1,500事務所を選定し2月18日頃から開始された。回答期限は3月16日が予定されている。日事連は2月12日から各ブロック協議会の要請により実態調査の対象事務所に対して順次説明会を行っている旨の報告が常務理事より資料16によってなされた。

5)木造3階建て等の住宅の確認申請に係る相談窓口の設置について

改正建築基準法の円滑な施行に向けた取り組みの一環として昨年12月に木造3階建て・混構造の住宅を対象と

するホ°-センターについて木造3階建て等の建設件数の多い10都道府県に設置することになり、各都道府県の建築士事務所協会が協力することとなった。また、本年1月末には都道府県建築行政主務部長宛に国土交通省住宅局建築指導課長よりホ°-センターの積極的な活用に係る文書が出された旨の報告が常務理事より資料17によってなされた。

6)UIA2011東京大会への対応について

UIA2011東京大会は2011年9月25日から10月1日に1万人規模で開催される予定であり、日事連も関係団体の一つとして協力している。本年6月に開催されるUIA2008トリノ大会で次回の東京開催に対する関心を高め、大会の準備を促進するため、建築5団体に対し、参加協力要請があり、関係団体で今後調整することとなっている旨の報告が専務理事より資料18によってなされた。

7)平成20年度国土交通省住宅局関係の講習について

平成20年度に国土交通省住宅局関係で実施が予定される講習は以下の通りである。

長期優良住宅に関する技術の普及(講習の実施:平成20年秋頃から24年まで)

木造住宅の安全性・信頼性向上(講習の実施:平成20年6月頃から22年まで)

住宅瑕疵担保責任保険制度対応(講習の実施:平成20年4月頃から21年まで)

住宅・建築物の省エネ対策強化(講習の実施:平成20年秋頃から24年まで)

これらの講習の実施回数は各都道府県で相当多くなる。そのためこれらの講習を円滑に実施するため各県で協議会が設置される予定となっている旨の報告が常務理事より資料19によってなされた。

8)第32回建築士事務所全国大会(大分大会)の実施結果報告について

昨年10月5日に開催した、第32回建築士事務所全国大会(大分大会)の実施結果について、大会参加者1,811名、ホ°

-テイ参加者422名、収支結果は54,543,454円となった旨の報告が資料20によって事務局よりなされた。

9)平成20年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成20年度の主な会議日程(予定)について資料21によって事務局より報告がなされた。

10)会員・構成員異動報告

平成19年11月末日から平成20年1月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料22の通り。

平成19年11月30日現在

正会員46団体、構成員14,869事務所、賛助会員5社

平成19年12月31日現在

正会員46団体、構成員14,878事務所、賛助会員5社

平成20年1月31日現在

正会員46団体、構成員14,880事務所、賛助会員5社

11)後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料23、資料24により報告がなされた。

12)職員30年勤続表彰について

会長より、就業規程により職員永年勤続表彰は通常総会で行うこととなっている。このため、恩田利昭(昭和52年8月1日入社)を平成20年3月28日に開催される第49回通常総会で表彰する旨の報告がなされた。

<配付資料>

資料1:「日事連建築賞」募集要項新旧対照表

資料2:管理建築士講習に係る業務分担及び受講料収入の割り振り案

資料3:「管理建築士講習」(法定講習)を踏まえた「管理講習」(知事指定講習)に係る県との協議事項について(案)

資料4:「管理建築士科外専門委員会」(仮称)の設置について

資料5:建築士定期講習実施に係る基本合意(案)

資料6:平成20年度事業計画(案)

資料7:平成20年度一般会計収支予算書(案)

資料8:平成20年度の管理建築士講習等の実施につき貴会

の意向の確認について

資料9: 日事連業務支援サービスの一部のソフトウェアの価格変更について

資料10: 「有限会社日事連サービスの今後の運営方針について」の対応経緯及び日事連サービスのとった措置

資料11: 第49回通常総会及び第103回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料12: 平成20年3月通常理事会開催通知

資料13: 社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめ

資料14: 定款の一部変更について(案)

資料15: 6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート調査(速報)結果集計

資料16: 「業務報酬基準見直しに係る実態調査」について

資料17: 改正建築基準法の円滑な施行に向けた取組について(依頼)

資料18: UIA2011東京大会への対応状況について

資料19: 平成20年度に国交省住宅局関係で実施が予定される講習

資料20: 第32回建築士事務所全国大会大分大会事業報告書

資料21: 日事連・平成20年度主な会議日程(予定)

資料22: 会員・構成員異動報告書

資料23: 後援、協賛名義使用の件

資料24: 経過報告

第3回 全国大会実行特別委員会(東京開催)概要

日時 平成20年3月3日(月)15:00~17:20

会場 日事連会議室

出席者 三栖委員長、大内副委員長、山崎委員、西倉委員、吉川委員、宮原委員、

事務局: 高津専務理事、北野常務理事、恩田、鈴木、戸谷、前田、松谷

欠席者 荻原委員

1. 協議事項

(1) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)事業計画について

はじめに資料1によって改正法周知ワーキングチームが現在取り組んでいる「憲章」見直し作業の経緯等の説明が事務局よりなされ、見直し作業が間に合えば、10月3日に開催される全国大会(東京開催)を発表の場としたいとの要望が出された。協議の結果、10月3日に開催される全国大会(東京開催)は「新建築士事務所憲章」を発表する場として相応しいので、改訂作業(イメージ案の修正等)、理事会や全国会長会議等への手続きを迅速に行うよう、改正法周知ワーキングチームに対し、回答することとした。資料2より前回の委員会の意見を踏まえて、大会テーマ、大会宣言、行事形式について協議、検討を行った。意見を集約した結果、大会テーマ及び大会宣言については、下記の通りの案がまとまった。行事形式については、シンポジウム形式で大会テーマに相応しい方を人選することとし、次回の委員会で再度協議、検討を行うこととした。

・大会テーマについて(案)

新たな使命に向かって～建築士事務所協会の法定化を契機として～

・大会宣言について(案)

私たち建築士事務所は、

新たに法律に定められた団体の会員として、

社会から課せられた使命を自覚し、

自己研鑽と職業倫理の遵守を誓い、

国民の信頼と期待に応えられることを

ここに宣言します。

・行事形式について(案)

シンポジウム形式(パネル4名程度とコトバ1名)

日事連会長、国土交通省、国会議員、消費者団体、基本制度部会関係者、知事、市長(長岡市長、伊丹市長等)、弁護士、女性有識者等

2. 次回委員会の開催について

次回委員会の開催は、

平成20年4月7日(月)15:00～17:00とした。

(配付資料)

資料1：改正法周知キックオフチームの報告について

資料2：各項目の検討について

第25回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成20年2月22日(火) 10:00～12:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委員 榊原 信一、中村 正則、山口 祥悟、

小林 志朗、高津 充良

特別出席

構造基準に関する懇談会(国土交通省)委員 早野裕次郎

環境配慮契約法基本方針検討会構築WG(環境省)委員

山田 裕三

知的生産性研究委員会(国土交通省)委員 平倉 章二

事務局:吉田、恩田、鈴木、上原

<配付資料>

第24回 建築設計制度等対応特別委員会議事録(案)

資料1:構造基準に関する懇談会(国土交通省)関係資料

資料2:環境配慮契約法基本方針検討会 建築WG(環境省)関係資料

資料3:知的生産性研究委員会(国土交通省)関係資料

資料4:三公会長等会議関係資料

資料5:建築CPD運営会議関係資料

資料6:業務報酬基準見直しに係る実態調査関係資料

・前回の議事録は修正等があれば26日までに事務局へ連絡することとした。

議事1.構造基準に関する懇談会(国土交通省)の報告について(資料1)

早野懇談会委員より次の報告があった。

・当懇談会は建築基準法改正にあたり設けられた「構造基準検討部会」の継続委員会(懇談会)である。日事連から

2008 4 日事連会務月報

は早野委員(日事連業務・技術委員会委員)と櫻川委員(福井会)が出席している。平成20年1月第1回懇談会では構造関係技術基準についての整備・検討状況の報告があった。

・今後は、細かな構造基準の見直しにあたって適当な時期に開催することとしている。

議事2.環境配慮契約法基構造基準本方針検討会建築WG(環境省)の報告について(資料2)

山田WG委員より主に次の報告があった。

・環境配慮契約法は平成19年11月に施行、これに係る基本方針は平成19年12月に閣議決定され4月に施行される。当WGは平成19年9月より3回開催され、閣議決定に向けた法律内容及び基本方針解説資料(資料2)についての検討を行った。

・同法では国や独立行政法人等が製品やサービスの購入の契約を結ぶ際に、環境性能を含めて総合的に評価する仕組みが示されている。建築設計に関係する分野では、設計段階で設計者に対して十分な環境配慮を求めることが重要とされ、基本方針では「環境配慮型プロポーザル方式」を採用することとしている。

・解説資料では、建築物の環境保全性能として、長寿命、適正使用・適正処理、ICTリアル、省エネルギー、省資源、周辺環境保全等が挙げられている。

・WGの方針として、設計サービスにおいて環境配慮の実効性を確保するための対価が必要であること、また解説資料はこの対価に対する国民の理解が得られるものとした。

・WGでは「環境配慮に係る設計意図の伝達をどのようにすべきか」、「今回、発注側の範囲を国や独立行政法人を主としているが、今後どの範囲までその対象を広げていくか」、「環境配慮に係る実績を集積し、次のプロポーザルに反映する仕組みも必要である」、「実際に環境配慮性能がどの程度効果があったのかをチェック・フィードバックする仕組みも必要である」等の議論があった。

高津委員より補足説明があった。

- ・当法律は環境省所管であるが、検討会等には国土交通省もオブザーバーとして出席した。山田委員には国交省からの依頼により委員推薦を行った。

議事3. 知的生産性研究委員会(国土交通省)の報告について (資料3)

平倉知研究委員会及び建築空間計画/設計部会委員より主に次の報告があった。

- ・当委員会は、平成19年6月に閣議決定された『長期戦略指針「イノベーション25」』で示された内容を元に、連携する産学官が協力し、今後の建築分野における知的生産性を向上させる建築環境に関する研究・開発を行うために平成19年8月に設立した。
- ・平成20年1月に「知的生産性フォーラム」として検討内容等について報告を行った。
- ・平成20年～21年度に組織される予定の「(仮称)知的生産性研究コンソーシアム」への委員としての企業参加は、「新しい課題に対する最新情報等が入手できる」、「知的生産に関する計画・評価・格付け手法に意見が反映できる」として有料とし、国の支援を得ながら知的生産性向上に関する具体の調査研究を行うこととしている。
- ・今後は、平成21年度末を目途に成果を取りまとめることとしている。

議事4. 設計三会会長等会議について (資料4)

高津委員より主に次の報告があった。

- ・1月22日に設計三会会長会議が開催され、日事連、士会連合会、JIAが出席し、建築士及び建築士事務所の責任(工事監理や元請・下請関係等)についての意見交換及び検討の進め方について検討した。
- ・会議では最近の一級建築士の処分事例や一級建築士の懲戒処分基準の見直し等について日事連から資料を提出し説明を行った。
- ・会議では「公共発注の工事監理責任は発注者なのか、受託者なのか」、「工事監理基準が明確でない状況下での不誠実等を理由とした建築士に対する処分への懸念があ

る」、「工事監理ガイドラインが国で作成されるが、行政処分や民事上の係争の観点から責任の所在を意識したガイドラインを作成するよう要望するべきではないか」等の意見があった。次回2月25日に引き続き議論を重ねることとしている。

内容について意見があれば事務局まで連絡することとした。

議事5. 建築CPD運営会議の状況について (資料5)

高津委員より主に次の報告があった。

- ・2月14日に第8回建築CPD運営会議が開催された。各団体で実施しているCPD制度を(財)建築技術教育普及センターが一義的に管理して受講時間の証明書を発行している。1月31日現在、参加人数は11,358名、認定プログラムは1,400を超えている。日事連の管理講習会はCPD運営会議プログラム審査会で認定されている。実績証明書は平成18年度からの累計で41件、延べ155名へ発行されている。
- ・地方整備局や県では建築工事の経営審査の際にCPDを加点対象とする動きがある。
- ・国も国土交通省の官庁営繕における建設コンサルト選定の活用を検討している。今後のスケジュールは、20年度に一部試行運用、平成21年度以降に本省及び各地方整備局等で順次本格運用する予定である。
- ・前回(9/14)において建築CPD情報提供制度のプログラムの形態の対象範囲、推奨時間運用についてアンケート調査を行った。結果については引き続き検討していくこととしている。

議事6. 業務報酬基準見直しに係る実態調査について

(資料6)

鈴木業務課長より主な報告、吉田調査役より追加説明があった。

- ・2月15・16日にかけて(財)建築技術教育普及センターより調査対象事務所宛に依頼文が送付された。2月18日から3月16日までWEBによる回答受付が行われる。調査数は建築関係7団体と国土交通省官庁営繕部から1,549件がリストアップ

され、日事連は536件で全体の約35%を占めている。

- ・当実態調査の回答にあたっては、補正業務量を算出する複雑な調査であるため、吉田調査役と鈴木業務課長が各ブロック協議会で調査対象事務所を対象とした説明会を行っている。

議事7.その他

「環境配慮契約法」、「知的生産性」については各出席委員に執筆を依頼して日事連会誌に掲載してはどうかとの意見があった。

次回当委員会でも外部委員会の状況について「建築設備の安全制御システム等の技術開発検討委員会」の望月委員より、「日本APECエンジニア・建築エンジニア資格委員会」の榊原委員に報告いただく予定とした。

次回日程について

次回委員会開催予定

平成20年4月18日(金)10:00～12:00 日事連会議室

第6回 教育・情報委員会概要

日 時 平成20年2月6日(水) 13:35～16:50

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 米澤 榮三(日事連理事)副委員長 尾添 信行
委員 中村 優晴、滝井 利彰、村上 勝郎、中岡 数夫、
野添 勝久

特別出席 (株)構造システム 伊原 俊一

事務局:高津充良、北野芳男、恩田利昭、千浜民子、
上原規子、市川貴之

欠席者 担当理事 木村 旭(日事連常任理事)

<配付資料>

第5回議事録(案)

資料1-1:社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめ(抜粋)

資料1-2:知事指定講習・管理講習及び開設者研修開催日程

資料2-1:講習及び研修システム等整備ワーキングチーム検討スケジュール

資料2-2:講習及び研修システム等整備ワーキングチーム中間報告

資料2-3:管理建築士講習の実施にかかる基本合意書(写)

資料2-4:管理建築士講習・業務委託費について(セクター作成)

資料2-5:管理建築士講習・研修時間割(叩き台案)

資料2-6:管理建築士講習日程(案)(セクター作成)

資料2-7:管理建築士講習・弁士執筆者説明会及び弁士執筆者会議等関係資料

資料2-8:管理建築士講習・弁士執筆スケジュール(案)

資料2-9:定期講習弁士修了考査検討部会資料(抜粋)(セクター作成)

資料2-10:建築士定期講習実施に係る基本合意書(案)

資料2-11:建築士定期講習・業務委託費等について

資料2-12:法定講習に係る業務委託費等の改善要望事項について

資料2-13:開設者・事務所に属する建築士に対する研修の実施体制の検討経過

資料3-1:管理建築士講習と管理講習との関係に係る県との協議事項について

資料3-2:管理建築士講習と管理講習との関係に係る今後の単位会の対応方法等について

資料4:管理建築士講習弁士執筆者会議の設置について

資料5-1:一部のソフトウェアの提供価格変更について

資料5-2:一部のソフトウェアの提供終了について

資料6:建築士事務所協会会員事務所情報の基礎的アンケート調査について

資料7:平成20年度事業計画(案)

参考資料:平成20年度国土交通省重点施策、講習会実施体制イメージ図(案)

報告事項

・第5回議事録(案)は、事前に議事録案を送付し、修正等の指摘はなかった旨事務局より報告があった。

1. 社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめについて(資料1-1)

以下、高津専務理事より報告があった。

- ・平成19年12月19日に社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会が開催され、第13回の基本制度部会でのとりまとめ案が示された(資料1-1はその後案がとれたもの)。
- ・「講習の基本的な枠組みについて」、建築士、構造/設備一級建築士及び管理建築士に係る講習は、講義と修了考査を行うこととしている。各々の講義内容や時間、修了考査の方式、実務経験審査等についてとりまとめられた。
- ・受験資格の関係告示は2月上旬に出るとの情報がある。施行日の状況はいかがか。
- 主とする項目は11月末か12月初め施行との情報があるが、項目によって施行日が異なる。

2. 管理講習・開設者研修の実施状況について(資料1-2)

以下事務局より、平成19年度「管理講習・開設者研修」の実施について報告があった。

- ・上半期は4単位会7会場で開催、下半期は46単位会85会場が開催または開催予定である。今年度全体では46単位会92会場で開催予定であり、約18,000～19,000名の参加が見込まれる。参考として、平成18年度は46単位会83会場で17,679名が受講した。

協議事項

1. 講習及び研修システム等整備ワーキングチーム等の検討状況について(資料2-1～2-13)

以下、検討事項・スケジュール及び具体的な検討状況等について事務局より説明があった。

- ・講習及び研修システム等整備ワーキングチーム(以下、講習・研修WTという)検討スケジュール及び検討経過等について概要の説明があった。(資料2-1)

(1) 中間報告取りまとめについて(資料2-2)

- ・第6回(10/2)、第7回(11/6)開催の講習・研修WTにおいて「講習及び研修システム等整備ワーキングチーム中間報告とりまとめ」について検討を行い、常任理事会(11/13)、全国会長会議(11/27)で報告を行った。単位会へ意見を求めたが特に意見等は提出されなかった。今後は6月末を目途に報告書

をまとめる予定にある。

(2) 「管理建築士講習」について

- ・「管理建築士講習の実施に係る基本合意書」(資料2-3)は、登録講習機関になる予定の教育センターと日事連が業務委託契約の締結に先立ち会場確保やテキスト作成等の事前準備を行う必要があるため便宜的に締結(11/28)したものである。
 - ・業務委託費は、現在のところ(財)建築技術教育センター(以下、教育センターという)との協議により受講者数が確定後、その一部が日事連へ前払い委託費として教育センターより支払われる。その後最終的に収支差額を教育センター及び日事連と単位会の間で一定精算割合に従ってぶんばいされる。なお、人件費、諸経費はそれぞれの精算額の中で負担することとしている。
 - ・管理建築士講習のETP時間割(資料2-5)が教育センターより示されている。講義は5時間(法令に関する科目1.5時間、品質確保に関する科目3.5時間)と修了考査1時間となっている。
 - ・年間の日程について(資料2-6)、見なし講習期間に2回、本講習は2回/年に受付を行うという案が教育センターより示されている。単位会によっては1回の受付で済む場合もある。
 - ・講習・研修WTでテキストのレイアウトを作成し、教育センターの管理建築士講習テキスト修了考査検討部会(10/19)へ提出しその後、部会主査一任の上、レイアウト及び執筆者(案)が了承された。
 - ・1月23日に「執筆者説明会」(教育センター主催)及び「管理建築士講習テキスト執筆者会議」(が開催され、会議では具体的執筆内容と今後の会議の進め方を説明した(資料2-7)。今後は6月までにテキストの印刷に入る予定で進めている(資料2-8)。
- 今後も円滑な講習運営について引き続き教育センターと協議を行うとともに、テキストについても作業を進めていくこととした。

(3)「事務所に属する建築士に対する定期講習」について

- ・教育センターの建築士定期講習テキスト修了審査検討部会(第3回・11/28)では、講習内容の叩き台案が示され検討を行った。建築士定期講習テキストは教育センターで作成する。
- ・「建築士定期講習実施に係る基本合意(案)」(資料2-10)は、登録講習機関である教育センターのもとで講習実施機関として日事連と士会連合会が講習を円滑に実施するための基本合意を平成19年度中に結ぶこととしている。講習会は事務所協会と士会の共催を基本とするが、地域の実情によりふさわしい実施方法で行うこととしている。
- ・業務委託費は、現在のところ教育センターの提案により受講者数が確定後その一部が日事連、士会連合会へ前払い委託費として教育センターより支払われる。その後最終的に収支差額を教育センター及び士会連合会、日事連と単位会の間で一定の精算割合に従って分配される。なお、人件費、諸経費はそれぞれの精算額の中で負担することとしている。
- ・一部の単位会の試算では、現行の提案では講習運営上の支障をきたす恐れがある。教育センターに対し日事連と士会連合会の会長連名で「法定講習にかかる業務委託費等の改善要望事項について(1/30付)」として会場費の取扱い、利益分担割合や不測の事態が生じた場合の対応、修了審査問題の種類、会場での本人確認、映像による講習について要望を行った(資料2-12)。

今後も円滑な講習運営について教育センターと士会連合会と協議を続けていくこととした。

(4)「開設者・事務所に属する建築士に対する研修」について

- ・第6回講習・研修WT(10/2)より新たな科目等について検討を開始している。講習・研修WTでは研修のあるべき方向性や科目内容の提案を行うこととしている。

検討の結果、講習運営に係る運営の協議にあたっては、単位会で実施することを念頭に進める。他の建築関係団体講習機関が開催する講習との競合も視野に入れることとして今後も関係団体と協議を進め、講習会に係る準備を進めてい

くこととした。

2. 法定講習を踏まえた知事指定講習に係る単位会宛て文書について(資料3-1~3-2)

事務局より主に以下の説明があった。

- ・管理講習については、管理建築士講習との違いや対応方法がわかりにくいとの意見があったため、事務局で整理し単位会会長宛の通知として『「管理建築士講習」(法定講習)を踏まえた「管理講習」(知事指定講習)に係る県との協議事項について(案)』(資料3-1)、『「管理講習」(知事指定講習)に関する今後の単位会の対応方法等について(案)』(資料3-2)をまとめた。

- ・資料3-1では、管理建築士講習の定期受講化がなされなかったため、継続的な能力の維持・向上を図ることを目的として管理講習の継続が必要であること。知事指定講習となるべき管理講習は管理建築士講習とほぼ同等の内容となるため、管理建築士講習受講後の一定期間は管理講習受講の免除措置をとる特例措置を設ける必要があることが説明されている。資料3-2では、管理講習の実施に係る期間ごとの単位会の対応方法等について明記したものである。

特例措置等は国による一律的な指導によるものではないのか。

- 法的に定められていないため、国から指導はできない。知事の監督責任として特例措置を講じてもらう必要がある。

知事指定の継続や特例措置の設置については、ブロック等でも協力体制をとる動きもある。

検討の結果、資料3-1、3-2を単位会会長宛に送付することとし、常任理事会に諮ることとした。

3. 「管理建築士テキスト専門委員会」の設置について(資料4)

事務局より主に以下の説明があった。

- ・管理建築士講習のテキストの執筆に係る委員会は、日事連及び単位会が実施協力機関として実施する講習の内容に関わる重要な事項であること、また講習・研修WTが6月を

目途に活動に区切りを付けることから現行の「管理建築士講習会執筆者会議」を「管理建築士会専門委員会」として教育・情報委員会の専門委員会として設置することとしたい。

・委員(9名)は以下のとおり

主 査 岡本 賢(株式会社久米設計代表取締役会長)

委 員 秋野卓生(匠総合法律事務所弁護士)

委 員 大松 敦

((株)日建設計[®] 外部開発部門副代表・PM室長)

委 員 高見真二(国土技術政策総合研究所建築研究部
基準認証システム研究室長)

委 員 中川孝昭((有)日事連[®]専務取締役)

委 員 福井 稔

((財)日本建築センターシステム審査員、福井A・システム計画代表)

委 員 宮原浩輔((株)山田守建築事務所代表取締役)

委 員 山口忠彦((財)日本建築センターシステム審査員、(株)
綜コボ[®] ネット代表取締役)

委 員 吉田 茂

((財)日本建築センターシステム審査員、日事連調査役)

検討の結果、「管理建築士講習会執筆者会議」を「管理建築士会専門委員会」として改組し、教育・情報委員会の専門委員会として設置することとして常任理事会に諮ることとした。

4. 業務支援サービスにおける一部ソフトウェアの提供価格変更及び提供終了について(資料5-1~5-2)

(1)一部のソフトウェアの提供価格変更について(資料5-1)

・ソフトウェア提供企業の(株)構造システム伊原氏より以下の説明、恩田局長より追加説明があった。

平成19年6月の改正基準法施行に伴い、プログラム開発コストやサポート対応件数の大幅な増加等により、現行価格でのソフトウェアの提供が困難となったため、以下7つの提供ソフトウェアについて、平成20年5月分(4月21日利用分)より以下のとおり価格を変更したい。価格は税込み

1次・2次診断[®] ツク(RC/SRC造建築物耐震診断)

6,825円 5,250円

HOUSE-ST1(木造住宅(在来軸組工法)の構造計算)

5,775円 3,885円

FAP-3(任意形状立体フレームの弾性応力解析)

7,140円 5,985円

HOUSE-DOC(木造建築物の耐震診断)

4,725円 2,625円

DRA-CAD(建築設計2次元3次元製図)

2,625円 1,995円

LAB-S1(日影と天空率の計算) 6,825円 5,250円

DAP(多質点系弾塑性地震応答解析)

5,775円 3,885円

検討の結果、上記の7つのソフトウェアについてはホームページでの告知及び利用者へ通知の上、資料5-1の内容及びスケジュールに基づいて5月分(4月21日利用分)から価格を変更することとした。

(2)一部のソフトウェアの提供終了について(資料5-2)

恩田事務局長より以下の説明があった。

・本運用を開始した平成16年3月1日から平成20年1月末の期間で利用期間が2週以下及び利用回数が0回のソフトウェア14種類については、ホームページでの告知及び利用者へ通知の上、平成20年6月20日で提供を終了することとしたい。

- 14種類のソフトウェアの提供を終了することにより日事連の収益は確保できるのか。

日事連は利用者より一定額の維持費とソフト使用料の一部を徴収しているため支障はないと考える。

検討の結果、上記14種類のソフトウェアについては資料5-2の内容及びスケジュールに基づいて6月20日で提供を終了することとした。

5. 建築士事務所協会会員情報調査の状況について(資料6)

事務局より主に以下の説明があった。

・前回以降の作業状況とスケジュールについて説明があった。当初予定より作業が遅れているため、引き続き調査に係る構築作業を進めていきたい。

・「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査

の実施について(案)」、日事連会長及び教育・情報委員長名で単体会会長・事務局宛及び会員建築士事務所宛の文書について説明があった。

- ・ポータルを使用し、実際のWEBでの調査画面を確認した。
- ・システム構築後は委員にプレ調査をお願いすることとしたい。検討の結果、引き続き調査のシステム構築作業を行い、システム構築後は委員がプレ調査に協力することとした。

6. 平成20年度事業計画について(資料7)

事務局より主に以下の説明があった。

- ・昨年度までは計画する項目のみの記載だったが、総括的な前文を挿入した。
- ・これまで取り組んできた「ホーム・ジの情報充実」については、広報的な機能の強化を図るべく「広報・渉外委員会」で新たに検討することとしたい。
- ・平成20年度事業計画(案)(資料7)について説明があった。検討の結果、資料7を平成20年度事業計画(案)とし、総務・財務委員会で検討の後、常任理事会に諮ることとした。

7. その他

高津専務理事及び北野常務理事より以下について説明があった。

- ・本日2月6日に国土交通省より日事連及び士会連合会に対し、平成20年度に国が講習を重点施策として捉え、住宅・建築関連中小事業者等技術力向上支援を行うとする説明があった(参考資料)。
- ・当連合会に關係する講習に係る部分は以下のとおりである。
 1. 住宅の寿命を延ばす「200年住宅」への取組(超長期住宅先導的モデル事業の創設)、2. 木造住宅の振興(建築確認・検査精度の見直しへの対応等)、3. 新築住宅の瑕疵担保責任履行の確保(住宅事業者・消費者に対する普及・啓発)、4. 中小事業者等による住宅・建築物に係る省エネ対策の強化
- ・国土交通省では「住宅・建築関連中小事業者支援中央審議会」(事務局:(財)日本建築センター)を設置し、関係法人や都道府県等で組織される都道府県協議会や実施機関との

調整を行うこととしている。

- ・講習会は各都道府県の協議会を通して行われるため、当該講習について都道府県等から連絡が入ることとなる。単体会は各都道府県の協議会に協力を願いたい。
- ・これとは別に団体が内容に合致する講習を開催したいとの要望があれば国土交通省に直接提案いただきたいとのこと。ただし、会員限定の講習会は対象とならない。講習に係る経費は国が負担することとなり、講習会費は無料を予定している。
- ・単体会には内容が確定次第、日事連から予め連絡することとしている。

次回教育・情報委員会日程について

次回委員会開催予定

平成20年4月24日(木)13:30～16:30 日事連会議室

第6回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成20年2月14日(木)14:00～16:30

会 場 日事連会議室

出席者

委員長・岡田利一、担当理事・外木場久雄、

委員・今泉義明、和田中生、山下卓治、大家和義

専務理事・高津充良、常務理事・北野芳男、

事務局長・恩田利昭、広報・渉外担当・戸谷泰子

欠席者 副委員長・柳澤隆一、委員・下西伊佐男

1. 議題

(1)改正法周知のキグチームの取り組みについて

平成19年11月の全国会長会議に提出した中間報告に、単体会からの意見等をもとに修正版中間報告を新旧対照の形式で資料1として提出した。

主な修正箇所

既会員への周知徹底の箇所で「所属建築士証を所属建築士に発行」については、単体会の定款には所属建築士の位置付けがないため、規程等の整備が必要であり、かつ、発行後の管理が難しい等の単体会からの意見を反映し

項目を削除するとともに、関連する文言を削除。

2008年全国大会の活用

全国大会実行特別委員会へ、改正法周知ワーキングチームとして、第33回全国大会(東京開催)は国民への周知をメインとして開催してほしい旨要望したが、既に会場・予算等が決定しているため要望には応えられないとの回答がなされたため、国民へのアピールの項目から削除。

また、改正法周知に関する日事連及び単位会の取り組みで、平成20年中に取り組むべきスケジュールを資料2として提出したところ、委員より以下の意見が出された。

- ・「加入促進ポスレット」は最優先項目にすべき。
- ・「国民への周知ポスレット」は遅くとも9月上旬には単位会へ送付してほしい。
- ・新しい「会員証」(携帯用、携行用)の原案については、単位会に諮った後、最終決定してほしい。
- ・ワーキングチームのメンバーを増員して、作業を迅速に進めるべき。

(2)建築士事務所キャンペーンの実施について

実施についての検討(案)として、

全国統一テーマで、開催時期を10月、11月に集中して実施。改正法周知ワーキングチームで原案作成を予定している「国民への周知ポスレット」を印刷まですべて行い、キャンペーンの配付資料に加え、予算措置も行う。

助成方法は、昨年と同様に支出が60万円に満たなかった単位会は、差額を返金する。

を提案したところ、以下の意見が出された。

「国民への周知ポスレット」について

- ・デザインを重視したものにすべき。
- ・年齢層を考慮し、ターゲットを絞り作成してはどうか。
- ・キャンペーンでの配付資料を整理すべき。現在5種類 3種類程度

統一テーマは速やかに決定してほしい。

(3)要望・陳情運動の実施について

資料4により、平成19年度要望項目及び平成20年度要望項目

(案)を提案し、検討した結果以下の骨子が決定した。

要望項目は前年度と同様の4項目とする。

告示1206号の要望については、現在、報酬基準の見直し作業が行われ、告示がまとまる時期が11月頃のため、平成20年度は従来の要望文に現在の状況を加える程度でまとめる。

「改正建築基準法・建築士法の施行に関する市民への周知徹底の要望」を要望項目のトップにする。

追加項目として提案した、「建築士事務所の管理講習に対する知事指定の継続に関する要望」及び「建築士事務所協会の指定事務所登録機関の登録推進に関する要望」については、要望先が都道府県知事に限定されること、また時期を限定せず随時要望すべきものなので、要望項目に加えない。

(4)平成20年度事業計画(案)について

資料5により、平成20年度事業計画(案)及び予算(案)を提案し、承認された。

次回委員会

平成20年4月2日(水)14:00～16:30 日事連会議室

行事予定

行事日程は中止・変更等になる場合がございますので
ご了承ください。

平成20年

- 4月15日 管理建築士テキスト専門委員会
- 16日 四会連合協定建築設計・監理業務委託
契約約款等検討ワーキンググループ、
改正法周知ワーキングチーム
- 17日 業務・技術委員会
- 18日 建築設計制度等対応特別委員会
- 22日 事務所登録事務対応ワーキングチーム
- 23日 指導運営委員会
- 24日 教育・情報委員会
- 25日 業務報酬基準ワーキンググループ
- 5月 7日 広報・渉外委員会
- 8日 建築設計制度等対応特別委員会、
業務報酬基準ワーキンググループ
- 12日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契
約約款等改正検討ワーキンググループ
- 13日 監査会
- 14日 苦情の解決業務対応ワーキングチーム
- 15日 総務・財務委員会
- 16日 常任理事会、政研役員会
- 27日 通常理事会

会 務 月 報

第302号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

第49回 通常総会(平成20年度予算総会)概要

1.日 時 平成20年3月28日(金)

午後3時35分から午後4時15分まで

2.会 場 八重洲富士屋ビル 2階「桜の間」

東京都中央区八重洲2-9-1

3.総会の構成者数及び出席者数

総会構成者数 正会員代表者 46人

出席者数 正会員代表者 46人

(うち、表決委任状提出5名)

表決委任を受けた者の氏名

秋田会 小武海誠一 福島会 今泉 義明

山梨会 進藤 哲雄 福井会 櫻川 幸夫

徳島会 西田 功

4.出席者の氏名

(1)役 員

会 長 三 栖 邦 博

副会長 山 本 茂 男 山 口 祥 悟

伊 藤 剛 山 崎 善 利

森 素 直

専務理事 高 津 充 良

常務理事 北 野 芳 男

常任理事 木 村 旭 外木場 久 雄

髭右近 外 嘉 本 澤 宗 夫

吉 原 殖 男

理 事 浅 野 善 治 石 葉 泰 久

岡 田 利 一 木 村 克 次

豊 田 昇 野 呂 幸 一

水 谷 達 郎 村 山 高 文

山 田 美 光 横 須 賀 満 夫

米 澤 榮 三

監 事 泉 谷 良 宏 高 橋 敏

(2)正会員・指定代表者の氏名(表決委任された者を含む)

北海道 吉 田 宏 滋 賀 藤 村 亮 一

青 森 野 呂 敏 秋 京 都 上 野 浩 也

岩 手 高 橋 敏 大 阪 山 口 祥 悟

宮 城 栗 原 憲 昭 兵 庫 外 木 場 久 雄

秋 田 小 武 海 誠 一 奈 良 泉 谷 良 宏

山 形 伊 藤 剛 和 歌 山 岩 橋 重 文

福 島 今 泉 義 明 鳥 取 足 立 収 平

茨 城 横 須 賀 満 夫 島 根 小 草 伸 春

栃 木 本 澤 宗 夫 岡 山 木 村 旭

群 馬 山 田 美 光 広 島 直 井 稔 征

埼 玉 豊 田 昇 山 口 香 月 直 樹

千 葉 内 田 久 雄 徳 島 西 田 功

東 京 三 栖 邦 博 香 川 山 上 紀 磨

神 奈 川 上 原 伸 一 愛 媛 中 岡 数 夫

新 潟 藤 田 松 夫 高 知 山 本 茂 男

長 野 柳 澤 隆 一 福 岡 上 田 誠 三

山 梨 進 藤 哲 雄 佐 賀 白 濱 允 俊

富 山 鈴 木 信 夫 長 崎 吉 原 殖 男

石 川 髭 右 近 外 嘉 熊 本 古 川 裕 久

福 井 櫻 川 幸 夫 大 分 松 井 健 治

静 岡 山 崎 善 利 宮 崎 松 本 芳 信

愛 知 岡 田 利 一 鹿 児 島 大 原 達 也

三 重 田 端 隆 冲 縄 新 城 安 雄

5.司 会 前田敏明総務係長

6.会議の成立

司会者より、正会員46単位会のうち正会員46単位会(表決委任状提出者を含む)が出席しているので、定款第25条により会議が成立している旨の報告がなされた。

7. 正副議長の選任

正副議長につきの者が選任された。

議長 本澤 宗夫 栃木会会長

副議長 吉原 殖男 長崎会会長

8. 議事録署名人の選任

議事録署名人に議長・本澤宗夫栃木会会長、三栖邦博日事連会長及び伊藤 剛山形会会長が選任された。

9. 議 事

第1号議案 平成20年度事業計画承認の件

第2号議案 平成20年度収支予算承認の件

議長より第1号議案と第2号議案は関連するため、併せて審議する旨が告げられた。

第1号議案については高津専務理事が、第2号議案については北野常務理事がそれぞれ議案書2頁から9頁の記載事項について説明した。

議長より第1号議案及び第2号議案について採決したところ、それぞれ議案書のとおりこれを承認した。

平成20年3月 常任理事会概要

1. 日 時 平成20年3月28日(金)11:00～12:05

2. 会 場 八重洲富士屋ビル3F「紅葉の間」

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 14名

(内、表決委任状提出者1名を含む)

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山口祥悟、伊藤 剛、山崎善利、
森 素直

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、外木場久雄、髭右近外嘉、
本澤宗夫、吉原殖男

特別出席 岡田利一(広報・渉外委員長)

欠 席 者(表決委任者) 鈴木誠一常任理事

事 務 局 恩田利昭事務局長、前田敏明総務係長

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

山崎善利副会長、森 素直副会長

(2) 協議事項

1) 第49回通常総会等の運営について

事務局より、第103回建築士事務所協会全国会長会議及び第49回通常総会の議事の運営について資料1によって説明がなされた。また、九州・沖縄ブロック協議会から提出されている「業務報酬基準における積算業務の取り扱いについて」及び「改正建築基準法の円滑化について」の質問に対する回答者について協議された。

協議の結果、資料1を了承し、質問に対する回答者を質問については高津専務理事、質問 については三栖会長と決めた。

2) 建築士事務所憲章の見直しについて

岡田利一広報・渉外委員長より建築士事務所憲章の見直しについて資料2によって次の趣旨の説明がなされた。憲章の見直しの目的は 建築士事務所協会及び日事連の法定団体化にともない「設立の目的」として新たに規定された「公的な使命」を憲章に反映する。 憲章の内容を建築主及び社会へコミットする表現に変える。 会員証・入会誓約書、単位会・連合会憲章に共通で使用することを想定する。 伝統ある憲章の基本的な内容を維持する。以上を基本として本年6月の全国会長会議までに諸手続を踏まえて新たな建築士事務所憲章を報告したいと考えている。

協議の結果、建築士事務所憲章の見直しを広報・渉外委員会の所管で検討を進めることを了承した。

3) 第36回建築士事務所全国大会(平成23年)の主管会について

事務局より、平成23年開催の第36回建築士事務所全国大会の主管会が福島会に決定した旨、北海道・東北ブロック協議会からの通知内容の説明が資料3によってなされた。協議の結果、5月開催の通常理事会に提案することとした。

(3) 報告事項

1) 6月改正建築基準法の施行について(3月以降の状況)

専務理事より、6月改正建築基準法の施行の3月以降の状況について、次の趣旨の報告がなされた。

3月7日に三栖会長、山本副会長、山口副会長他が国交省小川審議官、水流建築指導課長と面談し、日事連が実施した「6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート調査結果」について説明するとともに実態を踏まえた改善策について意見交換を行った。国交省でも鉄骨造の低層建築物の確認・検査については課題であるとし、型式認定のようなものを想定し、図書省略ができる方法について検討しているとのことである。ドアチェックの対象建築物を限定するという事は認められないが、このように審査の簡素化、改善等の合理化については今後検討していくとのことであった。3月14日は日事連が国交省記者会等で、緊急アンケート調査結果について記者発表を行った。3月19日に国交省建築指導課長に緊急アンケート結果報告書を提出し、実態を踏まえた更なる改善策を要望した。3月21日から4月7日の間に単位会の協力を得て全国の建築士事務所を対象に「6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート追加調査」を実施している。国交省の公表資料及びパブリックコメントの募集関係では、3月10日に「建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(仮称)案等に関する主な意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方」を取りまとめて公表しているが、この中で「確認審査等に関する指針」等は、詳細な意見、質問に対しその後の取り扱い実績を踏まえた回答がなされている。3月22日には「建築基準法施行規則第3条の2に規定する計画の変更に係る確認を要しない軽微な

変更の見直しに関するパブリックコメント」の募集が開始されている。このことに関連して、近畿ブロック協議会から提出された「建築確認問題に関わるさらなる行動のお願い」について山口副会長から報告がなされた。この報告に対して各県によって行政庁と申請側との協議会での協議によって円滑に確認申請が行われているところもあること及び既に日事連が要望している項目もあること等を踏まえ、今後の状況を適切に判断して行動していくこととした。

2) 改正建築士法関連の国の審議会の報告の経過及び日事連の対応等について(3月以降の状況)

専務理事より、改正建築士法関連の国の審議会の報告の経過及び3月以降の日事連の対応等の状況について、次の趣旨の報告がなされた。

3月15日から登録講習機関等に係る省令、指定科目等の告示のパブリックコメントが実施されている。3月23日から一級建築士関連の手数料、一括再委託禁止の対象建築物等の政令関係のパブリックコメントが実施されている。業務報酬基準の見直しの調査関係では、実態調査のアンケート調査は3月16日に締め切られた。全体での回答率は43%であった。4月には(財)建築技術教育普及センター(以下「普及センター」という)のなかに、業務報酬基準改定委員会、同幹事会が設置される。同委員会には日事連からも委員が参加する。委員会での改定案のとりまとめは本年8月末頃が予定されている。改定案の公表、パブリックコメントは9月から10月頃、業務報酬基準に係る告示の公布は11月下旬頃がそれぞれ予定されている。なお、法定団体関連の施行日については今回の政令では未定となっている。

3) 岐阜県での管理建築士講習等の実施について

事務局より資料4によって次の趣旨の説明がなされた。岐阜県での管理建築士講習等の実施については2月20日の常任理事会及び3月7日の通常理事会で岐阜会との交渉の経過を説明しており、日事連からの条件提示の考え方について了承を得ているところであり、これに

基づいて他の会員団体の日事連への会費負担等を考慮し、非会員団体としての岐阜会に対する委託費について3月13日付けで送付した。3月17日付けで岐阜会より、適合証明技術者登録事務は受託するが、管理建築士講習の実施協力の委託条件は再考願いたい旨の回答があった。この件について会長と協議のうえ3月19日付けで委託条件の変更はできない旨の回答をし、3月31日迄に書面による回答を岐阜会に求めているところである。

4) 構造/設備設計一級建築士資格取得講習の受講申込書の頒布について

3月24日に普及センターより、構造/設備設計一級建築士資格取得講習の受講申込書の頒布について協力要請があった。主な内容は次のとおりである。

受講申込書の頒布は都道府県の建築士事務所協会及び建築士会並びに普及センター支部で行われる。受講申込関係書類の頒布は4月7日から5月2日の間に行われる。頒布価格は1,050円となる。受講申込関係書類は4月4日に普及センターから単体会へ送付される。頒布方法、精算方法等の事務連絡文書は普及センターから単体会へ3月28日頃に送付される予定となっている旨が事務局から資料5によって報告がなされた。

5) 平成20・21年度の日事連会長候補者の推薦決定について

伊藤剛副会長(ﾌﾞｯｸ協議会代表者会議・座長)より、3月14日に行われた平成20年度・21年度の会長候補者の推薦決定について次の趣旨の説明及び報告がなされた。

当日は、伊藤 剛(北海道・東北ﾌﾞｯｸ協議会代表・山形会会長)、本澤宗夫(関東甲信越ﾌﾞｯｸ協議会代表・栃木会会長)、山崎善利(東海・北陸ﾌﾞｯｸ協議会代表・静岡会会長)、山口祥悟(近畿ﾌﾞｯｸ協議会代表・大阪会会長)、木村 旭(中四国ﾌﾞｯｸ協議会代表・岡山会会長)、松本芳信(九州・沖縄ﾌﾞｯｸ協議会代表・宮崎会会長)の各ﾌﾞｯｸ協議会代表者6名が日事連会議室で会議を行った。最初に各ﾌﾞｯｸ協議会から提出された会長候補者の1次推薦書及び2次推薦書の確認の後、協議が行われ、現会長

である三栖邦博東京会会長を満場一致で平成20年度・21年度の会長候補者として推薦することを決定した旨の報告がなされた。

6) 会員・構成員異動報告

平成20年2月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単体会別構成員数等は資料6の通り。

平成20年2月29日現在

正会員46団体、構成員14,880事務所、賛助会員5社
名称変更

(新) 社団法人山口県建築士事務所協会

(平成20年3月6日付)

(旧) 社団法人山口県建築設計事務所協会

7) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局よりそれぞれ資料7、資料8により報告がなされた。

<配付資料>

資料1: 第103回建築士事務所協会全国会長会議

資料2: 建築士事務所憲章の見直しについて

資料3: 平成23年度/第36回建築士事務所全国大会の主管会について

資料4: 平成20年度の管理建築士講習等の実施につき貴会の意向の確認について

資料5: 構造/設備設計一級建築士資格取得講習の受講申込書の頒布について(お願い)

資料6: 会員・構成員異動報告書

資料7: 後援、協賛名義使用の件

資料8: 経過報告

参考資料: 建築確認問題に関わるさらなる行動のお願い
(近畿ﾌﾞｯｸ協議会)

第7回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成20年4月2日(水)14:00～16:30

会 場 日事連会議室

出席者 委員長・岡田利一、担当理事・外木場久雄、
副委員長・柳澤隆一

委員・今泉義明、和田中生、下西伊佐男、山下卓治、
大家和義
専務理事・高津充良、常務理事・北野芳男、
事務局長・恩田利昭、広報・渉外担当・戸谷泰子

議 題

1. 改正法周知ワーキングチームの取り組み状況について

(1)「憲章」の見直しについて

事務局より、資料1については、改正法周知ワーキングチームで検討し、改訂案イメージ1及びイメージ2としてまとめ、3月28日開催の常任理事会に資料として提出し、見直しの検討に入ることを承認された旨の報告があった。

スケジュールとして、5月16日開催の常任理事会へ新憲章(案)提案・承認、5月27日開催の通常理事会へ新憲章(案)提案・決定、6月16日開催の全国会長会議で「新憲章」報告、10月3日開催の全国大会で「新憲章」の発表、と考えており、緊急に検討作業を進める必要があるため、まず、イメージ1及びイメージ2のどちらが(案)として相応しいか協議した結果、簡潔で分かりやすい文章にまとめたものが良いとして、イメージ2に決定した。

イメージ2の各項目の文言等について検討し、以下の意見が出された。

- ・項目1の冒頭「常に」は削除する。
- ・項目2の文章中に「で」が数カ所出てくるので、ワーキングで文言を整理してほしい。
- ・項目4の冒頭「施工者に対し」とあるのは、他の項目と比べ異質で具体的すぎるので、文章を入れ替えた方がよい。
- ・最後の文章の「会員を支え、建築主の利益保護に努めます。」は必要ない。

「社団法人 県建築士事務所協会は、本憲章を誓約する建築士事務所を会員とする法定団体です。」でよい。

建築士事務所憲章(改訂案イメージ2)修正(案)

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 健康で快適な生活環境の創造と、安全で安心、持続可能で良質な資産の形成を図ります。
- 自己研鑽を怠らず、職業倫理をたかめ、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽します。
- 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 互いに信頼を深め、連帯の精神をもって職務を全うします。

社団法人 県建築士事務所協会

社団法人 県建築士事務所協会は、本憲章を誓約する建築士事務所を会員とする法定 団体です。

上記、修正(案)を改正法周知ワーキングチームで更に協議・修正したものを単位会に送付し、意見を求めることとした。

(2)加入促進パンフレットの作成について

資料2により、加入促進パンフレット原案を提示し、内容に盛り込む7項目について以下の意見が出された。

- ・文章的には、非常に良くできている。
- ・各項目とそれに関連した写真がうまく合うようにレイアウトしてほしい。
- ・加文字が多い。
- ・分かりやすく、明確な言葉使いに留意して作成してほしい。

(3)国民への周知パンフレットの作成について

資料3により、作成方針及び内容(4章に分類)に関して、以下の意見が出された。

- ・ページ数はA3見開きが妥当ではないか。
- ・1章(住宅・建築づくりの個性等)については、独自に作成している単位会が多い。

- ・2章の法律改正はコパ[®]外にまとめる。
- ・3章及び4章をメインにし、各章の項目を整理し、簡便で分かりやすい文章に。
- ・3章には社会貢献をよりアピール(相談窓口等)すべき。
- ・可能であれば、裏表紙に「新憲章」及び「単位会一覧」を掲載してほしい。
- ・報酬についても盛り込んだらどうか?

上記、(2)、(3)に対して出された意見を改正法周知ワーキングチームに報告し、意見を踏まえた内容の検討を依頼することとした。

2. 建築士事務所キャンペーンの実施について

資料4により、平成20年度建築士事務所キャンペーン実施要項(案)の内容について諮ったところ、特に意見は出なかったが、各委員には再度内容の確認をしていただき、次回委員会で決定することとした。

3. その他

(1) UIA2011東京大会への対応について

資料5により、2011年にUIA東京大会の開催が決定し、本年6月に開催されるUIA2008トリノ大会で、東京開催のアピールをすることとなり、日事連も建築団体として、日本の建築紹介(建築賞受賞作品パネル展示)、建築5団体会員による日本建築作品展への募集について協力することとした旨を報告した。

次回委員会

平成20年5月7日(火)14:00～16:30 日事連会議室

行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成20年

- 5月15日 総務・財務委員会
- 16日 常任理事会、政研役員会
- 27日 通常理事会
- 6月3日 建築設計制度等対応特別委員会・業務報酬基準ワーキンググループ合同会議
- 4日 構造技術専門委員会
- 6日 管理建築士講習事務局説明会(TKP東京駅八重洲ビル北タワー)
- 16日 決算総会、全国会長会議、常任理事会(帝国ホテル)
- 17日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款等改正検討ワーキンググループ

説明があり、議長が委員に確認したところ、了承された。

- - 日本建築士事務所政経研究会 会務報告 - -

第8回 日本建築士事務所政経研究会役員会

- 1.日 時 平成20年2月20日(水)16:30～17:30
- 2.場 所 日事連会議室
- 3.出席者 印は出席者
- 会 長 山本 茂男(高知)
- 幹 事 長 宮本 博司(兵庫)
- 会計責任者 横須賀満夫(茨城)
- 職務代行者 北野 芳男(日事連)
- 幹 事 鈴木 誠一(秋田) 伊藤 剛(山形)
- 本澤 宗夫(栃木) 髭右近外嘉(石川)
- 山崎 善利(静岡) 山口 祥悟(大阪)
- 外木場久雄(兵庫) 木村 旭(岡山)
- 森 素直(福岡) 吉原 殖男(長崎)
- (特別出席) 日事連会長 三栖 邦博(日事政研相談役)

事 務 局 市川 貴之

- 4.議 長 宮本博司幹事長

- 5.議事録署名人

宮本博司議長、木村旭幹事

- 6.議 事

議事に先立ち、事務局より、本日は山本茂男会長が所用により欠席のため、会則第9条第2項の規定に従い、宮本博司幹事長に議長をお務めいただくこととなる旨の説明があり、了承された。続いて、宮本議長より挨拶が行われた。

- (1)報告事項

- 1)前回議事録の確認

事務局から、前回役員会(11/13)の議事録(資料1)について、時間の関係上、内容については後ほどご確認いただき、ご意見等あれば事務局までお寄せいただきたい旨の

- (2)協議事項

- 1)19年度事業報告について

事務局から、資料2により、平成19年度事業報告について、建築士法の抜本改正に係る運動の推進・日事連の施策の支援推進、第21回参議院議員選挙に係る推薦候補者への支援活動、政研独自の運営等、建築設計議員連盟への支援、単位会による政治団体の設立、の5つの軸に沿って概要説明が行われ、議長が委員に諮ったところ、原案どおり了承された。

- 2)19年度収支決算について

事務局から、資料3により、以下内容の説明が行われた。収入の部については、平成19年1月1日から12月31日までに入金された分のみを計上しており、20年に入ってから入金された遅延入金分は翌20年度の収入に持ち越されることとなる。収入の部合計額は、予算対比で35万3,177円増の2,885万8,124円となった。

一方、支出の部については、政治活動費のうち、役員会費では、役員を日事連の常任理事が兼ねる等の執行体制の改革の成果により、予算対比で81万1,700円減の188,300円にとどまった。また、同じく政治活動費のうち、渉外費では、関係議員へのパーティ券購入等による支援について、当業界への貢献度等を踏まえ精査して対応したところ、予算対比で166万7,532円減の233万2,468円にとどまった。この結果、政治活動費全体では、予算対比で276万994円減の436万9,006円を計上した。

なお、経常経費、予備費等も含めた支出の部合計額は、予算対比で297万7,889円減の442万7,058円となり、次期繰越収支差額は2,443万1,066円となった。

以上の説明の後、議長が委員に諮ったところ、異議なく

原案どおり了承された。

3)20年度事業計画(案)について

事務局から、資料4により、以下内容の説明が行われた。
下記3項目について、昨年度と同様に20年度事業計画とすることとしたい。なお、改正建築基準法の施行の問題及び建築士法の改正に関する問題等に係る運動が必要になってくる可能性も想定されるが、それらについては、“日事連の施策の支援推進”の中で取り組むこととしたい。

日事連の施策の支援推進

建築設計議員連盟との連携

単位会による政治団体の設立促進

以上の説明の後、議長が委員に諮ったところ、異議なく原案どおり了承された。

4)20年度収支予算(案)について

事務局から、資料5により、以下内容の説明が行われた。
収入の部については、寄附金収入として272万円、政治資金パーティー会費として452万円をそれぞれ計上しているが、これらを合計すると724万円となる。この724万円という金額は、先の第32回通常総会でご承認いただいた「寄附金・政経フォーラム会費負担額の申し合せ」に従い算出した寄附金と政経フォーラム会費の合計額であり、これに基づき予算計上を行った。なお、受取利息、雑収入、前期繰越収支差額等を含めた収入の部合計額は3,169万1,066円となる。また、過年度の寄附金及び政治資金パーティー会費の未納額988万6,000円については、これまでの役員会等における協議の中で、“努力目標とする”ことを申し合わせているため、未収計上を行わず、欄外に記載させていただいた。

一方、支出の部については、政治活動費のうち、諸会議費では、19年度決算ベースにおいて、議連総会1回の開催で120万円程度の費用が掛かっていることから、今年度は議連総会を2回程度と見込み、前年度対比で140万円増の240万円を計上した。また、同じく政治活動費のうち、政

治資金パーティー開催事業費では、19年度決算ベースにおいて政経フォーラム1回の開催で40万円弱程度の費用が掛かっていることから、今年度は実態に即した形とし、前年度対比で20万円増の40万円を計上した。その他、政治活動費のうち、総会費、役員会費、及び渉外費等については前年度と同額を計上した。

なお、これに経常経費、予備費等を含めた支出の部合計額は、前年度対比で158万6,119円増の899万1,066円となり、これにより次期繰越収支差額は2,270万円となる。

以上の説明の後、議長が委員に諮ったところ、異議なく原案どおり了承された。

5)第33回通常総会の日程、議案等について

事務局から、平成19年度第33回通常総会の概要(案)について説明が行われ、議長が委員に諮ったところ、原案通り了承された。

(配布資料)

資料1：前回(11/13)議事録

資料2：平成19年度事業報告

資料3：平成19年度収支決算書

資料4：平成20年度事業計画(案)

資料5：平成20年度収支予算(案)

資料6：平成19年度第33回通常総会について(案)

会務月報

第303・304号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

第103回 建築士事務所協会全国会長会議概要

- 1.日 時 平成20年3月28日(金) 13:15 ~ 15:30
- 2.会 場 八重洲富士屋ビル「桜の間」
- 3.会議の構成者数及び出席者数
 - 構成者数 正会員会長46名
 - 出席者数 正会員会長46名
 - (内、代理出席:秋田会、福島会、山梨会、福井会、徳島会)
- 4.出席者
 - 日事連役員
 - 名誉会長 小川 圭一
 - 役 員
 - 会 長 三栖 邦博
 - 副会長 山本 茂男 山口 祥悟 伊藤 剛
 - 山崎 善利 森 素直
 - 専務理事 高津 充良
 - 常務理事 北野 芳男
 - 常任理事 木村 旭 外木場久雄 髭右近外嘉
 - 本澤 宗夫 吉原 殖男
 - 理 事 浅野 善治 石葉 泰久 大島 拓司
 - 岡田 利一 木村 克次 豊田 昇
 - 野呂 幸一 水谷 達郎 横須賀満人
 - 米澤 榮三 山田 美光
 - 監 事 泉谷 良宏 高橋 敏
 - 正 会 員
 - 北海道 吉田 宏 青 森 野呂 敏秋
 - 岩 手 高橋 敏 宮 城 栗原 憲昭

- 秋 田 小武海誠一 山 形 伊藤 剛
- 福 島 今泉 義明 茨 城 横須賀満夫
- 栃 木 本澤 宗夫 群 馬 山田 美光
- 埼 玉 豊田 昇 千 葉 内田 久雄
- 東 京 三栖 邦博 神奈川 上原 伸一
- 新 潟 藤田 松夫 長 野 柳澤 隆一
- 山 梨 進藤 哲雄 富 山 鈴木 信夫
- 石 川 髭右近外嘉 福 井 櫻川 幸夫
- 静 岡 山崎 善利 愛 知 岡田 利一
- 三 重 田端 隆 滋 賀 藤村 亮一
- 京 都 上野 浩也 大 阪 山口 祥悟
- 兵 庫 外木場久雄 奈 良 泉谷 良宏
- 和歌山 岩橋 重文 鳥 取 足立 收平
- 島 根 小草 伸春 岡 山 木村 旭
- 広 島 直井 稔征 山 口 香月 直樹
- 徳 島 西田 功 香 川 山上 紀麿
- 愛 媛 中岡 数夫 高 知 山本 茂男
- 福 岡 上田 誠三 佐 賀 白濱 允俊
- 長 崎 吉原 殖男 熊 本 古川 裕久
- 大 分 松井 健治 宮 崎 松本 芳信
- 鹿児島 大原 達也 沖 縄 新城 安雄

事務局

- 事務局長 恩田 利昭、調査役 吉田 茂
- 総務係長 前田 敏明

5.議長・副議長

- 議 長 髭右近外嘉(石川会会長)、
- 副議長 本澤 宗夫(栃木会会長)

6.議事録署名人

- 三栖 邦博(日事連会長)、山口 祥悟(大阪会会長)、
- 髭右近外嘉(議長)

7.議 事

- 議事に先立ち三栖会長より次の趣旨の挨拶があった。
- ・本年施行の改正建築士法で日事連・単位会が法定団体となる。自律的監督機能の強化を念頭に事業計画案、収支

予算案を協議していただきたい。

・昨年6月施行の改正建築基準法の運用にあたっては、昨年10月に日事連が国に行った制度及び運用の改善要望の効果もあり、着工件数や建築確認件数に改善は見られるが、建築士事務所の運営に深刻な影響を及ぼしている。2月に実施した緊急アンケート調査の状況でも課題が多く残されていることが伺える。今後も日事連・単位会が協力して注視していく必要がある。

議事に先立ち事務局より単位会会長の異動について山口会・香月直樹新会長の紹介があった。

(1)協議事項1.平成20年度事業計画案について

1)高津専務理事より、第49回通常総会(平成20年度予算総会)議案書に基づき、事業計画作成にあたっての基本方針について説明があった。

2)上記同議案書に基づき、各常置委員会委員長より事業計画案の説明があった。

(2)協議事項2.平成20年度収支予算案について

1)北野常務理事より、平成20年度収支予算書(案)説明書に基づき、平成20年度収支予算案について「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明があった。

(3)質疑・意見交換

協議事項1,2について次の質疑応答がなされた。

滋賀会

管理建築士みなし講習について、平成20年度は想定全受講者の1/3程度の受講を想定しているが、全管理建築士の受講の見通しはたっているのか。

- 高津専務理事

みなし講習は8月から11月の実施が予定されている。はじめてのことでもあり、当初の計画ではまず着実な実施を図るため、まずは2万人程度の規模の開催を予定している。現在の管理建築士は法施行後3年以内に受講できればよいとされており、今後の状況をみつつ法施行後の本講習を含めた計画的な実施により、全て

の管理建築士の受講は可能だと考えている。

(4)報告事項1.平成19年6月改正基準法の施行について

高津専務理事より、資料1に基づき、改正基準法の施行の状況に関連して、国の円滑な運用のための施策国土交通省への要望、建築確認申請支援センターの設置、建築確認申請に関する緊急アンケート調査等日事連の対応について報告があった。

(5)報告事項2.改正建築士法関連の経過及び本会の対応等について

高津専務理事より、資料2に基づき、国に設置された「建築士制度小委員会」及び「業務報酬基準・工事監理小委員会」に日事連からも委員を派遣し、単位会にも情報提供しつつ必要な意見を出したこと、また、意見を出すにあたっては建築設計制度等対応特別委員会及び業務・技術委員会に設置した業務報酬基準ワーキンググループで検討を行い、意見や要望のとりまとめを行ったこと、及び昨年12月19日に基本制度部会にて報告がとりまとめられ、国において法施行に向けた政省令の準備、法定講習等の周知、業務報酬基準の見直しに係る作業等が進められている旨の報告があった。

(6)報告事項3.日事連定款の一部変更の折衝状況について

北野常務理事より、資料3に基づき、定款の一部を変更するにあたって、改正建築士法に規定される法定団体の要件を満たすための規定の変更及び副会長の1名増員、その他の規定を変更すること等について国と折衝を進めている旨の報告があった。

(7)報告事項4.建築士事務所憲章の見直しについて

岡田広報・渉外委員長より、資料4に基づき、建築士事務所憲章の見直しについて、改正建築士法の主旨にのっとり憲章の改定案が示され、10月3日の全国大会において新たな憲章を公表することとして改正法周知ワーキングチームで検討を進めている旨の報告があった。

(8)報告事項5.管理建築士講習(法定講習)の実施について

米澤教育・情報委員長より、資料5に基づき、管理建築士

講習(見なし講習を含む)に係る日事連と単位の業務分担及び受講料収入の割り振り及び管理建築士講習の実施に係る現段階でのスケジュール案等について報告があった。

(9)報告事項6.当面の知事指定講習の進め方について

米澤教育・情報委員長より、資料6に基づき次の趣旨の報告があった。

- ・改正建築士法に定められた管理建築士講習(法定講習)は1回のみを受講で有効となることから、定期的な講習が必要であるという観点から従来の知事指定講習としての「管理講習」の存続が必要である一方、法定講習の受講者が、その受講後すぐに知事指定講習を受講するという不合理を解消するために、一定期間内に、法定講習としての管理建築士講習の受講を修了した者は知事指定講習「管理講習」を受講したとみなす特例措置について、単位会が都道府県担当部局と協議・調整するための文書を通知したことの報告があった。

(10)報告事項7.建築士定期講習(法定講習)の実施について

米澤教育・情報委員長より、資料7に基づき次の趣旨の報告があった。

- ・建築士定期講習(法定講習)の実施にあたり登録講習機関となる予定の(財)建築技術教育普及センターとの業務委託契約に基づき、(社)日本建築士会連合会と講習会の円滑な実施に向けての基本合意書を締結することとしている。
- ・合意書では、講習会の開催は両会の共催を基本とするが、双方の単位会で調整し地域の実情に合わせた方法で行うこととしている。また、各々の連合会はその旨を指導・周知することとしている。

(11)報告事項8.岐阜県での管理建築士講習等の実施について

高津専務理事より、資料8に基づき次の趣旨の報告があった。

- ・登録講習機関となる予定の(財)建築技術教育普及セ

ンターより岐阜県での管理建築士講習の実施方法について、また独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明技術者登録事務の岐阜県での実施方法について、岐阜会の意向を踏まえた上で本会の考えを求められた。

- ・本会では会長及び副会長等が協議の上、岐阜会が非会員としての条件で実施する意向があるかどうか文書で回答を求めることとした。
- ・その後岐阜会から「管理建築士講習及び適合証明技術者登録事務について受託することとし、契約条件については別途協議したい」旨の回答があったが、2月20日の常任理事会及び3月7日の通常理事会で当初の方針で臨むこととし、具体的な対応は会長に一任された。
- ・これを踏まえ、本会から非会員としての具体的な条件を岐阜会に提示したところ、岐阜会から再考を求める回答があったが、それに対し条件は変更できない旨、再度岐阜会あてに文書を送付した。現在岐阜会からの回答を待っている状況である。

(12)報告事項9.UIA2011東京大会への対応について

高津専務理事より、資料9に基づき次の趣旨の報告があった。

- ・UIA(国際建築家連合)の世界大会が平成23年に「UIA2011東京大会」として開催される。平成18年には国及び建築関係団体も含んだ組織委員会が設置され、その上部委員会である諮問評議会には三栖会長が参加している。
- ・本年6月に開催されるUIA2008トリノ大会で次回東京大会のアピールとして、関係5団体の賞の紹介と最近の受賞作品の展示及び各団体会員希望者の作品紹介パネル展を開催することとしているため、単位会にも作品募集等の協力を求めたい。
- ・国や関係団体の代表者を含む公式訪問団の参加の呼びかけがあり、本会も他団体同様参加の方向で調整を進めている。

(13)報告事項10.(有)日事連サビズの今後の運営方針について
山田総務・財務委員長より、資料10に基づき次の趣旨の報告があった。

- ・(有)日事連サビズより、出資者及び役員長期固定化している等の状況が続いているため、出資者選定の方針及び役員選任の方針について、本会に対して検討の依頼があった。常任理事会において総務・財務委員会での検討が付託され、総務・財務委員会で検討の結果、(有)日事連サビズの出資者及び役員選任方針(案)を(有)日事連サビズに提示し、臨時株主総会で概ね了承された。
- ・今後は経営状況や業務内容について本会との連携強化をはかるため、業務・技術委員会の下に「建賠保険等調査専門委員会(仮称)」を設置することとし、定期的に報告を求める等の体制を整えることとした。

(14)報告事項11.第32回建築事務所全国大会(大分大会)実施結果報告について

森 素直全国大会運営特別委員長より、資料11に基づき第32回建築事務所全国大会(大分大会)が成功裡に終了したことが報告された。

(15)報告事項12.平成20・21年度の日事連会長候補者の推薦決定について

伊藤 剛ブロック協議会代表者会議座長より、次の趣旨の報告があった。

- ・3月14日にブロック協議会代表者会議が開催され、各ブロック協議会から提出されている会長候補者の1次推薦書及び2次推薦書が確認された。また、平成20・21年度の役員候補者の推薦手順と選任方法についての内容確認が行われたのち、協議の結果、現会長である三栖邦博東京会会長を平成20・21年度の会長候補者として推薦することを満場一致で決定した。

(16)報告事項13.構造/設備設計一級建築士資格取得講習の受講申込書の頒布について

北野常務理事より、資料12に基づき

- ・6月より実施される構造/設備設計一級建築士資格取得講習について、(財)建築技術教育普及センターより本会へ受講申込書の頒布協力の依頼があったので、このことについて単位会に対し協力依頼を行った。次の趣旨の報告があった。

(17)報告事項14.平成20年度主な会議日程(予定)について
事務局より、資料13に基づき平成20年度の主な会議の予定について報告があった。

(18)九州・沖縄ブロック協議会からの要望に対する回答について
1)業務報酬基準における、積算業務の取扱いについて

工事費内訳明細書、数量調書の作成は標準業務でなく追加的業務と明示するという要望主旨については、国の審議会での検討段階でも、単位会からの意見や本会に設けた業務報酬基準ワーキンググループでの検討を踏まえ、意見出しをしてきたところであり、今後更に具体的な検討が進められる国の実務者レベルでの委員会でも本会として意見を述べていきたい旨の説明が高津専務理事よりなされた。

2)改正建築基準法の施行の円滑化について

「沖縄県での住宅規模のビアチェック適用を除外してほしい」旨の要望に対して三栖会長より以下の旨の回答があった。

- 昨年10月の要望も含め、本会として国に対するビアチェック運用に関しての要望を行ってきた。国としても、型式認定や図書省略等ビアチェックの簡素化による弾力的な運用を行うこととしているので今後も注視していきたい。

- 法施行の円滑化については、各都道府県に審査機関、行政、設計実務者等を含む協議会が設けられている。単位会が中心となって運用の改善に向けた努力をしていただきたい。

報告事項等について、特段の質疑がある場合は書面で事務局まで提出することとした。

平成20年5月 通常理事会概要

1. 日 時 平成20年5月27日(火)13:30～16:20

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 33名

出席者数 31名

(内、表決委任状提出者11名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、伊藤 剛、山崎善利、森 素直

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、外木場久雄、髭右近外嘉

理 事 浅野善治、荒木正治、大島拓司、木村克次、
野呂幸一、水谷達郎、村山高文、山田美光、
横須賀満夫、米澤榮三

監 事 高橋 敏、泉谷良宏

事 務 局 事務局長 恩田利昭、総務課長 前田敏明

欠 席 者(表決委任者)

副 会 長 山口祥悟

常任理事 鈴木誠一、本澤宗夫、吉原殖男、

理 事 岡田利一、定行まり子、瀧口信二、馬場錬成、
森野美徳、山中保教、横田満人

欠 席 者

理 事 石葉泰久、豊田 昇、監事:速水可次

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

米澤榮三理事、山田美光理事

(2) 議決事項

1) 平成20年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項の承認の件

事務局より、広報・渉外委員会で検討した平成20年度建築

2008 6・7 日事連会務月報

士事務所キャンペーン事業実施要項について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成20年度で10回目を迎える事業である。基本的な部分は昨年と同様に開催する内容となっているが、今年度はキャンペーンの統一テーマを「われわれは信頼できるパートナーです」としている。開催経費については昨年度と同様に各单位会へ上限として60万円を助成する形式としている。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料1のとおりこれを承認した。

2) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項の承認の件

事務局より、全国大会特別委員会で検討した第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項について資料2によって、次のとおり説明がなされた。

平成20年10月3日に帝国ホールを会場として行うこととしている。大会テーマは、「新たな使命に向かって～建築士事務所協会の法定化を契機として～」とし、当日の行事はシンポジウム(シンポジウムの構成は調整中)、大会式典、記念パーティ、日事連建築賞受賞作品展示を予定している。参加費(大会参加費及び記念パーティ参加費込み)は1名あたり12,000円とし、参加者は850名を想定している。予算は参加費収入と日事連支出分を合わせ2,120万円となっている。また、大会宣言案は次のとおりである。

「私たち建築士事務所は、
新たに法律に定められた団体の会員として、
社会から課せられた使命を自覚し、
自己研鑽と職業倫理の遵守を誓い、
国民の信頼と期待に応えることをここに
宣言します。」

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料2のとおりこれを承認した。

3) (新)建築士事務所憲章について

外木場常任理事から資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

「建築士事務所憲章」の改訂については3月常任理事会
で広報・渉外委員会で検討することの了解がなされた。
広報・渉外委員会では単位会に意見を求めるなど改訂
案の検討を行い建築士事務所憲章の改訂案(資料3)を
まとめた。

議長より、資料3の建築士事務所憲章(改訂案)の承認に
ついて諮ったところ、異議なく、新しい建築士事務所憲
章を次のとおり承認した。

「建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重
要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与し
ます。

- 一 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主
の期待に応えます。
- 一 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可
能で良質な資産の形成を図ります。
- 一 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公
益の立場に立って最善を尽します。
- 一 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監
理します。
- 一 互いに信頼を深め、連帯の精神をもって職務を全
うします。

平成20年5月 社団法人日本建築士事務所協会連合会」
なお、「社団法人 県建築士事務所協会は、本憲章を
誓約する建築士事務所を会員とする法定団体です。」の
表記部分は、単位会でこの憲章を採択するときに表記
することとする。

4)平成20年度の理事会より常任理事会に委任する事項の 承認の件

事務局より、平成20年度の理事会より常任理事会に委
任する事項案について資料4によって次の内容の説明
がなされた。

- ・理事会より常任理事会に委任する事項は次のとおり
したい。

1.理事会の議決により委任された事項(定款30条第2項 第1号関係)

- (1)建築士事務所全国大会の実施に係る諸事項
- (2)建築士事務所のキャンペーンの実施に係る諸事項
- (3)年次功労表彰者及び日事連建築賞の受賞者の決定
- (4)建築士事務所協会全国会長会議の実施に係る事項

2.緊急に処理すべき事項(定款第30条第2項第2号関係)

- (1)事業計画記載事業で緊急を要する事業の実施
- (2)緊急を要する委員会の委員の選任、変更、追加
- (3)対外関係で緊急を要する事項

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議な
く、資料4のとおりこれを承認した。

5)第50回通常総会議案の承認の件

定款の一部変更承認の件(第1号議案)

常務理事より、第1号議案の定款の一部変更の提案内容
について資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

改正建築士法第27条の2に規定する法定団体の要件
を満たすために、「目的(第3条)」、「事業(第4条)」、「会
員資格(第5条)」及び「選任(13条)」の規定を変更する。
法定団体としての社会的責任及び業務の増大に対応
するために副会長を1名増員するための「役員の員数
(第12条)」の規定を変更する。

その他所要の規定を変更する。

なお、公益社団法人への移行に必要な定款の変更につ
いては、改正建築士法の施行後に時期をみて行うこと
とする。この定款の一部変更については、国土交通省で
本年6月に開催する日事連の総会の前までに省内調整
が行われることになっているが、その状況如何によっ
ては資料5の第1号議案の内容の変更について差し替え
の可能性もあり得ることを了解してほしい。なお、順調
に進んだとしても定款変更は国土交通大臣の認可後に
発効するので副会長候補者の増員については、定款の
一部変更の認可が国土交通大臣からなされてからの就
任となる。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なくこれを承認し、第50回通常総会に資料5の第1号議案を提案することを決めた。

平成19年度事業報告承認の件(第2号議案)

常置委員会委員長及び事務局長より資料5、資料6のうち第2号議案に該当する平成19年度事業報告について、会議報告、改正建築基準法の施行及び改正建築士法に係る対応、指定法人業務、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、建築設計制度等対応、保険制度、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なくこれを承認し、第50回通常総会に資料5の第2号議案を提案することを決めた。

平成19年度収支決算承認の件(第3号議案)

総務課長より資料5、資料6のうち第3号議案に該当する平成19年度収支決算について次の趣旨の説明がなされた。

平成19年度収支決算案の一般会計の事業活動収入は、予算額より約3,557万円の減収となった。事業活動支出は予算額より約7,045万円の支出減となった。予備費支出は200万円となり、当期収支差額は2,973万円の支出超となったが、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約3,838万円となった。

福利厚生特別会計の事業活動収入は、予算額より約17万円の減収となった。事業活動支出は予算額より約170万円の支出減となった。当期収支差額は17万円のプラスとなり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約243万円となった。

適合証明等業務登録機関特別会計の事業活動収入は、予算額より約800万円の減収となった。事業活動支出は予算額より約826万円の支出減となった。当期収支差額では349万円の支出超となったが、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約310万円となった。

監査報告

泉谷監事より、)会計監査人 公認会計士横山和司氏の方法及び結果は、相当である、)事業報告書の内容は、真実であると認める、)理事の職務遂行に関し、不正の行為または法令等に違反する事実はない、旨の監査報告がなされた。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、これを承認し、第50回通常総会に資料5の第3号議案を提案することを決定した。

任期満了に伴う役員改選の件(第4号議案)

常務理事より、任期満了に伴う役員改選の件について、平成20・21年度の役員選任する理事については同一業界内理事17名、同一業界外理事17名とし、監事は同一業界内監事を3名とする案が資料5によって説明がなされた。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なくこれを承認し、第50回通常総会に資料5の第4号議案を提案することを決めた。

6) 第50回通常総会等の日程及び運営について

第50回通常総会等の日程及び運営について資料7により次の日程の説明が事務局よりなされ、当日の日程を次の通り決定した。

平成20年6月16日(月) 会場: 帝国ホテル(中2階・光の間)

11:00～13:00 6月常任理事会

13:15～15:30 第104回建築士事務所協会全国会長会議

15:35～16:35 第50回通常総会(平成19年度決算総会)

16:40～17:00 第34回日事政研臨時総会

17:15～19:00 懇親会(4階・桜の間)

7) 定款施行細則の一部変更の承認の件

事務局より、資料8によって定款施行細則の一部変更について、次の趣旨の説明がなされた。

平成20年5月16日に開催した常任理事会で、常任理事会と常置委員会のより円滑な連携を図るための措置について、協議され、次の理由により定款施行細則の一部を変更し

たい。

「理由」

現行の定款施行細則では副会長が各常置委員会の担当理事になることができない。このため各常置委員会の担当理事は常任理事があたり、委員長は理事(同一業界内理事)があたっている。このような現状から副会長が常置委員会の細部の活動について把握することが難しく、また、委員会の運営に責任を持つ委員長が常任理事会には原則として出席せず、案件によってその出席を求めることとなり、また、各常置委員会間の横の連携が円滑に進まないなど、常任理事会と各常置委員会との機動的な連携が図りにくい状態となっている。

平成20年6月16日の総会で平成20・21年度の新役員が選任される予定となっているため、この時期にあわせて体制を見直すこととし、今後、副会長は国政全般担当(日事政研会長)を除く5名が各常置委員会の担当理事となり、常任理事5名を各常置委員会の委員長とし、残る1名の常任理事と4名の理事(同一業界内理事)が副委員長となることとしたい。このことにより常任理事会と常置委員会委員長の連携が今まで以上に図られ、より円滑な活動が期待できると考えられる。

「変更案」

変更後の定款施行細則は次のとおりとなる。(アダプライン部分が変更箇所)

(理事の分担)

第9条 会長は、副会長、常任理事及び理事のなかから次の各号の担当理事を定めることができる。

(1) 各常置委員会

(2) その他、会長が必要と認めた職務

(委員会の組織)

第29条 委員会の委員の定数は、8名とする。ただし、理事会の議決を経て増減できる。

2 委員会には委員長1名副委員長若干名をおくものとする。ただし常置委員会の委員長にあつては、当該委

員会を担当する常任理事のなかから、副委員長にあつては当該委員会を担当する常任理事又は理事のなかから理事会の議決を経て会長が委嘱する。

付則

1. この細則は、平成20年6月1日から施行する。
議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく資料8のとおりこれを承認した。

(3) 報告事項

1) 6月改正建築基準法の円滑な施行について

専務理事より、6月改正建築基準法の円滑な施行について資料9によって次の趣旨の報告がなされた。

国土交通省では、昨年10月の日事連の要望項目に対しては、それぞれ改善に向けて努力されてきているが、残された課題として「計画変更の取扱い」「ビジュアル対象の限定」「増改築の取扱いの改善」が残されてきた。先般の5月16日の常任理事会では、建築指導課長が特別出席し、これらの取組について説明を受けている。このうち、計画変更の取扱いについて、現在、建築設備や非構造部材等の「軽微な変更」に関し、実務者が明確に判断できるように「ブ」を済ませ、同施行規則の改正を準備中である。また、ビジュアル対象建築物の限定に関連しては、本年3月28日には沖縄県のRC造戸建住宅等について図書省略認定制度を活用した建築確認手続の簡素化(2階建以下を対象に第1弾認定。4月30日には3階建を含むより広範な計画を対象に第2弾認定)を図った。この適用を受けるものは「ビ」が不要となる。なお、現在全国の3階建て以下の鉄骨造の店舗、事務所等を対象とした図書省略認定を準備中であること。さらに4月17日には、既存建築物における増改築の円滑化を図るため、増築部分を工事した後に既存部分を段階的に改修できる「全体計画認定制度」の弾力的運用について特定行政庁に通知した。

今後国土交通省では、現実の状況に照らした運用の改善が今後とも必要であり、そのためには各都道府県に設けられた申請者側の団体、審査機関を加えた連絡協議会の

活用が有効であり、その活用を図ってもらいたいとの国土交通省側からの説明があった旨の報告がなされた。

2)6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート(追加調査)結果

専務理事より、次の趣旨の報告が資料10によってなされた。

本年2月に建築基準法6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケートを全国の建築士事務所に対して実施し、その結果を記者発表するとともに国土交通省建築指導課に提出し改善要望を行った。今回の追加調査は、6月改正後の設計業務(特に構造設計)における設計事務所の業務の実態を明らかにするために、基本設計から実施設計にいたるまでの業務量、構造設計を外注した場合の再委託の状況などを本年3月から4月にかけて調査し、結果をまとめたものが資料10である。結果としては構造設計に係る人日数が大幅に増え、それに見合う報酬が確保できないこと、構造設計を再委託する場合は、構造設計者の多忙と委託料の高騰により再委託先の確保が難しいこと等が実態として把握できた。この結果については5月22日に国土交通省建築指導課長に対し、三栖会長と専務理事が報告、説明するとともにビジュアルの合理化・簡素化、構造技術者の確保、業務報酬の改善など建築士事務所の業務環境の改善を要望した。また、5月26日には今回の追加調査結果を記者発表し、公表した。

3)ワーキングチームの成果等の報告について

各ワーキングチームの担当理事、主査及び事務局より、5つのワーキングチームの成果報告等を次のとおり行った。

定款等整備ワーキングチーム

昨年11月27日に開催した全国会長会議で定款(案)と解説、単位会からの質問に対する回答、定款変更時期についての最終報告をした。その後、内閣府公益認定等委員会ホームページでの「新しい公益法人制度に係る質問への回答」の掲載を単位会に連絡したこと及び定款案第9条2項の入会に係る条項の修正について連絡し

たこと等を資料11により報告した。

事務所登録事務対応ワーキングチーム

昨年11月27日に開催した全国会長会議で中間報告をし、単位会に対し資料内容等についての質問提出を求めたこと。指定事務所登録機関のその後の動き等を把握するため20年4月に単位会に対する第2次調査を実施しその結果をまとめたこと等を資料12により報告した。

講習及び研修システム等整備ワーキングチーム

昨年11月27日に開催した全国会長会議で中間報告をし、単位会に対し資料内容等についての質問提出を求めたこと。単位会からは管理建築士講習の運営全般に関する質問がなされたためこれらに対して回答書を作成した。今後は管理建築士講習教材の編集協力を行っていくこと等を資料13により報告した。

苦情の解決業務対応ワーキングチーム

昨年11月27日に開催した全国会長会議で中間報告をし、単位会に対し資料内容等について質問提出を求め、単位会からは諸規程等に対して質問・意見が提出されたこと。これらの意見を基に諸規定等の修正作業と参考様式を作成するとともに質問に対する回答を作成したこと等を資料14により報告した。

改正法周知ワーキングチーム

昨年11月27日に開催した全国会長会議で中間報告をし、単位会に対し資料内容等についての質問提出を求め、単位会からは既会員の周知徹底に関わる部分について意見等が提出されたこと。これらの意見を基に中間報告内容の方針の修正作業と加入促進ポスター及び国民への周知ポスターの作成準備を進めていること等を資料15により報告した。

4)平成20・21年度役員候補者について

平成20・21年度役員候補者について資料16によって常務理事より報告がなされた。

5)UIAトリノ大会への公式訪問団の参加依頼について

専務理事より資料17によって次の報告がなされた。

UIAトリ大会への公式訪問団は立石 真(日本組織委員会事務総長)を団長として国、建築関係団体、建築関係企業をメンバーとしてトリで行われるUIA大会に公式訪問する。この公式訪問について、UIA2011年東京大会日本組織委員会よりUIA2011年東京大会の準備もあることから建築5団体等に対し参加要請がなされている。このことについては他の建築関係団体も参加する予定であると聞いており、日事連も会長が参加する方向で進めていきたい。

6) 事務局人事異動について

事務局より、資料18によって次のとおり報告がなされた。
昇格(平成20年4月1日付)

前田 敏明(43歳) 総務係長から総務課長へ昇格
千浜 民子(52歳) 業務係から業務係長へ昇格

7) 会員・構成員異動報告

平成20年2月末日から4月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料19の通り。
平成20年2月29日現在

正会員46団体、構成員14,880事務所、賛助会員5社
平成20年3月31日現在

正会員46団体、構成員14,798事務所、賛助会員5社
平成20年4月30日現在

正会員46団体、構成員14,758事務所、賛助会員5社
名称変更 (新) 社団法人北海道建築士事務所協会
(平成20年4月1日付)

(旧) 社団法人北海道建築設計事務所協会

名称変更 (新) 社団法人秋田県建築士事務所協会
(平成20年3月31日付)

(旧) 社団法人秋田県建築設計事務所協会

名称変更 (新) 社団法人愛知県建築士事務所協会
(平成20年4月18日付)

(旧) 社団法人愛知県建築設計事務所協会

名称変更 (新) 社団法人兵庫県建築士事務所協会
(平成20年2月20日付)
(旧) 社団法人兵庫県建築設計事務所協会

名称変更 (新) 社団法人山口県建築士事務所協会
(平成20年3月6日付)

(旧) 社団法人山口県建築設計事務所協会

<配付資料>

資料1 平成20年度建築士事務所キャンパ→事業実施要項(案)

資料2 平成20年度「第33回建築士事務所全国大会」(東京開催)実施要項(案)

資料3 「建築士事務所憲章」改訂案

資料4 平成20年度・理事会より常任理事会に委託する事項案

資料5 第50回通常総会議案書

資料6 平成19年度事業報告・収支決算説明書

資料7 第50回通常総会及び第104回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料8 定款施行細則の一部変更について

資料9 H19年6月改正建築基準法の施行について

資料10 6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート調査(追加調査)の結果について

資料11 「定款等整備ワーキングチーム」成果報告(案)

資料12 「事務所登録事務対応ワーキングチーム」成果報告(案)

資料13 「講習及び研修システム等整備ワーキングチーム」成果報告(案)

資料14 「苦情の解決業務対応ワーキングチーム」成果報告(案)

資料15 改正法周知ワーキングチーム進捗状況報告(案)

資料16 平成20・21年度同一業界内役員候補者

資料17 UIA2008トリ大会について(お願い)

資料18 事務局人事異動について

資料19 会員・構成員異動報告書

平成20年5月 常任理事会概要

1. 日 時 平成20年5月16日(金)13:30～16:55

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 14名

4. 出席者の氏名

出席者

会長 三栖邦博

副会長 山本茂男、山口祥悟、伊藤 剛、山崎善利、
森 素直

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、鈴木誠一、外木場久雄、髭右近外嘉、
本澤宗夫、吉原殖男

特別出席 水流潤太郎(国土交通省住宅局建築指導課長)
安藤 恒次
(国土交通省住宅局建築指導課企画専門官)
宿本 尚吾
(国土交通省住宅局建築指導課企画専門官)

事務局 恩田利昭事務局長、前田敏明総務課長

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

木村 旭常任理事、鈴木誠一常任理事

(2) 国土交通省の説明

水流建築指導課長、安藤企画専門官、宿本企画専門官から、
6月改正建築基準法施行後の建築確認手続の円滑化を図
るための取組についての概要報告及び説明が次のとおり
行われた。

昨年10月の日事連の要望項目のうち制度改善に関する事
項では、これまで実務者向けのわかりやすい「新しい建築
確認手続きの要点」を30万部作成し、関係団体、商工会議
所、地方公共団体等を通じて、幅広く関係者に配布すると
ともに、確認審査の窓口等に備え置いた他、確認申請時に
具体的な設備機器(排煙機、浄化槽等)や建築材料(ホルム
アルデヒド 発散建築材料、防火材料)が確定していない場合
における申請図書への記載範囲、記載方法等については、9
月25日付け課長通知(技術的助言)により通知した。また、
11月14日の建築基準法施行規則の改正により、間仕切り
や開口部の変更であって構造安全性や防火・避難性能が

低下することのないもの等を「軽微な変更」として取り扱
うこととした。さらに、最近の取組としては、計画変更の
取扱いについて、現在、建築設備や非構造部材等の「軽微
な変更」に関し、実務者が明確に判断できるようにパブリ
ックを済ませ、同施行規則の改正を準備中である。また、ビ
ック対象建築物の限定に関連しては、本年3月28日には沖縄
県のRC造戸建住宅等について図書省略認定制度を活用し
た建築確認手続の簡素化(2階建以下を対象に第1弾認定。
4月30日には3階建を含むより広範な計画を対象に第2弾
認定)を図った。この適用を受けるものはビックが不要
となる。なお、現在全国の3階建て以下の鉄骨造の店舗、事
務所等を対象とした図書省略認定を準備中であること。
さらに4月17日には、既存建築物における増改築の円滑化
を図るため、増築部分を工事した後に既存部分を段階的
に改修できる「全体計画認定制度」の弾力的運用について
特定行政庁に通知した。その他改正建築士法の関連では、
11月末施行に向けて改正内容の周知徹底のために新建築
士制度普及協議会を5月12日に立ち上げ、パンフレット作成、改
正建築士法周知のための講習会、技術水準向上のための
研修会等の建築士制度の普及を行うこととしている。
これらの説明に関連して次の質疑が行われた。

- ・既に増築の建築確認が下りているもので工事着工をし
ていない場合、全体計画認定をさかのぼって認定を受
けることができるか。
 - これはもう一度、全体計画認定から手続を行うことに
なる。
 - ・全体計画認定はどのくらいの期間が必要となるか。
 - 建築確認期間と同程度の期間が通常必要となるもの
と思われる。
 - ・工事着工しながら全体計画認定手続を行うことはで
きるか。
 - 現行の手続規則ではそれはできないことになっている。
- 最後に、個別案件の問い合わせ等については、行政庁か
らも質問がでていることもあり、適宜Q&Aという形式で

公表していきたい旨の国土交通省からの説明により終了した。

(3) 協議事項

1) 平成20年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について事務局より、広報・渉外委員会で検討した平成20年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成20年度で10回目を迎える事業である。基本的な部分は昨年と同様に開催する内容となっているが、今年度はキャンペーンの統一テーマを「われわれは信頼できるパートナーです」としている。開催経費については昨年度と同様に各単位会へ上限として60万円を助成する形式とし、事前に「事業計画書及び収支予算書」の提出を求め提出後の翌月に送金することとしている。また、キャンペーン事業終了後に提出された「実施結果報告書及び収支報告書」により、支出が60万円に満たなかった場合は差額を返金していただくことにしている。

協議の結果、原案どおり、資料1の平成20年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項を5月通常理事会に提案することを決めた。

2) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項について

事務局より、全国大会特別委員会で検討した第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項について資料2によって、次のとおり説明がなされた。

平成20年10月3日に帝国ホテルを会場として行うこととしている。大会テーマは、「新たな使命に向かって～建築士事務所協会の法定化を契機として～」とし、当日の行事はソポジウム(出演者は調整中)、大会式典、記念パーティ、日事連建築賞受賞作品展示を予定している。参加費(大会参加費及び記念パーティ参加費込み)は1名あたり12,000円とし、参加者は850名を想定している。予算は参加費収入と日事連支出分を合わせ2,120万円となっている。

協議の結果、原案どおり、資料2の第33回建築士事務所全

国大会(東京開催)の実施要項を5月通常理事会に提案することを決めた。

3) (新)建築士事務所憲章について

「建築士事務所憲章」の改訂については3月常任理事会で広報・渉外委員会で検討することの了解がなされた。その後、広報・渉外委員会では最終改訂案に対して各単位会会長へ意見を求めた結果、2つの単位会から意見が寄せられこの意見について検討した結果、建築士事務所憲章の改訂案を資料3のとおりまとめた旨の説明が事務局よりなされた。

協議の結果、原案どおり、資料3の建築士事務所憲章(改訂案)を5月通常理事会に提案することを決めた。

4) 第50回通常総会議案について

定款の一部変更について

常務理事より、改正建築士法に対応するための定款の一部変更等にかかる状況について資料4によって報告がなされた。変更の内容は次の事項となる。

改正建築士法第27条の2に規定する法定団体の要件を満たすために、「目的(第3条)」、「事業(第4条)」及び「会員資格(第5条)」の規定を変更する。

法定団体としての社会的責任及び業務の増大に対応するために副会長を1名増員するための「役員の数(第12条)」の規定を変更する。

その他所要の規定を変更する。

なお、公益社団法人への移行に必要な定款の変更については、改正建築士法の施行後に時期をみて行うこととする。この定款の一部変更については、現在、国土交通省担当課と折衝中である。国土交通省では道路特定財源の関連で省内調整が遅れている状況であり、本年6月に開催する日事連の総会の前までに省内調整が行われることになっているが、その状況如何によっては資料4の内容について差し替えの可能性もあり得ることを了解してほしい。なお、順調に進んだとしても定款変更は国土交通大臣の認可後に発効するので副会長候補者の増員に

については定款の一部変更の認可が国土交通大臣からなされてからの就任となる。

協議の結果、原案どおり、資料4の第1号議案である定款の一部変更承認の件を5月通常理事会に提案することを決めた。

平成19年度事業報告案について

事務局長より資料4、資料5のうち第2号議案に該当する平成19年度事業報告案について、会議報告、改正建築基準法の施行及び改正建築士法に係る対応、指定法人業務、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、建築設計制度等対応、保険制度、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料4及び資料5の第2号議案に該当する平成19年度事業報告の議案書記載事項と説明書記載事項を5月通常理事会に提案することを決めた。

平成19年度収支決算案について

総務課長より資料4、資料5のうち第3号議案に該当する平成19年度収支決算案について次の趣旨の説明がなされた。

平成19年度収支決算案の一般会計の事業活動収入は、予算額より約3,557万円の減収となった。事業活動支出は予算額より約7,045万円の支出減となった。予備費支出は200万円となり、当期収支差額は2,973万円の支出超となったが、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約3,838万円となった。

福利厚生特別会計の事業活動収入は、予算額より約17万円の減収となった。事業活動支出は予算額より約170万円の支出減となった。当期収支差額は17万円のプラスとなり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約243万円となった。

適合証明等業務登録機関特別会計の事業活動収入は、予算額より約800万円の減収となった。事業活動支出は予算額より約826万円の支出減となった。当期収支差額で

は349万円の支出超となったが、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約310万円となった。

これに関連した質疑は次のとおりである。

- ・一般会計の当期収支差額が約2,973万円の赤字となっているがこの傾向は毎年つくことになるのか。
- 平成19年度の決算では将来に備えて財政安定積立預金を5,100万円行っているため実質的には赤字とはなっていない。また、一般企業であれば利益を株主に還元する等の方法があるが、公益法人会計基準では、前期繰越収支差額を次期の公益事業に全額投入することが基本となっている。このように通常の予算・決算では当期の収入より、当期の支出が前期繰越収支差額相当分だけ過大となる仕組みとなっているため当期収支差額が赤字となることは避けられない。その年度の事業収支によって、財政安定積立預金が増減していくことになるが、過去の傾向では財政安定積立預金が毎年減少していることにはなっていない。

協議の結果、原案どおり、資料4及び資料5の第3号議案に該当する平成19年度収支決算の議案書記載事項と説明書記載事項を5月通常理事会に提案することを決めた。

任期満了に伴う役員改選について

常務理事より、任期満了に伴う役員改選の件について、平成20・21年度の役員選任する理事については同一業界内理事17名、同一業界外理事17名とし、監事は同一業界内監事を3名とする案が資料4によって説明がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料4の第4号議案である任期満了に伴う役員改選の件を5月通常理事会に提案することを決めた。

5) 第50回通常総会等の日程及び運営について

第50回通常総会等の日程及び運営について資料6により協議がなされた。協議の結果、原案の運営事項に日事政研臨時総会を記載して5月通常理事会に提案することを決めた。なお、当日の日程は次の通りとすることとした。

平成20年6月16日(月) 会場：帝国ホテル

11:00～13:00 6月常任理事会
13:15～15:30 第104回建築士事務所協会全国会長会議
15:35～16:35 第50回通常総会(平成19年度決算総会)
16:40～17:00 第34回日事政研臨時総会
17:15～19:00 懇親会

6)理事会より常任理事会に委任する事項について

事務局より、理事会より常任理事会に委任する事項案について資料7によって説明がなされた。
協議の結果、原案どおり、資料7を5月通常理事会に提案することを決めた。

7)5月通常理事会の議題等について

5月通常理事会の議題等について資料8により協議がなされた。
協議の結果、原案どおり、資料8を5月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(4)報告事項

1)6月改正建築基準法の円滑な施行について

6月改正建築基準法の円滑な施行について、専務理事より、3月28日に開催した常任理事会、全国会長会議以降の主な動きについて資料9によって報告がなされた。

2)6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート(追加調査)結果

専務理事より次の報告がなされた。
本年2月に6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケートを実施し、その結果を記者発表するとともに国土交通省建築指導課に提出し改善要望を行った。今回の追加調査は、6月改正後の設計業務(特に構造設計)における設計事務所の業務の実態を明らかにするために、基本設計から実施設計にいたるまでの業務量、構造設計を外注した場合の再委託の状況などを本年3月から4月にかけて調査し、結果をまとめたものが資料10である。結果としては構造設計に係る人日数が大幅に増え、それに見合う報酬が確保できないこと、構造設計を再委託する場合は、構造設計者の多忙と委託料の高騰により再委託先の確

保が難しいこと等が実態として把握できた。この結果については前回同様に近く国土交通省建築指導課に報告し、業務環境の改善要望を行うとともに、記者発表を予定している。

3)ワーキングチームの成果等の報告について

事務局より、5つのワーキングチームの成果報告等を次のとおり行った。

定款等整備ワーキングチーム

昨年11月27日に開催した全国会長会議で「定款(案)と解説、単位会からの質問に対する回答、定款変更時期についての最終報告をした。その後、内閣府公益認定等委員会ホームページで「新しい公益法人制度に係る質問への回答」が掲載されたため単位会に連絡したこと及び「定款案第9条2項の入会に係る条項の修正について連絡した旨を資料11により報告した。

事務所登録事務対応ワーキングチーム

昨年11月27日に開催した全国会長会議で中間報告をし、資料内容等についての質問提出を求めたが単位会からの質問はなかった。ワーキングチームでは指定事務所登録機関のその後の動き等を把握するため20年4月に単位会に対する第2次調査を実施しその結果をまとめた旨を資料12により報告した。

講習及び研修システム等整備ワーキングチーム

昨年11月27日に開催した全国会長会議で中間報告をし、資料内容等についての質問提出求めたが単位会からの質問はなかったが、管理建築士講習の運営全般に関する質問がなされたためこれらに対して回答書を作成した。今後は管理建築士講習教材の編集協力を行っていく旨を資料13により報告した。

苦情の解決業務対応ワーキングチーム

昨年11月27日に開催した全国会長会議で中間報告をし、資料内容等について単位会からの質問提出を求めた結果、諸規程に対して質問・意見が提出された。これらの意見を基に諸規定の修正作業と参

考様式を作成するとともに質問に対する回答を作成した旨を資料14により報告した。

改正法周知「キック」チーム

昨年11月27日に開催した全国会長会議で中間報告をし、単体会から資料内容等についての質問提出を求めた結果、既会員の周知徹底に関わる部分について意見等が提出された。これらの意見を基に中間報告内容の方針の修正作業と加入促進「ソレット」及び国民への周知「ソレット」の作成準備を進めている旨を資料15により報告した。

4)平成20・21年度役員候補者について

平成20・21年度役員候補者について資料16によって常務理事より報告がなされた。

5)UIAトリノ大会への公式訪問団の参加依頼について

専務理事より資料17によって次の報告がなされた。

UIAトリノ大会への公式訪問団は立石 真(日本組織委員会事務総長)を団長として国、建築関係団体、建築関係企業をメンバーとしてイタリヤのトリノで行われるUIA大会に公式訪問する。UIA2011年東京大会の準備もあることからUIA2011年東京大会日本組織委員会から建築5団体等に参加要請がなされている。このことについては他の建築関係団体も参加する予定であると聞いており、日事連も会長が参加する方向で進めていきたい。

6)会員・構成員異動報告

平成20年3月末日及び4月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単体会別構成員数等は資料18の通り。

平成20年3月31日現在

正会員46団体、構成員14,798事務所、賛助会員5社

平成20年4月30日現在

正会員46団体、構成員14,758事務所、賛助会員5社

名称変更 (新)社団法人兵庫県建築士事務所協会

(平成20年2月20日付)

(旧)社団法人兵庫県建築設計事務所協会

名称変更 (新)社団法人秋田県建築士事務所協会

(平成20年3月31日付)

(旧)社団法人秋田県建築設計事務所協会

名称変更 (新)社団法人北海道建築士事務所協会

(平成20年4月1日付)

(旧)社団法人北海道建築設計事務所協会

名称変更 (新)社団法人愛知県建築士事務所協会

(平成20年4月18日付)

(旧)社団法人愛知県建築設計事務所協会

7)後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料19、資料20により報告がなされた。

8)その他

三栖会長より、常任理事会と常置委員会のより円滑な連携を図るための措置について、次のとおりの提案がなされた。

現行では副会長が各常置委員会の担当理事になることができない。このため各常置委員会の担当理事は常任理事があたり、委員長は理事(同一業界内理事)があたっている。このような現状から副会長が常置委員会の細部の活動について把握することが難しく、また、委員会の運営に責任を持つ委員長が常任理事会には原則として出席せず、案件によってその出席を求めることとなっていること、また、各常置委員会間の横の連携が円滑に進まないなど、常任理事会と各常置委員会との機動的な連携が図りにくい状態となっている。平成20年6月16日の総会で平成20・21年度の新役員が選任される予定となっているため、この時期にあわせて体制を見直すこととし、今後、副会長が各常置委員会の担当理事となり、常任理事及び理事が各常置委員会の正副委員長となる仕組みを考えたい。このことにより常任理事会と常置委員会との連携が今まで以上に図られ、より円滑な活動が期待できると考えられる。

協議の結果、その主旨については了承することとし、具体的な定款施行細則の一部変更を含め内部で調整のうえ通常理事会に提案することを基本方針とした。

<配付資料>

国土交通省提供資料

住宅着工、建築確認(確認、申請)の動向

(平成19年4月～平成20年3月)

(社)日本建築士事務所協会連合会からの「改正建築基準法施行の円滑な運用等に関する要望」に対する回答

資料1 平成20年度建築士事務所カンパニ事業実施要項(案)

資料2 平成20年度「第33回建築士事務所全国大会」(東京開催)実施要項(案)

資料3 「建築士事務所憲章」改訂案

資料4 第50回通常総会議案書

資料5 平成19年度事業報告・収支決算説明書

資料6 第50回通常総会及び第104回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料7 平成20年度・理事会より常任理事会に委託する事項案

資料8 平成20年5月通常理事会開催通知

資料9 H19年6月改正建築基準法の施行について

資料10 6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート(追加調査)集計結果

資料11 「定款等整備ワーキングチーム」成果報告(案)

資料12 「事務所登録事務対応ワーキングチーム」成果報告(案)

資料13 「講習及び研修システム等整備ワーキングチーム」成果報告(案)

資料14 「苦情の解決業務対応ワーキングチーム」成果報告(案)

資料15 改正法周知ワーキングチーム進捗状況報告(案)

資料16 平成20・21年度同一業界内役員候補者

資料17 UIA2008トリノ大会について(お願い)

資料18 会員・構成員異動報告書

資料19 後援、協賛名義使用の件

資料20 経過報告

第4回 全国大会実行特別委員会(東京開催)概要

日 時 平成20年4月7日(月)15:00～17:20

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 三栖邦博 副委員長 大内達史

委員 山崎善利、西倉 努、吉川 昭、宮原克平、
荻原幸雄

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、戸谷、鈴木、
前田、松谷

1. 協議事項

(1) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)事業計画について

大会テーマおよび大会宣言の確認について

資料1により大会テーマ及び大会宣言については、前回の委員会では出された意見を踏まえて再度検討した結果、下記の通りの案がまとまった。

・大会テーマについて(案)

新たな使命に向かって

～建築士事務所協会の法定化を契機として～

・大会宣言について(案)

私たち建築士事務所は、

新たに法律に定められた団体の会員として、

社会から課せられた使命を自覚し、

自己研鑽と職業倫理の遵守を誓い、

国民の信頼と期待に応えることを

ここに宣言します。

シボゾウムのパチ初選出について

資料2によりシボゾウムのパチ初選出について協議、検討を行った。シボゾウムのテーマについては、大会テーマと同様

とし、パチ初選出についてはテーマに相応しい方を各業界別に

候補者を人選し、出演交渉を行うこととした。

また、コデイナーについては一昨年に開催された第31回

建築士事務所全国大会(東京開催)に引き続き、細野透

氏に出演の了承を得て、後日シボゾウムの進行等について、

委員長と打ち合わせを行うこととした。

5月常任理事会への提案事項について

資料3により5月16日に開催される常任理事会への提案

事項について協議、検討を行い、次の通り第33回建築士

事務所全国大会(東京開催)の実施要項として提案することとした。

- ・大会テーマ:新たな使命に向かって
～建築士事務所協会の法定化を契機として～
- ・開催日及び会場:平成20年10月3日(金) 帝国ホール
- ・大会行事:シボゾウム、大会式典(新憲章公表、日事連建築賞及び功労者表彰、記念パティ、日事連建築賞受賞作品展示)
- ・参加費:1名あたり12,000円
(大会参加費及び記念パティ参加費込)
- ・参加者:850名を想定
- ・収支予算:大会参加費と大会運営費で2,120万円

2. 次回委員会の開催について

平成20年6月25日(水)又は7月7日(月)13:30～
帝国ホール(予定)

(配付資料)

資料1 大会テーマおよび大会宣言文の確認について

資料2 シボゾウムののち社長の選出について

資料3 5月常任理事会への提案事項について

第26回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日時 平成20年4月18日(金) 10:00～12:20

会場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢
委員 榊原 信一、中村 正則、山口 祥悟、
小林 志朗、高津 充良

特別出席 建築設備の安全制御システム等の技術の開発検討委員会委員 望月 淳一

事務局:北野、恩田、鈴木、上原

<配付資料>

第25回 建築設計制度等対応特別委員会議事録(案)

資料1:建築設備の安全制御システム等の技術の開発検討委員会
関係資料

資料2:APECIングコア 建築エンジニア資格委員会関係資料
2008 6・7 日事連会務月報

資料3-1:業務報酬基準見直しに係る実態調査の回答状況等
について

資料3-2:業務報酬基準見直しに係る実態調査の集計結果に
ついて(回収)

・前回の議事録は修正等があれば23日までに事務局へ連絡
することとした。

議事1.建築設備の安全制御システム等の技術の開発検討委員会
の報告について(資料1)

望月検討委員会委員より次の旨の報告があった。

- ・当検討委員会は、平成19年度から21年度の間国土交通
省が行う総合技術開発プロジェクトであり、第1回は平成19
年10月26日、第2回は平成20年2月29日に開催された。
(財)日本建築設備・昇降機センターが事務局となっている。
- ・エレベータ事故やトラブルの多発と安全確保技術がブラック
化している状況を鑑み、エレベータや遊戯施設等の制御シ
ステムや、安全装置の技術の確立及び安全性能を第三者機
関が客観的に評価保証できる技術開発を行うことを目的と
している。検討委員会では制御技術に係る現状の確認段
階であり、まだ具体的な検討に入っていない。検討委員
会下には昇降機、遊戯施設の各小委員会が設置されてい
る。
- ・当検討委員会とは別に、国の「社会資本整備審議会建築分
科会建築物等事故・災害対策部会」においては主に昇降
機、遊戯施設等の技術基準などハード面の対応及び第三
者機関の性能評価について検討が行われた。

委員より主に以下の発言があった。

- ・設計者のみに過剰な責任が及ばないよう、検討委員
会では適切な検討がなされるようにしていただきたい。
- ・事故が発生した昇降機、遊戯施設等の類似商品を取扱
った際、設計者としての対応は難しい。

議事2.APECIングコア資格委員会((財)建築技術教育普及センター)
の報告について(資料2)

高津委員より主に次の報告があった。

- ・最近の資格取得状況について報告があった。平成12年か

ら平成19年8月3日現在、累計で2,113件の登録がある。5年ごとにCPD受講の更新審査があるが、平成20年更新率は半分程度、新規申請件数も12件となっており、登録件数の減少傾向がある。

- ・EMF(ENGINEERS MOBILITY FORUM)は、民間の技術者団体が合意された枠組みであり、EMFエンジニアとして登録されるとIntPE(認定国・地域名)の称号が与えられ、技術者としての能力がEMF加盟国・地域内で同等と認めるものである。APECとの違いは、2国間協議ではないこと及び国が関与していないこと、APECでは11に分かれている技術分野の別はない等である。英国をはじめ13国・地域が加盟し、日本は(社)日本技術士会が加盟している。
- ・日本におけるEMFエンジニア登録については、(社)日本技術士会がAPECエンジニア(技術士)を対象に平成19年度内を目途に登録の準備を進めているとの報告を受けている。APECエンジニア(建築構造技術者(建築士))については、当面は技術士のEMFエンジニア登録の動向を見ながら、建築関係団体及びAPECエンジニア登録者の意向を踏まえてEMFエンジニア登録への参加の可否を検討することとしている。
- ・構造一級建築士講習(見なし講習)では、APECエンジニアは一部の講習が免除されることとなっている。

議事3. 業務報酬基準見直しに関する状況報告について (資料3-1、3-2)

岡本副委員長より主に次の報告があった。

- ・「業務報酬基準見直しに係る実態調査」が3月16日で終了し、1,549事務所から回答を得た。日事連では回答に係る補正等について、全国主要7会場で調査対象事務所向けの説明会を実施した。
- ・調査事務局を担当した(財)建築技術教育普及センターに「業務報酬基準改定委員会・同幹事会」が設置された。日事連からは、「業務報酬基準改定委員会」には岡本副委員長が、具体的な作業を行う同幹事会には佐々木宏幸業務報酬基準ワーキンググループ委員が派遣されている。
- ・スケジュールとしては平成20年8月末を目途に改定案をとりま

とめ、9月～10月を目途にパブリックコメント、11月頃を目途に新たな「業務報酬基準」告示の公布を予定している。

- ・「業務報酬基準改定委員会」では国の業務報酬基準・工事監理小委員会とりまとめ(平成19年12月)に沿って、四会連合協定の建築設計・監理業務契約約款・業務委託書との整合、特に追加的業務の例示について整理を行う。今回の実態調査の結果をもとに建築物の施設タイプの別と業務量の関係、難易度の補正の考え方を検討する。また、業務報酬基準の改定案(告示案)の作成を行うこととしている。
- ・実態調査の一次集計結果(暫定値/資料3-2・要回収)の概要について説明があった。
- ・調査協力事務所に対して、回答した単位を、正しくは人・時であるが誤っていないか確認の連絡があった。極端な数値は統計上の処置がとられることとなっている。

主に以下の発言があった。

- ・設計料が高額である建築物ほど標準外業務が多くある。
- ・住宅関係の集計結果を読み解く必要がある。
- ・クォータから標準外業務として追加料を請求することは実際には難しい。
- ・法律改正に係る業務についての協議を改定委員会幹事会で協議する必要があるのではないか。
- ・改定委員会及び同幹事会の協議にあたっては、設計者側の日事連、士会連合会、JIAの協力体制が必要ではないか。
- ・標準外業務に標準業務的要素をもつものがあり、その区別や業務量を示す必要もあるのではないか。
- ・調査において新しく標準業務として集計された業務に対して、標準外業務となる業務を明確にする必要があるのではないか。
- ・5月1日の幹事会であらかじめ集計結果が示された段階に当特別委員会で対応について検討した方がよい。

次回、当特別委員会で改定委員会幹事会(5/1)の報告及び業務報酬基準見直しに関する対応の検討を行うこととし、当会の業務報酬基準ワーキンググループ委員である佐々木業務報酬

基準改定委員会幹事会委員にも出席いただくこととした。
また、同日午後に業務報酬基準ワーキンググループを開催することになれば、岡本副委員長が当特別委員会の検討内容を説明するために出席することとする。

議事4.その他

次回日程について

次回委員会開催予定

平成20年5月8日(木)10:00～12:00 日事連会議室

第27回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成20年5月8日(木) 10:05～12:30

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢
委員 榊原 信一、中村 正則、山口 祥悟
小林 志朗、高津 充良

特別出席 業務報酬基準改定委員会幹事会委員、業務報酬
基準ワーキンググループ 委員 佐々木 宏幸

事務局:北野、吉田、恩田、鈴木、上原

<配付資料>

第26回 建築設計制度等対応特別委員会議事録(案)

平成19年度事業報告「建築設計制度等に関すること」(案)

業務報酬基準改定委員会幹事会の報告に関する資料(佐々
木業務報酬基準改定委員会幹事会委員提出)

業務報酬基準改定委員会幹事会(第2回)関係資料

建築士法施行規則の一部を改正する省令案

- ・平成19年度事業報告「建築設計制度等に関すること」(案)
及び前回の議事録については、修正等があれば13日ま
でに事務局へ連絡することとした。

議事1.業務報酬基準改定委員会幹事会(第2回・5/1)の報告
及び対応の検討について

佐々木幹事会委員より次の旨の報告があった。

- ・改定委員会幹事会の第1回は本委員会と合同で4月10
日に、第2回は5月1日に開催され、次回の第3回は6月5日の開
催予定である。

2008 6・7 日事連会務月報

・機動的に検討を進めるため、幹事会に実務者委員のみのワ
ーキンググループ(以下WGという)が置かれ、5月14日、その後更
に数回の検討を予定している。

・第2回幹事会では、各団体及び委員からの意見を反映した
「新しい標準業務内容(案)」及び「追加的な業務の例示
(案)」、「標準業務及び業務内容・成果等(案)」等が示され
た。また、「業務報酬基準見直しに係る実態調査」における
業務量の集計・分析等も提示された。

「標準業務内容」及び「追加的な業務の例示」について

・幹事会では佐々木幹事会委員から、工事費概算書の定義
等をガイドライン的に示すべきである旨の発言をした。

・小委員会報告書の中の工事段階で行われる設計業務の記
述に「設計内容を確定させる」、「未確定な設計図書」等の
差異があることに対する取扱いや、中間検査の取扱いに
ついて今後検討することとなっている。

「業務報酬基準見直しに係る実態調査」の業務量について

・実態調査における業務量の分析にあたり、業務量の単位
が人・時となっているかを確認し、換算業務量を算定して
対数グラフ、総括グラフを作成し、現行の略算表による業務量
の比較を行った。ただし、幹事会では時間の都合上、検討
が進んでおらず、主にWGで検討が行われることとなってい
る。

・次回の幹事会(6/5)で、「この調査データの解釈」と「どのよ
うに業務報酬基準見直しに使用するか」について各委員
が具体的に示すこととなっている。

・今後、16類型の回帰式の挙動の分析及び構造・設備業務量
比較について(類似なものは同類として扱う)等を検討す
る。併せて、難易度の考え方、統括と意匠の別の表示、実績
業務量に占める追加的な業務の割合等についても検討を
進め、とりまとめを行うこととしている。

委員より主に以下の発言があり、検討が行われた。

・調査データを業務報酬基準見直しの分析に使用するにあ
たって、極端に外れた数値の取扱いや分析方法など、統計の
専門家も含め、統計的な側面から精査する必要があると

の意見を幹事会等に出すべきである。

- ・官民の発注形態別による同一の建築形態で比較データをあげること考えられるのではないか。
- ・今回の調査では設計変更に係る業務は追加的業務としたが、大規模建築物については、軽微な変更業務が日常的に発生するため、標準業務的な業務として取扱う等の対応の検討が必要ではないか。
- ・追加的業務の例示方法を検討する必要があるのではないか。

検討の結果、午後開催される業務報酬基準ワーキンググループに岡本副委員長が出席し、引き続き検討することとした。なお、当特別委員会の議事録は両委員に早急に送付するとともに両委員会での検討内容を踏まえ、佐々木幹事会委員が提案(叩き台)を作成し、両委員に回覧して13日までに意見を求め、14日の幹事会WGに提案することとした。

その後、佐々木幹事会委員より、5月13日(火)12時までに幹事会事務局((財)建築技術教育普及センター)に提案を提出する必要があるとの連絡があったため、提案に対する両委員会からの意見の締め切りは、12日(月)17時とすることとした。

議事2. 建築士法施行規則の一部を改正する省令案の対応について

鈴木業務課長より主に次の説明があった。

- ・国土交通省からの意見募集として、「建築士法施行規則の一部を改正する省令案の概要」について概要が、「建築士の講習に係る国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間」については告示案が示されており、4月26日から5月25日まで意見募集がなされているため、対応について検討したい。

検討の結果、日事連としては今後も経緯を注視することとし、意見募集について具体的な意見は提出しない考えが示された。

議事4. その他

次回日程について

次回委員会開催予定 平成20年6月3日(火)10:00～12:00

日事連会議室

なお、次回も引き続き佐々木幹事会委員が出席することとした。

第28回 建築設計制度等対応特別委員会

第13回業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議概要

日 時 平成20年6月3日(火) 10:00～12:00

会 場 日事連会議室

出席者

<建築設計制度等対応特別委員会>

委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委員 榊原 信一、中村 正則、小林 志朗、

高津 充良

<業務報酬基準ワーキンググループ>

主 査 斉藤 俊夫

委員 佐々木宏幸、水谷 孝行、大池 真人、

近藤 剛啓、立田 千秋

事務局 北野、吉田、恩田、鈴木、上原

欠 席 者 山口祥悟(建築設計制度等対応特別委員会委員)、

近藤敏春(業務報酬基準ワーキンググループ 委員)

<配付資料>

業務報酬基準改定関係資料、(参考)新建築士制度パノフレット

以下、事務局より説明があった。

- ・業務報酬基準改訂委員会幹事会等に係る当会での対応について検討するため、合同会議とした。

議事1. 業務報酬基準改訂委員会幹事会WGの報告及び当会での対応の検討

佐々木委員(業務報酬基準改訂委員会幹事会WG委員)より幹事会WGについて次の旨の報告があった。

- ・「業務の報酬基準見直しに係る実態調査」における異常値の処理とその影響、延べ床面積区分別の挙動の違い、事務所の人員規模別での業務量の違い、追加的な業務

割合の概況、難易度の高いウパルとの比較について検討を行ってきた。

- ・実態調査回答者に対し、人/時で回答しているか等、仮定業務量に関する確認及び改正基準法施行前後における業務量の違いの感覚に関する追加調査を5月28日に実施した。
 - ・「標準業務内容」及び「追加的な業務の例示」は幹事会WGでの具体的な内容を検討したものが示されている。これについて、各委員が担当する項目の具体的な業務内容の解説を6月5日の幹事会で示すこととなった。報告に引き続き、主に以下の発言等があった。
 - ・新標準業務内容について、告示には文章での説明及び表の解説も掲載される方向のようである。
 - ・「工事監理」については、施工者が行う品質管理をもとに監理者が重点監理を行う旨を定義として記載すべきである。また、「工事施工段階で行うことに合理性がある実施設計に関する業務」等についても設計者が工事施工段階に関わるということを示すため定義を入れるべきである。
 - ・国が工事監理のガイドラインを作成し、標準業務における工事監理の常駐監理の頻度等も示されるようである。
- 検討の結果、6月5日の幹事会に「工事監理」の定義を示すこととして、文面の趣旨を確認した。また、「工事施工段階で行うことに合理性がある実施設計に関する業務」など小項目部分についても定義を設けるべきであるとの意見を出すこととして佐々木委員がとりまとめることとした。

議事2. その他

次回日程について

次回委員会開催予定

<建築設計制度等対応特別委員会>

平成20年7月14日(月)10:00～12:00 日事連会議室

<業務報酬基準ワーキンググループ>

同 13:30～15:30 日事連会議室

なお、佐々木委員が建築設計制度等対応特別委員会にも

出席することとした。

第9回 総務・財務委員会概要

日 時 平成20年5月15日(木)13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 山田美光 副委員長 山本 剛

委 員 加藤 彰、西倉 努、山田 清治、

大旗 健、八島 英孝

オブザーバ - 村山高文(建築士事務所厚生年金基金)

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、

前田、松谷

欠席者 担当理事 本澤宗夫

1. 報告事項

(1) 定款等整備ワーキングチームの成果報告について

定款等整備ワーキングチームの主査である山田委員長より資料によって、次の趣旨の説明がなされた。

平成19年11月27日の全国会長会議に付、定款(案)と解説<20071127版>等の成果物を提出し報告したが、それ以降の活動については以下のとおりである。

内閣府公益認定等委員会ホームページの「新しい公益法人制度に係る質問への回答」を単位会へ周知した。

付、定款(案)の一部の変更を単位会に通知した。

付、定款(案)のうち、第2章「会員」についての「入会」に係る第9条第2項において、「入会は、総会が別に定める基準によりその可否を決定」することとなっているが、今後定款変更を行う単位会では、定款変更案とともに会員に関する「入会基準」を作成し総会に諮ることとなり煩わしい手続が入ること、また定款変更に係る総会時に「入会基準」の作成が間に合わない単位会では、後日この基準の承認を得るための総会を改めて開催しなければならないため、第9条第2項の「総会が別に定める基準により」を削除して変更する旨、単位会に通知した。

(2) 事務所登録事務対応ワーキングチームの成果報告について

事務所登録事務対応ワーキングチームの主査である山本副委員

長及び事務局より資料2によって、次の趣旨の説明がなされた。

平成19年11月27日の全国会長会議の中間報告後、資料内容等について単位会からの質問等を求めた。

平成20年4月に単位会に対して第2次現況調査を行い、指定事務所登録機関の動き等についての各単位会の現況をまとめた。

(3) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項について

事務局より、全国大会実行特別委員会で検討した第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項(案)について資料3によって、次のとおり説明がなされた。

- ・大会テーマ「新たな使命に向かって～建築士事務所協会の法定化を契機として～」
- ・開催日及び会場は平成20年10月3日(金)とし、会場は帝国ホールとする。
- ・大会行事としてシンポジウム、大会式典、記念パーティ、日事連建築賞受賞作品展示を予定している。
- ・参加費は1名あたり12,000円(大会参加費及び記念パーティ参加費込み)とし、参加者は850名を想定している。
- ・収支予算は大会参加費と大会運営費で2,120万円としている。

2. 協議事項

(1) 第50回通常総会議案について

1) 定款の一部変更について

常務理事より、改正建築士法に対応するための定款の一部変更等にかかる状況について資料4によって説明がなされた。

変更内容は次のとおり。

改正建築士法第27条の2に規定する法定団体の要件を満たすために、「目的(第3条)」、「事業(第4条)」、「会員資格(第5条)」及び「選任(第13条)」の規定を変更する。法定団体としての社会的責任及び業務の増大に対応す

るために副会長を1名増員するための「役員の員数(第12条)」の規定を変更する。

その他所要の規定を変更する。

なお、公益社団法人への移行に必要な定款の変更については、改正建築士法の施行後(平成20年12月1日以降)に検討のうえ行うこととする。

この定款の一部変更については、国土交通省と折衝中であるが、省内での調整が遅れている状況である。本年6月に開催する日事連の総会前には省内調整が済むと思われるが、その状況によっては資料4の内容について差し替えの可能性もあり得ることを了解してほしい。

なお、定款変更は国土交通大臣の認可後に発効するので、副会長候補者の増員については定款の一部変更の認可が国土交通大臣からなされてからの就任となる。

2) 平成19年度事業報告案について

事務局より資料4、資料5によって、第2号議案に該当する平成19年度事業報告案について、内容説明がなされた。

3) 平成19年度収支決算案について

事務局より資料4、資料5によって、第3号議案に該当する平成19年度収支決算案について次の趣旨の説明がなされた。

一般会計の事業活動収入は約3億4,892万円、事業活動支出は約3億7,665万円、予備費支出は200万円となり、当期収支差額は約2,974万円の支出超となったが、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約3,839万円となった。

福利厚生特別会計の事業活動収入は約1,247万円、事業活動支出は約1,230万円、当期収支差額は約18万円のプラスとなり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約243万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は約3,340万円、事業活動支出は約3,690万円となり、当期収支差額は約350万円の支出超となったが、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約310万円となった。

4)任期満了に伴う役員改選について

常務理事より、任期満了に伴う役員改選の件について、資料4によって以下のとおり説明がなされた。

平成20・21年度の役員選任数について、理事は同一業界内理事17名、同一業界外理事17名とし、監事は同一業界内監事3名とする。

1)～4)の総会議案について協議の結果、全ての原案を了承し、常任理事会に提案することとした。

(2)建築士事務所厚生年金基金加入の拡大について

建築士事務所厚生年金基金の村山常務理事より、建築士事務所厚生年金基金の概要、年度別決算状況、日事連単体会の役員加入状況等について資料6によって説明がなされ、基金への加入促進について協力してほしい旨要請があった。

協議の結果、ブロック協議会等の際に基金のパンフレット配付等に協力することとした。

<配付資料>

資料1:「定款等整備ワーキングチーム」成果報告(案)

資料2:「事務所登録事務対応ワーキングチーム」成果報告(案)

資料3:第33回建築士事務所全国大会(東京開催)

の実施要項(案)

資料4:第50回通常総会議案書

資料5:平成19年度事業報告・収支決算説明書

資料6:建築士事務所厚生年金基金概要等

第8回 業務・技術委員会概要

日 時 平成20年4月17日(木)14:00～16:40

会 場 日事連会議室

出席者 委員長:横須賀満夫 副委員長:黒上好弘

委 員:山本金光、斉藤俊夫、櫻川幸夫、藤村亮一
宮脇弘明

担当理事:鈴木誠一

特別出席:榊原克巳((株)CIホ)

特別出席:中川孝昭((有)日事連サービス)

2008.6.7 日事連会務月報

事務局:高津、北野、恩田、鈴木、千浜

<配付資料>

資料1:賠償責任保険関係資料

資料2:業務報酬基準見直しに関する関係資料

資料3:平成19年度業務・技術に関すること(事業報告案)

資料4:「新しい設計手法の時代へ」パワーポイント資料

追加資料:(社)日本建築学会-RC基準書改訂の関連資料

議事1.建築士事務所賠償責任保険制度の単体会加入率アップ
実現に向けての促進策について

(有)日事連サービスの中川専務取締役より、賠償責任保険の加入状況について、また直近で監理業務のミスに起因して多額の保険金を支払った事例について報告がなされた(資料1)。

・社会資本整備審議会基本制度部会の取りまとめ書の中に、重要事項説明時に交付する書面に、賠償責任保険への加入の有無を記載することを義務付ける方針が明記されている。

非会員事務所の加入が多くなっているが、今後法定団体になる立場としても、会員事務所の加入率を高めていくことが大事である。

・単体会の役員が、内部の会議等で加入を訴えていくことが、加入事務所を増やすためには最も効果的であると考えられる。このため各委員において加入率アップに向けて協力していくこととした。

議事2.業務報酬見直しに関する状況報告について

業務報酬見直しに係る実態調査の回答状況について、また4/10に行われた業務報酬基準改定委員会・同幹事会(第1回)の概要について事務局より資料2に基づいて説明がなされた。

・実態調査について、事務所の調査では全体で663事務所の回答がある中で、日事連が約半数の回答を行っている。施設類型別回答では、新築事例で共同住宅、教育施設及び福祉施設の回答が多く、リフォームで教育施設の回答が多い状況である。

・業務報酬基準改定委員会の進め方としては、新標準業務内容と追加的な業務の例示では四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款・業務委託書との関係も留意しつつ見直しを行っていく予定である。

今後、同委員会・幹事会での検討を踏まえて中央建築士審査会での審議を経て11月末に新告示が示される予定である。

議事3. 平成19年度業務・技術に関する事業報告について

平成19年度に行われた業務・技術に関する事業11項目について、事務局より資料3に基づいて説明がなされた。

・6月決算総会で審議する事業報告の説明書に資料3のとおり掲載することを了承した。

議事4. 「新しい設計手法の時代へ」について

榊原克巳氏((株)CIラボ)が特別出席し、3次元の設計手法についてパワーポイントをを用いて概略説明がなされた(資料4)。

議事5. その他について

国交省営繕部及び設計3会等で構成する公共建築設計懇談会であがっている業務報酬の課題について、国の委託率、電子納品及び積算に係る業務報酬を受け取れていない問題について、具体的な例示(内容)を示してほしいという要望が国交省営繕部よりだされ、当委員会において例示があれば4月30日(水)までに事務局宛書面で送付することとする。

(社)日本建築学会では2009年にRC基準書の改訂の予定があり、スリットの見直しについて櫻川委員より報告がなされた。

本委員会は今年度委員を改選し再開することとする。

第4回 指導運営委員会概要

日 時 平成20年4月23日(水) 14:00 ~ 16:30

会 場 日事連会議室

出席者 委員長:豊田 昇 副委員長:佐藤充弘

委員:進藤哲雄、渡辺邦夫、森口勝重、

山上紀彦、吉原殖男

(欠席:担当理事:髭右近外嘉)

事務局:北野、恩田、鈴木

<提出資料>

資料1 指導運営に関する平成19年度事業報告(案)

資料2-1 「苦情の解決業務対応ワーキングチーム」成果報告
(前文)(案)

資料2-2 建築士事務所業務に対する苦情の解決に係る
業務実施規程等(案)

(暫定案)

資料2-3 苦情の解決業務に係る業務実施規程等(案)に基
づく参考様式(暫定案)

資料2-4 指導委員会設置規程等(案)(暫定案)

資料2-5 倫理規程設置規程等(案)、倫理規程等(案)、懲戒規
程等(案)(暫定案)

資料2-6 中間報告(諸規程等(案)暫定案)に対する単位会
の意見とWTの回答

議事1. 指導運営に関する平成19年度事業報告について

平成19年度の苦情相談業務の単位会集計結果及び苦情の解決業務対応ワーキングチームの検討状況について事務局より資料1に基づき報告がなされた。

・建築相談内容での「その他」に該当する件数は、施工に係わる内容について相談に応じて助言しているものが含まれていると考えられる。

・進藤委員より指摘があり、山梨会の口頭アドバイズ2件の内、1件は苦情対象事務所に対して照会業務を行っているため件数の内訳を修正することとする。

・具体的な苦情相談の申込みはないが、住民より建築物の調査・鑑定依頼を受けて対応している等、各委員より状況報告があった。

6月決算総会で審議する事業報告の説明書に、前記修正をして資料3に基づいて掲載することを了承した。

議事2. 苦情の解決業務対応ワーキングチームの成果報告について

「苦情の解決業務対応ワーキングチーム」成果報告(案)について

豊田委員長及び事務局より資料2-1～2-6に基づき説明がなされた。

- ・ 報告資料は、9種類の成果物をあげて6月16日の全国会長会議に提出する。
- ・ 中間報告以後に、新たに作成した資料としては、苦情相談の申込を受け付ける業務範囲等を示した「建築士事務所業務に対する苦情の申出にあたっての注意事項」を申出人に渡し、その内容を理解したうえで申込を受け付けることにした。また、単位会からの意見も踏まえて各規程を再検討した。業務実施規程では、付随する参考様式を作成した。

本資料については、各委員より意見等があれば4月30日(水)までに事務局宛提出することとする。提出された意見は、当ワーキングチームにおいて検討することとする。

また、現行の指定法人業務は、単位会と協定を締結して「苦情処理業務」を行っているため日事連が単位会へ業務に係る費用を負担している。改正建築士法第27条の5により法定団体として取り組む「苦情の解決業務」は、単位会が直接実施することになるため日事連が費用を負担する理由がなくなる。各委員において、日事連が単位会へ業務に係る費用を負担する適当な理由があれば提案していただくこととする。

議事2. その他

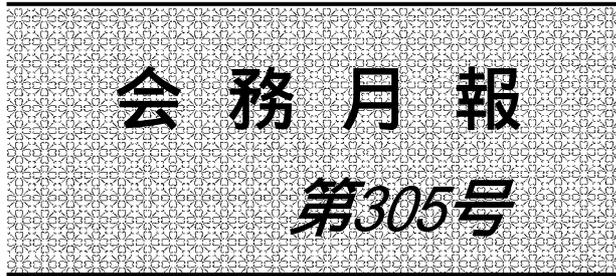
本委員会は、今年度委員を改選し再開することとする。

行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成20年

- 7月25日 通常理事会、政研役員会
- 29日 建築設計制度等対応特別委員会・業務報酬基準ワーキンググループ合同会議
- 30日 構造技術専門委員会
- 8月6日 会誌編集専門委員会
- 7日 苦情の解決業務対応ワーキングチーム
- 8日 日事連建築賞選考委員会
- 21日 指導運営委員会
- 25日 全国大会賞特別委員会（東京開催）
- 26日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会
- 29日 常任理事会



発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

第50回通常総会(平成19年度決算総会)概要

- 1.日 時 平成20年6月16日(月)
午後3時35分から午後4時30分まで
- 2.会 場 帝国ホテル 中2階「光の間」
東京都千代田区内幸町1-1-1
- 3.総会の構成者数及び出席者数
総会構成者数 46人
出席者数 46人
(うち、表決委任状提出2単位会、書面表決書提出1単位会)
表決委任を受けた者の氏名
和歌山会 佐藤和夫 大分会 中野 満
書面表決した者の氏名
熊本会 古川裕久
- 4.出席者の氏名
(1)役員
会 長 三栖 邦博
副 会 長 山本 茂男 山口 祥悟 伊藤 剛
山崎 善利 森 素直
専務理事 高津 充良
常務理事 北野 芳男
常任理事 木村 旭 外木場久雄 髭右近外嘉
本澤 宗夫 吉原 殖男
理 事 荒木 正治 石葉 泰久 岡田 利一
木村 克次 定行まり子 水谷 達郎
村山 高文 山田 美光 横須賀満夫
米澤 榮三

監 事 泉谷 良宏 高橋 敏 速水 可次
(2)正会員・指定代表者の氏名

(表決委任された者及び書面表決した者を含む)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 北海道 | 吉田 宏 | 青 森 | 野呂 敏秋 |
| 岩 手 | 高橋 敏 | 宮 城 | 栗原 憲昭 |
| 秋 田 | 鈴木 誠一 | 山 形 | 伊藤 剛 |
| 福 島 | 田畑 光三 | 茨 城 | 横須賀満夫 |
| 栃 木 | 本澤 宗夫 | 群 馬 | 山田 美光 |
| 埼 玉 | 宮原 克平 | 千 葉 | 内田 久雄 |
| 東 京 | 三栖 邦博 | 神奈川 | 上原 伸一 |
| 新 潟 | 中村 優晴 | 長 野 | 新井 典夫 |
| 山 梨 | 進藤 哲雄 | 富 山 | 近江 吉郎 |
| 石 川 | 髭右近外嘉 | 福 井 | 神崎 貢 |
| 静 岡 | 山崎 善利 | 愛 知 | 岡田 利一 |
| 三 重 | 田端 隆 | 滋 賀 | 藤村 亮一 |
| 京 都 | 上野 浩也 | 大 阪 | 佐野 吉彦 |
| 兵 庫 | 外木場久雄 | 奈 良 | 泉谷 良宏 |
| 和歌山 | 佐藤 和夫 | 鳥 取 | 足立 収平 |
| 島 根 | 矢野 敏明 | 岡 山 | 木村 旭 |
| 広 島 | 直井 稔征 | 山 口 | 香月 直樹 |
| 徳 島 | 速水 可次 | 香 川 | 富岡 学 |
| 愛 媛 | 中岡 数夫 | 高 知 | 山本 茂男 |
| 福 岡 | 八島 英孝 | 佐 賀 | 原田 照行 |
| 長 崎 | 池田 賢一 | 熊 本 | 古川 裕久 |
| 大 分 | 中野 満 | 宮 崎 | 甲斐 孝明 |
| 鹿児島 | 大原 達也 | 沖 縄 | 新城 安雄 |

5.司 会 前田敏明総務課長

6.会議の成立

司会者より、出席者数は、正会員46単位会のうち正会員46単位会(表決委任状提出者及び書面表決書提出者を含む)が出席しているので、定款第25条により会議が成立している旨の報告がなされた。

7.正副議長の選任

正副議長につぎの者が選任された。

議 長 鈴木 誠一秋田会会長

副議長 外木場久雄兵庫会会長

8. 議事録署名人の選任

議事録署名人に議長・鈴木誠一秋田会会長、三栖邦博日事連会長及び山本茂男高知会会長が選任された。

9. 議 事

(1)第1号議案 定款の一部変更承認の件

北野芳男常務理事より、別添「第50回通常総会議案書」(以下「議案書」という。)3頁から6頁により定款の一部変更理由及び変更内容について提案がなされ、議長より同提案の承認について採決したところ拍手多数でこれを承認した。

(2)第2号議案 平成19年度事業報告承認の件

第3号議案 平成19年度収支決算承認の件

議長より第2号議案及び第3号議案は関連するため、併せて審議する旨が告げられた。第2号議案については高津充良専務理事が、第3号議案については北野芳男常務理事が、それぞれ議案書7頁から27頁の内容を説明し、提案がなされた。

続いて、高橋 敏監事より、議案書29頁に記載のとおり監査報告がなされた。

議長より第2号議案及び第3号議案の承認について採決したところ、拍手多数で議案書のとおりそれぞれ承認した。

(3)第4号議案 任期満了に伴う役員改選の件

北野芳男常務理事より、議案書30頁により役員選任数及び役員選任方法の提案がなされ、議長より同提案の承認について採決したところ拍手多数でこれを承認した。議長より北野芳男常務理事に対し役員選任案の提案を求め、北野芳男常務理事より役員選任案が提案された。

議長より、役員選任案について諮ったところ、平成20・21年度の役員をつぎのとおり選任した。

1)理 事

上野 浩也 上原 伸一 木村 旭

佐野 吉彦 鈴木 誠一 外木場久雄

野呂 敏秋 原田 照行 髭右近外嘉

本澤 宗夫 三栖 邦博 宮原 克平

八島 英孝 山崎 善利 山田 美光

山本 茂男 横須賀満夫 秋野 卓生

浅野 善治 大野 和男 河野 久

計良光一郎 定行まり子 須賀川 勝

野呂 幸一 馬場 錬成 水谷 達郎

水庭 武宣 村山 高文 森野 美徳

山中 保教 割田 正雄 高津 充良

北野 芳男

2)監 事

大内 達史 岡田 利一 速水 可次

正副会長、常任理事、専務理事及び常務理事の互選結果の報告

役員を選任後直ちに、選任された理事によって定款第13条第2項の正副会長、常任理事、専務理事及び常務理事を互選するための理事会が別室において開催され、その互選結果について恩田利昭事務局長より、つぎの報告がなされた。

会 長 三栖 邦博

副 会 長 鈴木 誠一、副 会 長 本澤 宗夫、

副 会 長 山崎 善利、副 会 長 外木場久雄、

副 会 長 山本 茂男、副 会 長 八島 英孝

常任理事 野呂 敏秋、常任理事 山田 美光、

常任理事 髭右近外嘉、常任理事 佐野 吉彦、

常任理事 木村 旭、常任理事 原田 照行

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

なお、定款の一部変更により1名増員される副会長は本澤宗夫理事とし、その就任は定款変更の認可後とする。

第104回 建築士事務所協会全国会長会議概要

1.日 時 平成20年6月16日(月) 13:15～15:30

2.会 場 帝国ホテル「光の間」

3.会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

出席者数 正会員会長45名

(内、代理出席:和歌山会、大分会)

4.出席者

日事連役員

名誉会長 小川 圭一

会 長 三栖 邦博

副会長 山本 茂男 山口 祥悟 伊藤 剛
山崎 善利 森 素直

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 木村 旭 鈴木 誠一 外木場久雄
髭右近外嘉 本澤 宗夫 吉原 殖男

理 事 荒木 正治 石葉 泰久 岡田 利一
木村 克次 定行まり子 横須賀満人
水谷 達郎 村山 高文 山田 美光
横須賀満夫

監 事 泉谷 良宏 高橋 敏 速水 可次

正 会 員

北海道 吉田 宏 青 森 野呂 敏秋

岩 手 高橋 敏 宮 城 栗原 憲昭

秋 田 鈴木 誠一 山 形 伊藤 剛

福 島 田畑 光三 茨 城 横須賀満夫

栃 木 本澤 宗夫 群 馬 山田 美光

埼 玉 宮原 克平 千 葉 内田 久雄

東 京 三栖 邦博 神奈川 上原 伸一

新 潟 中村 優晴 長 野 新井 典夫

山 梨 進藤 哲雄 富 山 近江 吉郎

石 川 髭右近外嘉 福 井 神崎 貢

静 岡 山崎 善利 愛 知 岡田 利一

三 重 田端 隆 滋 賀 藤村 亮一

京 都 上野 浩也 大 阪 佐野 吉彦

兵 庫 外木場久雄 奈 良 泉谷 良宏

和歌山 佐藤 和夫 鳥 取 足立 收平

島 根 矢野 敏明 岡 山 木村 旭

広 島 直井 稔征 山 口 香月 直樹

徳 島 速水 可次 香 川 富岡 学

愛 媛 中岡 数夫 高 知 山本 茂男

福 岡 八島 英考 佐 賀 原田 照行

長 崎 池田 賢一 熊 本 (欠 席)

大 分 中野 満 宮 崎 甲斐 孝明

鹿児島 大原 達也 沖 縄 新城 安雄
事務局

事務局長 恩田 利昭、調査役 吉田 茂、

総務課長 前田 敏明

5.議長・副議長

議 長 木村 旭(岡山会会長)、

副議長 鈴木 誠一(秋田会会長)

6.議事録署名人

三栖 邦博(日事連会長)、山崎 善利(静岡会会長)、

木村 旭(議長)

7.議 事

議事に先立ち、三栖会長より次の趣旨の挨拶があった。

・6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震の被災者へお悔
みとお見舞いを申し上げます。

・改正建築基準法施行後の状況について、全国の建築士
事務所を対象に緊急アンケート調査を行い、その結果を基
に国土交通省へ運用改善の要望を行うなどの対応を
行ってきた。

・常任理事会と常置委員会の連携を強化するため、5つの
常置委員会に副会長を担当理事として、また常任理事
が委員長を務める組織にすることとした。

議事に先立ち、事務局より以下の連絡があった。

・前回全国会長会議(3月28日)以降の単位会会長の異動

について、以下14単位会の新会長紹介があった。

福島会・田畑光三会長、埼玉会・宮原克平会長、新潟会・中村優晴会長、長野会・新井典夫会長、山梨会・進藤哲雄会長、富山会・近江吉郎会長、福井会・神崎 貢会長、大阪会・佐野吉彦会長、島根会・矢野敏明会長、香川会・富岡 学会長、福岡会・八島英孝会長、佐賀会・原田照行会長、長崎会・池田賢一会長、宮崎会・甲斐孝明会長
・情報普及のための改正建築士制度及び住宅瑕疵担保履行法施行についてのポスター見本を参考資料として添付した。

岩手・宮城内陸地震の被災地域の単位会(岩手会、宮城会)を代表して高橋岩手会会長より、岩手・宮城内陸地震の状況及び応急危険度判定の対応状況等の説明と、お見舞いに対する謝意が述べられた。

(1)協議事項1.定款の一部変更について

1)北野常務理事より、第50回通常総会(平成19年度決算総会)議案書に基づき、定款の一部変更について、改正建築士法に規定された法定団体の要件に係る内容について及び副会長の1名増員、その他所要の各規定を変更する旨の説明があった。

(2)協議事項2.平成19年度事業報告案について

1)高津専務理事より、平成19年度事業報告の内容について「平成19年度事業報告・収支決算説明書」(以下、説明書という。)に基づき説明がなされた。

2)各常置委員会委員長より、所掌する委員会に係る事業等について説明書に基づき「総務・財務に関すること」(山田総務・財務委員長)、「教育・情報に関すること」(米澤教育・情報委員長)、「業務・技術に関すること」(横須賀業務・技術委員長)、「広報・渉外に関すること」(岡田広報・渉外委員長)及び「指導運営に関すること」(豊田指導運営委員長)として各事業報告の説明がなされた。

(3)協議事項3.平成19年度収支決算案について

1)北野常務理事より、説明書に基づき、平成19年度収支決算案について「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適

合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

(4)協議事項4.任期満了に伴う役員改選について

1)北野常務理事より、第50回通常総会議案書に基づき、任期満了に伴う役員改選について、平成20・21年度役員選任に関する内容について説明がなされた。

議長より以上の協議事項1～4の内容を第50回通常総会に提案する旨について諮ったところ、これを了承した。

(5)報告事項

6月改正建築基準法の円滑な施行について

高津専務理事より、資料1に基づき、平成19年6月に施行された改正建築基準法に関連する状況と本会の対応状況及び、国の円滑な運用のための各種施策、国土交通省や自民党中小企業調査会への要望、建築確認申請に関する緊急アンケート調査等について報告がなされた。

6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート(追加調査)結果について

高津専務理事より、資料2に基づき、3月20日～4月15日に全国500事務所を対象(回答385事務所)に実施した「6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート(追加調査)」に関し、建築確認申請までの設計業務、基本設計から実施設計に至る業務の実態の調査結果及びこの結果に基づく、国土交通省への建築士事務所の業務改善要望について報告がなされた。

平成20年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について

岡田広報・渉外委員長より、資料3に基づき、平成20年度建築士事務所キャンペーン事業について、改正建築士法の施行を機に、国民に対して日事連及び単位会並びに、会員建築士事務所の役割や業務について、更なる周知を目的として、10月または11月に全国で建築士事務所キャンペーンの実施を予定している旨の報告がなされた。

第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項について

高津専務理事より、資料4に基づき、第33回建築士事務所全国大会(東京開催)について、「新たな使命に向かって～建築士事務所協会の法定化を契機として～」を大会テーマとして、10月3日に帝国ホテルにおいて800名の参加を予定して開催される大会及び記念パーティについて報告がなされた。

(新)建築士事務所憲章について

外木場広報・渉外担当理事より、新たな建築士事務所憲章について、広報・渉外委員会及び改正法周知ワーキングチームにおける検討経過についての説明があり、5月27日の通常理事会で資料5のとおり承認された旨の報告がなされた。

(6)ワーキングチームの成果等の報告について

各常置委員会委員長より、資料6～資料10に基づき次の趣旨の報告がなされた。なお、継続して取り組む必要のある作業については引き続いてワーキングで検討することとしている。

1)「定款等整備ワーキングチーム」(山田総務・財務委員長/資料6)
改正建築士法に基づく単位会による「建築士事務所協会」の届出及び「公益社団法人」の認定が円滑に行われるよう、「標準的な登録定款(案)と解説」及び「定款変更と時期について(案)」を作成し、単位会へ提供した。

2)「事務所登録事務対応ワーキングチーム」(山本総務・財務副委員長/資料7)
単位会が「指定事務所登録機関」として都道府県より円滑な指定が受けられるよう、事務所登録に係る現況調査を行うとともに「登録等事務規程と解説」及び「登録事務取扱要領と解説」を作成し、単位会へ提供した。

3)「講習及び研修システム等整備ワーキングチーム」(米澤教育・情報委員長/資料8)

「管理建築士講習」のテキストの作成作業及び講習実施体制

の整備等について報告するとともに、「所属する建築士に対する定期講習」及び「開設者及び建築士事務所に属する建築士に対する研修」の実施についての検討を行った。また、「管理建築士講習」の実質的定期講習化促進について、単位会が都道府県と協議するための資料を作成し、単位会へ提供した。

4)「苦情の解決業務対応ワーキングチーム」(髭右近常任理事/資料9)
法定団体として実施する苦情の解決業務に対応するため、各種参考様式メール、業務フロー等を作成し、単位会へ提供した。

5)「改正法周知ワーキングチーム」(岡田広報・渉外委員長/資料10)
法定団体となる日事連及び単位会の社会的意義を建築士事務所及び国民へ周知するため、「建築士事務所憲章の見直し」(3月28日常任理事会承認)、未加入事務所に対する「加入促進パンフレットの作成」(7月末単位会へ送付予定)、国民向け「周知パンフレット」(8月末単位会へ配付予定)の作成作業を行ってきた。

平成20年6月 常任理事会概要

1. 日 時 平成20年6月16日(月) 10:55～11:30

2. 会 場 帝国ホテル中2階・光の間(日光)

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 14名

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖 邦博

副 会 長 山本 茂男、山口 祥悟、伊藤 剛、

山崎 善利、森 素直

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 木村 旭、鈴木 誠一、外木場久雄、

髭右近外嘉、本澤 宗夫、吉原 殖男

事 務 局 恩田 利昭事務局長、前田 敏明総務課長

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

外木場久雄常任理事、髭右近外嘉常任理事

(2) 協議事項

1) 第50回通常総会等の運営について

第50回通常総会等の運営について資料1に基づき事務局
長より説明がなされ、資料1の通り運営することとし、こ
の件についての協議を終えた。

(3) 報告事項

1) 重要事項説明内容等検討会の設置について

常務理事より、重要事項説明内容等検討会の設置につ
いて資料2によって次の概要報告がなされた。設置の経
緯及び目的、検討会の構成は学識経験者を主査とし、建
築関係4団体で構成されている。検討内容は改正建築士
法第24条の7第1項(重要事項説明)、改正建築士法第24
条の8第1項(書面の交付)に係る内容を検討する。検討
期間は本年7月中旬までとしている。成果等について
は、必要に応じて省令等に反映される他、四会標準とし
て推薦することを目指す。

2) 会員・構成員異動報告

平成20年5月末日の会員及び構成員数等を次の通り報
告した。単位会別構成員数等は資料3の通り。

平成20年5月31日現在

正会員46団体、構成員14,706事務所、賛助会員5社

名称変更 (新) 社団法人新潟県建築士事務所協会

(平成20年6月2日付)

(旧) 社団法人新潟県建築設計事務所協会

名称変更 (新) 社団法人山形県建築士事務所協会

(平成20年6月12日付)

(旧) 社団法人山形県建築設計事務所協会

3) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長

よりそれぞれ資料4、資料5により報告がなされた。

<配付資料>

国土交通省提供資料

資料1: 第104回建築士事務所協会全国会長会議

資料2: 重要事項説明内容等検討会の設置について

資料3: 会員・構成員異動報告書

資料4: 後援、協賛名義使用の件

資料5: 経過報告

平成20年7月 常任理事会概要

1. 日 時 平成20年7月9日(水) 13:30～16:30

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 14名

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖 邦博

副 会 長 鈴木 誠一、外木場久雄、本澤 宗夫、

八島 英孝、山崎 善利、山本 茂男

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 木村 旭、佐野 吉彦、野呂 敏秋、

原田 照行、髭右近外嘉、山田 美光

事 務 局 恩田 利昭事務局長、前田 敏明総務課長

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

鈴木誠一副会長、外木場久雄副会長

(2) 協議事項

1) 平成20年度年次功労者表彰者について

事務局より、平成20年度年次功労者表彰候補者につい
ては表彰規程に該当する者が資料1のとおり日事連推
薦2名、単位会推薦37名の合計39名となっている旨の説
明がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料1を7月通常理事会に提案

することを決めた。

2) 副会長、常任理事、理事の職務等について

会長より、副会長、常任理事、理事の職務等について資料2によって次の説明がなされた。

副会長の順序については、改選前の役職及び経験年数などを考慮した。また、副会長にも常置委員会を担当していただき、正副委員長は、常任理事及び理事があたることとした。

協議の結果、原案どおり、副会長、常任理事、理事の職務等について資料2のとおり7月通常理事会に提案することを決めた。

3) 常置委員会、専門委員会等の設置及び委員長、委員について

事務局より、常置委員会、専門委員会等の設置及び委員長、委員について資料3によって説明がなされた。会誌編集専門委員会の一部の委員については調整中のため7月の通常理事会までには提案する予定である。

なお、専務理事から今後国際対応関係の委員会及び賠償責任保険を検討する委員会を設置する予定があるため準備が整い次第に別途提案する旨の説明がなされた。

協議の結果、会誌編集専門委員会の一部の委員については通常理事会に間に合うよう調整することとし資料3を7月通常理事会に提案することを決めた。

4) 名誉会長及び相談役の委嘱について

事務局より、名誉会長及び相談役の委嘱は平成16年5月11日常任理事会決定の推薦基準に則り名誉会長1名、相談役4名について資料4によって説明がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料4の名誉会長及び相談役の委嘱について7月通常理事会に提案することを決めた。

5) 7月通常理事会の議題等について

7月通常理事会の議題等について資料5により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料5を7月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(3) 報告事項

1) 理事会より常任理事会に委任する事項について

平成20年5月27日に開催した通常理事会で決定した平成20年度の理事会より常任理事会に委任する事項について、事務局より資料6によって報告がなされた。

2) 新建築士制度普及協議会の設置について

新建築士制度普及協議会は、本年5月12日に日事連をはじめとして建築関係9団体で新しい建築士制度を建築士、国民一般に浸透させることを目的として設置された旨の報告が専務理事より資料7によってなされた。

3) 学校耐震化加速に向けた会議について

学校耐震化加速に向けた会議は本年6月20日に文部科学省で開催され、本連合会他2団体が参加した。主な内容は公立の小・中学校等の耐震補強、改築(やむを得ない事情により補強での対応を図れないものに限る)に対して国庫補助率の更なる高上げを平成20年度から平成22年度末まで行う。これにより、各団体に対して依頼がなされた。依頼内容の概要は、「都道府県が学校設置者である市町村等に技術的協力を行う際、都道府県の求めに応じ、講習会への講師の派遣等に協力していただきたいこと。」「都道府県等が、一級建築士等に対し、耐震診断・補強設計についての講習会を実施する場合は、必要に応じ、積極的に参加いただきたいこと」等である旨の報告が専務理事より資料8によってなされた。

4) 管理建築士講習の計画状況について

管理建築士の資格取得講習は8月20日から11月27日までの間に全国117会場で約3万1千人を対象に開催されるが、都市部を中心に受講希望者が多いためその対応方法について登録講習機関に予定されている(財)建築技術教育普及センターと追加の講習会場を確保する等の協議を進めている旨の報告が事務局より資料9によってなされた。

5) 公共建築における適正な業務報酬の算定等に関連しての要望事項について

公共建築における適正な業務報酬の算定等に関連しての要望事項は、本連合会、日本建築士会連合会、日本建築家協会の3団体で7月中旬に要望する内容である。要望項目は、官庁施設の設計業務等積算要領(国交省作成)の改善(「依頼度」の設定の考え方の見直し、「図面目録に基づく算定方法」の全面的な見直し、「数量調書及び数量調書に基づく概算書の作成」業務の追加業務としての位置づけ) 他省庁及び全国の自治体の公共建築の設計業務積算要領の改善についてである旨の報告が専務理事より資料10によってなされた。

6) (有) 日事連サビズの役員について

(有) 日事連サビズの役員及び出資者の選任方針は、本年3月7日の理事会で決定され、その方針に沿って役員候補者及び出資者の推薦を(有) 日事連サビズに行った。(有) 日事連サビズでは、本年6月26日に第15期定時株主総会を開催し推薦された役員候補者及び出資者が選任された旨の報告が専務理事より資料11によってなされた。なお、(有) 日事連サビズの設立当初より役員及び出資者となっていて退任する者の取扱いについて協議した結果、特別功労として日事連から感謝状を授与することとした。

7) 会員・構成員異動報告

平成20年6月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料12のとおり。

平成20年6月30日現在

正会員46団体、構成員14,702事務所、賛助会員5社

名称変更 (新) 社団法人大阪府建築士事務所協会

(平成20年6月6日付)

(旧) 社団法人大阪建築士事務所協会

名称変更 (新) 社団法人大分県建築士事務所協会

(平成20年6月19日付)

(旧) 社団法人大分県建築設計事務所協会

名称変更 (新) 社団法人島根県建築士事務所協会

(平成20年6月27日付)

(旧) 社団法人島根県建築設計事務所協会

名称変更 (新) 社団法人岩手県建築士事務所協会

(平成20年6月30日付)

(旧) 社団法人岩手県建築設計事務所協会

8) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料13、資料14により報告がなされた。

9) その他

三栖会長より、次回の常任理事会から議事の進行については副会長の順番制で担当していただきたい旨の提案があり、次回よりその方法で行うこととした。

<配付資料>

資料1: 平成20年度年次功労者表彰者(案)

資料2: 平成20・21年度副会長・常任理事・理事の職務等について(案)

資料3: 平成20・21年度常置委員会、特別委員会、専門委員会等の設置及び委員長、委員について(案)

資料4: 平成20・21年度名誉会長及び相談役の委嘱(案)

資料5: 平成20年7月通常理事会開催通知

資料6: 平成20年度・理事会より常任理事会に委任する事項

資料7: 新・建築士制度普及協議会設立総会次第

資料8: 学校耐震化加速に向けた会議(キックオフ・ミーティング)

資料9: 管理建築士の資格取得講習について

資料10: 公共建築における適正な業務報酬の算定等に関連しての要望について(案)

資料11: 有限会社日事連サビズの役員及び出資者

資料12: 会員・構成員異動報告書

資料13: 後援、協賛名義使用の件

資料14: 経過報告

第29回建築設計制度等対応特別委員会 概要

日 時 平成20年7月14日(月) 10:00～12:25

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢
委員 榊原 信一、中村 正則、小林 志朗、
高津 充良

特別出席 佐々木宏幸(業務報酬基準改訂委員会幹事
会ワーキンググループ 委員)

事務局:北野、恩田、鈴木、千浜、上原

(欠席者 委員 山口 祥悟)

<配付資料>

第28回建築設計制度等対応特別委員会・第13回業務報酬
基準ワーキンググループ 合同会議 議事録(案)

資料1～5:業務報酬基準改定委員会 幹事会及びWG関係
資料(委員会限り)

資料6、7:重要事項説明等内容検討会の設置について、重
要事項説明(記載例)(案)

資料8:公共建築における適正な業務報酬の算定等に関
連しての要望について(案)

・前回の議事録は、意見・修正等があれば16日(水)までに事
務局へ連絡することとした。

議事1.業務報酬基準改訂委員会幹事会・WGの報告及び当会
での対応の検討について

佐々木委員より幹事会及び幹事会WGについて次の旨の報
告があった。

- ・「標準業務内容及びその解説」及び「業務報酬基準見直
しに係る実態調査」のデータ等について、7月22日の本委
員会・幹事会合同委員会での検討にあたり、委員を通
して各関係団体に意見照会があった。
- ・追加的な業務内容は標準業務内容との整合性の関係
で、現在調整中である。
- ・「業務報酬基準見直しに係る実態調査」について、異常
値処理等を行った再集計結果(中間報告)及びその概

要が示された。

- ・幹事会WGメンバーから幹事会に向けた「設計監理業務
実態調査の調査結果についての緊急アピール」として、
適正な設計・監理の標準業務量への改定に係る補正・
修正措置を行うべきであると示した意見書には賛同
する。

報告に引き続き、主に以下の提案等があった。

- ・基本設計図書及び実施設計図書(資料4別紙1・2)につい
ては現行告示のため、掲載内容の検討が必要ではない
か。また、各々の図書に「基本」や「主要」との表記が
必要ではないか。
- ・実態調査では、5億円を超える辺りから人・時間単位が
極端に低くなり誤解を招く。このまま告示に使われる
のはよくない。(資料2)
- ・実態調査で、工事費10億円以上のサンプル抽出数が少ない
ことから、業務量の補正のために大手の調査対象事務
所(100社程度)に再アンケートを行い、その結果に基づいて
信頼できる設計業務量を見込みたい。
- ・「工事監理に関する業務」及び「工事監理に係るその
他の業務」の定義に係る部分は、今後国で作成される工
事監理のガイドラインに示すとされているので、工事監理
業務に係る業務報酬基準は先送りすべきである。

検討の結果、7月22日の本委員会・幹事会合同委員会に日
事連として要望を示すこととし、検討内容を踏まえて
佐々木委員がとりまとめ、当制度等対応特別委員会の委
員に意見を求めることとした。

議事2.重要事項説明等内容検討会の報告について

北野常務理事より主に以下の報告、高津委員から補足説
明があった。

- ・国土交通省より本会对し、改正建築士法に定められ
た重要事項説明の具体的な内容の検討要請があり、
「重要事項説明内容等検討会」(事務局・日事連)として
関係団体及び学識経験者、国土交通省(ワーキング
メンバー)として設置した。7月末まで重要事項説明に関連

する標準的な書式や記載例、Q&A等の検討・とりまとめを行うこととしている。

- ・検討結果を踏まえ、さらに周知パソフレットの作成や重要事項説明内容等の解説の書籍化の検討を行う予定である。

報告・説明に引き続き、主に以下の提案等があった。

- ・設計賠償責任保険及び内部留保金に関する記載例が示されているが、内部留保金が示されることにより、建築主側から提示が求められ金額によっては契約に至らないケースが出てくることが予想される。

設計賠償責任保険に加入しているか否かの選択のみに留めておくことにしていただきたい。

- ・訴訟を意識した表記の検討も必要ではないか。
- ・報酬の額及び支払いの時期に関する部分で、設計・監理を分けて記載した方がよいのではないか。

報告に対する意見については、7月23日の重要事項説明等内容検討会で調整することとした。

議事3. 公共建築設計懇談会情報交換会の報告について

高津委員より主に以下の報告があった。

- ・「公共建築設計懇談会」では、公共建築の設計業務等積算要領について、業務報酬基準の見直しに併せて再検討が必要である旨の要望書を提出するための検討を行っている。7月15日の3会会長の意見交換会で調整が図られ、18日までに提出したいと考えている。要望書の提出にあたっては記者発表も予定している。
- ・要望書の内容は常任理事会にも諮っており、了承されている。

議事4. その他

当委員の交代、委員の補充について7月25日の通常理事会に諮ることとなっている。

- <交代>中村正則(東京) 望月淳一(東京)、
山口祥悟(大阪) 佐野吉彦(大阪)、
<補充>佐々木宏幸(栃木会)

次回日程について

回りの委員会開催は、後日新しい委員を含めて日程調整した上で決定することとした。

その後日程調整の結果、業務報酬基準ワーキンググループ(第15回)と合同会議として以下のとおり開催することとした。

平成20年7月29日(火)10:00~12:00 日事連会議室

行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成20年

- 8月19日 建築設計制度等制度等対応特別委員会・業務報酬基準ワーキンググループ合同会議
- 21日 指導運営委員会
- 25日 全国大会実行特別委員会(東京開催)
- 26日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会
- 27日 教育・情報委員会
- 29日 常任理事会
- 9月3日 構造技術専門委員会
- 9日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款等改正検討ワーキンググループ
- 10日 重要事項説明等内容検討会、建築設計制度等制度等対応特別委員会・業務報酬基準ワーキンググループ合同会議
- 17日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会
- 24日 業務・技術委員会
- 25日 通常理事会、政研役員会
- 26日 全国大会実行特別委員会(東京開催)

第34回 日本建築士事務所政経研究会臨時総会概要

1.日 時 平成20年6月16日(月)16:40～17:00

2.会 場 帝国ホテル 中2階「光の間」

3.総会の構成者数及び出席者

総会構成者数 46人

出席者数 44人(2団体・千葉会、熊本会欠席)

表決委任をされた者の氏名

熊本会 古川 裕久

4.出席者の氏名

(1)役員

会 長 山本 茂男

幹 事 長 宮本 博司

会計責任者 横須賀満夫

職務代行者 北野 芳男

幹 事 鈴木 誠一 伊藤 剛

本澤 宗夫 髭右近外嘉

山崎 善利 山口 祥悟

外木場久雄 木村 旭

森 素直 吉原 殖夫

監 査 役 泉谷 良宏 速水 可次

(2)単位会

北海道 吉田 宏 滋 賀 藤村 亮一

青 森 野呂 敏秋 京 都 上野 浩也

岩 手 高橋 敏 大 阪 佐野 吉彦

宮 城 平田日良支 兵 庫 外木場久雄

秋 田 渡邊 淳悦 奈 良 泉谷 良宏

山 形 伊藤 剛 和歌山 佐藤 和夫

福 島 田畑 光三 鳥 取 足立 収平

茨 城 横須賀満夫 島 根 矢野 敏明

栃 木 本澤 宗夫 岡 山 木村 旭

群 馬 山田 美光 広 島 村田 正文

埼 玉 栗田 政明 山 口 香月 直樹

東 京 大内 達史 徳 島 速水 可次

神奈川 上原 伸一 香 川 富岡 学

新 潟 中村 優晴 愛 媛 中岡 数夫

長 野 新井 典夫 高 知 山本 茂男

山 梨 進藤 哲雄 福 岡 八島 英孝

富 山 近江 吉郎 佐 賀 原田 照行

石 川 髭右近外嘉 長 崎 池田 賢一

福 井 神崎 貢 大 分 中野 満

静 岡 山崎 善利 宮 崎 甲斐 孝明

愛 知 榊原 栄一 鹿 児 島 大原 達也

三 重 田端 隆 沖 縄 新城 安雄

5.司 会 本澤 宗夫幹事

6.会議の成立

司会者より、正会員44単位会の代表者(委任状提出者を含む)が出席しているので会則第20条により会議が成立している旨の報告がなされた。

7.議長・副議長の選任

議長、副議長に以下が選任された。

議 長 山崎 善利(静岡県)

副議長 髭右近外嘉(石川会)

8.議事録署名人の選任

議事録署名人に以下が選任された。

会 長 山本 茂男(高知会)

議 長 山崎 善利(静岡県)

9.議 事

議案 任期満了に伴う役員改選の件

(1)役員選出方法について

宮本幹事長より、役員選出方法について、議案書並びに参考資料により以下内容の提案がなされた。

日事政研の役員数については、会則第8条により、

会 長 1名

幹事長	1名
会計責任者	1名
会計責任者職務代行者	1名
幹事	10名以内
監査役	2名以内

となっている。

これらの役員の選出方法については、平成17年12月の全国会長会議における申し合せにより、

会長は日事連会長が原則として日事連副会長及び常任理事のうちから指名する。

幹事長、会計責任者及び会計責任者職務代行者は、日事連会長が指名する。

幹事は、原則として日事連副会長及び常任理事があたる。

監査役は、日事連監事の中から日事連会長が指名する。

こととなり、平成20・21年度の役員選出についても、同様の方式により選出することを提案したい。

本件について議長が議場に諮ったところ、異議なく了承された。

(2) 役員の選任について

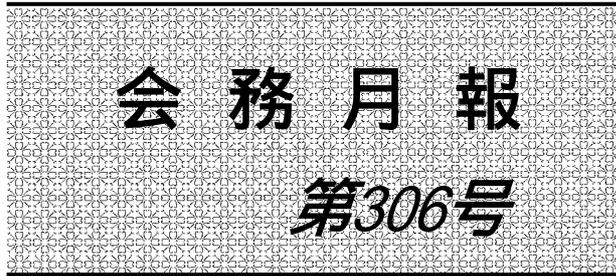
続いて宮本幹事長より、三栖日事連会長に対し、平成20・21年度の役員候補者案の発表の要請がなされた。

要請を受けて、三栖日事連会長より、前記(1)の役員選出方法に基づき、平成20・21年度の役員候補者案が次のとおり発表された。

会 長	山本 茂男(高知・中四国)
幹 事 長	外木場久雄(兵庫・近畿)
会計責任者	鈴木 誠一(秋田・北海道東北)
職務代行者	北野 芳男(日事連)
幹 事	野呂 敏秋(青森・北海道東北)
幹 事	本澤 宗夫(栃木・関東甲信越)
幹 事	山田 美光(群馬・関東甲信越)
幹 事	山崎 善利(静岡・東海北陸)

幹 事	髭右近 外 嘉(石川・東海北陸)
幹 事	佐 野 吉 彦(大阪・近畿)
幹 事	木 村 旭(岡山・中四国)
幹 事	八 島 英 孝(福岡・九州沖縄)
幹 事	原 田 照 行(佐賀・九州沖縄)
監 査 役	大 内 達 史(東京・関東甲信越)
監 査 役	岡 田 利 一(愛知・東海北陸)

議長が、上記役員候補者案について議場に諮ったところ、満場一致で異議なく了承された。



発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

平成20年7月 通常理事会概要

1.日 時 平成20年7月25日(金)13:30～15:05

2.会 場 日事連会議室

3.理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 34名

出席者数 33名

(内、表決委任状提出者7名含む)

4.出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖 邦博

副 会 長 山本 茂男 山崎 善利 本澤 宗夫、
鈴木 誠一 外木場久雄 八島 英孝

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 佐野 吉彦 野呂 敏秋 原田 照行
髭右近外嘉 山田 美光

理 事 上野 浩也 上原 伸一 大野 和男
計良光一郎 定行まり子 須賀川 勝

野呂 幸一 水谷 達郎 水庭 武宣
宮原 克平 村山 高文 横須賀満夫

監 事 大内 達史 岡田 利一 速水 可次
欠席者(表決委任者)

常任理事 木村 旭

理 事 秋野 卓生 浅野 善治 河野 久
馬場 錬成 山中 保教 割田 正雄

欠席者

理 事 森野 美徳

事務局出席者 恩田利昭事務局長、前田敏明総務課長

5.議 事

(1)議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

上野浩也理事、上原伸一理事

(2)議決事項

1)平成20年度年次功労者表彰者の決定の件

事務局より、平成20年度年次功労者表彰候補者について7月9日に開催された常任理事会で協議した結果が資料1のとおり提案された。表彰規程に該当する者が日事連推薦候補者2名、単体会推薦候補者38名(常任理事会以後1名増加分含む)、特別功労者表彰候補者4名は次のとおりである。

事連推薦候補者 2名

氏 名	在 任 期 間
山 口 祥 悟	理事4年(内副会長4年)
森 素 直	理事6年(内副会長4年)

単体会推薦候補者 38名

池田 義春(北海道) 内海 勝利(青 森)
大森 烈(岩 手) 佐藤 孝志(宮 城)
久米 隆一(秋 田) 進藤 芳明(山 形)
鈴木 正彦(福 島) 市毛 純一(茨 城)
横山 直正(栃 木) 山田 孝義(群 馬)
宮川 利則(埼 玉) 荻原 幸雄(千 葉)
米澤 榮三(神奈川) 佐藤 正勝(新 潟)
柳澤 隆一(長 野) 木村 亮(山 梨)
鈴木 信夫(富 山) 山岸 敬典(石 川)
瀬戸川信之(福 井) 齊藤 隆(愛 知)
森本 周次(三 重) 菅森 哲雄(滋 賀)
立田 千秋(大 阪) 錦野 元伸(兵 庫)
山上 雄平(奈 良) 尾添 信行(和歌山)
山下 卓治(鳥 取) 大羽 義定(鳥 根)
丸川真太郎(岡 山) 黒上 好弘(山 口)

福井 一博(徳 島) 猪野 温範(高 知)

井上 精二(福 岡) 成松 眞行(佐 賀)

吉原 殖男(長 崎) 中野 満(大 分)

大平 正喜(鹿児島) 眞玉橋朝明(沖 縄)

特別功労者表彰候補者 4名

有限会社日事連サービスの設立以来(平成7年2月以来)の出資者及び役員として事業運営に大きく貢献をした。

特別功労者として、日事連より感謝状を授与する。

代表取締役社長 石井 昌吾(元理事・群馬会)

7年2月13日～20年6月26日

取締役 下村 幸忠(元厚生委員・東京会)

7年2月13日～19年6月18日

出資者 中嶋 新市(元副会長・高知会)

7年2月13日～20年3月31日

出資者 可児 松吉(元厚生委員・長野会)

7年2月13日～20年3月31日

議長より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく、資料1のとおりこれを決定し、表彰を10月3日に開催する第33回建築士事務所全国大会式典(帝国ホテル東京)で行うこととした。

2)副会長、常任理事、理事の職務等の決定の件

事務局より、副会長、常任理事、理事の職務等について7月9日に開催された常任理事会での検討・協議した結果が資料2によって提案された。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、つぎのとおりこれを決定した。

副会長の定款第14条第2項により指定する順序

副会長名	順 序
山本 茂男	1
山崎 善利	2
本澤 宗夫	3
鈴木 誠一	4
外木場久雄	5
八島 英孝	6

副会長、常任理事、理事の担当職務等

常置委員会名	担当副会長名	委員長名	副委員長名
総務・財務	本澤 宗夫	山田美光常任理事	原田照行常任理事
教育・情報	山崎 善利	佐野吉彦常任理事	宮原 克平理事
業務・技術	八島 英孝	木村 旭常任理事	上野 浩也理事
広報・渉外	外木場久雄	野呂敏秋常任理事	横須賀満夫理事
指導運営	鈴木 誠一	髭右近外嘉常任理事	上原 伸一理事

3)常置委員会、専門委員会等の設置及び委員長、委員の決定の件

事務局より、常置委員会、専門委員会等の設置及び委員長、委員について7月9日に開催された常任理事会での検討・協議した結果が資料3によって提案された。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、つぎのとおりこれを決定した。

常置委員会

()総務・財務委員会

担当副会長 本澤 宗夫

委員長 山田 美光(常任理事)

副委員長 原田 照行(常任理事)

委員

佐藤 誠(宮 城) 岡本 賢(東 京)

山田 清治(富 山) 高橋 祥治(大 阪)

大旗 健(広 島) 井上 精二(福 岡)

()教育・情報委員会

担当副会長 山崎 善利

委員長 佐野 吉彦(常任理事)

副委員長 宮原 克平(理 事)

委員

高橋 邦雄(山 形) 遠山 紀芳(新 潟)

國分 恵之(三 重) 尾添 信行(和歌山)

中岡 数夫(愛 媛) 福島 正継(熊 本)

()業務・技術委員会

担当副会長 八島 英孝

委員長 木村 旭(常任理事)

副委員長 上野 浩也(理 事)

委員

富田 健一(福 島) 齊藤 俊夫(千 葉)
安藤 誠(愛 知) 宮崎 清史(滋 賀)
伊藤 光洋(山 口) 三原 秀樹(佐 賀)

() 広報・渉外委員会

担当副会長 外木場久雄

委 員 長 野呂 敏秋(常任理事)

副 委 員 長 横須賀満夫(理 事)

委 員

沖野 寛(岩 手) 新井 典夫(長 野)
吉田 勝則(福 井) 下西伊佐男(京 都)
山下 卓治(鳥 取) 国吉 真正(沖 縄)

() 指導運営委員会

担当副会長 鈴木 誠一

委 員 長 髭右近外嘉(常任理事)

副 委 員 長 上原 伸一(理 事)

委 員

佐藤 眞彦(秋 田) 飯窪 功児(山 梨)
桜井 紘一(石 川) 森口 勝茂(奈 良)
山上 紀麿(香 川) 中野 満(大 分)

特別委員会

() 日事連建築賞選考委員会(継続設置)

委員長 坂本一成

東京工業大学大学院理工学研究科教授

委 員

石川 哲久 (財)住宅生産振興財団専務理事
小川 富由 国土交通省大臣官房審議官
小林 志朗 小林設計一級建築士事務所代表
酒井 寛二 中央大学専門職大学院国際会計
研究科教授
森野 美德 都市ジャーナリスト、日経広告研究所
主席研究員
山崎 善利 企業組合針谷建築事務所相談役

() 全国大会実行特別委員会(東京開催)(継続設置)

委 員 長 三栖 邦博(会 長)

副委員長 大内 達史(東 京)

委 員

山崎 善利(静 岡) 西倉 努(東 京)
吉川 昭(神奈川) 宮原 克平(埼 玉)
荻原 幸雄(千 葉)

() 建築設計制度等対応特別委員会(継続設置)

委 員 長 三栖 邦博(会 長)

副委員長 岡本 賢(東 京)

委 員

榊原 信一(東 京) 佐野 吉彦(大 阪)
小林 志朗(東 京) 望月 淳一(東 京)
佐々木宏幸(栃 木) 高津 充良(日事連)

専門委員会

() 構造技術専門委員会(継続設置)

委 員 長 西 邦弘(大 阪)

副委員長 辻 英一(大 阪)

委 員

伊藤 修二(東 京) 太田 寛(大 阪)
関 洋之(東 京) 竹原創平(国土交通省)
中島 康之(東 京) 飯場正紀(建築研究所)
藤村 勝(東 京) 向井 昭義
(国土技術政策総合研究所)

櫻川 幸夫(福 井) 望月 国宏

(東京都都市整備局)

孕石 好治(愛 知) 春原 匡利

(建築行政情報センター)

松本 隆宏(京 都)

() 会誌編集専門委員会(継続設置)

委 員

池田 洋(茨 城) 郡山 久輝(東 京)
山崎 眞(東 京) 佐藤 光良(神奈川)
杉山 貞利(静 岡) 戸田 和孝(大 阪)

(委員長は、8月6日開催の委員会において委員
の互選により決定)

小委員会、ワーキングチーム等

()定款等整備ワーキングチーム(継続設置)

主査 山田 美光(総務・財務委員長、群馬会)

委員

矢崎 勝彦(千葉) 中村 光夫(東京)

佐藤 英嗣(東京) 三杉 三郎(神奈川)

結城 恭昌(大阪) 八島 英孝(福岡)

()事務所登録事務対応ワーキングチーム(継続設置)

主査 原田 照行

(総務・財務副委員長、佐賀会)

委員

佐々木 久(北海道) 中村 光夫(東京)

西田 芳明(大阪) 寺口 貴則(奈良)

山田 延弘(広島)

()講習及び研修システム等整備ワーキングチーム(継続設置)

主査 佐野 吉彦(教育・情報委員長、大阪会)

委員

宮原 浩輔(東京) 杉本 重実(東京)

上原 伸一(神奈川) 八木 俊樹(大阪)

()管理建築士対外専門委員会(継続設置)

委員長 岡本 賢(東京)

委員

秋野 卓生(匠総合法律事務所)

大松 敦(東京)

高見 真二(国土技術政策総合研究所)

中川 孝昭((有)日事連サービス)

福井 稔(福井A・Uシステム計画)

宮原 浩輔(東京)

山口 忠彦((株)綜工ホーネット)

吉田 茂(日事連)

()四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款等改正検討ワーキンググループ(継続設置)

主査 斉藤 俊夫(千葉)

委員

五味 道雄(東京) 生駒 勝(東京)

小林 志朗(東京) 中村 正則(東京)

()業務報酬基準ワーキンググループ(継続設置)

主査 斉藤 俊夫(千葉)

委員

大池 真人(東京) 近藤 敏春(埼玉)

近藤 剛啓(東京) 佐々木宏幸(栃木)

立田 千秋(大阪) 水谷 孝行(東京)

()改正法周知ワーキングチーム(継続設置)

主査 野呂 敏秋(広報・渉外委員長、青森会)

委員

田部井 明(東京) 西村 浩(東京)

鈴木 実(神奈川) 戸田 和孝(大阪)

()苦情の解決業務対応ワーキングチーム(継続設置)

主査 髭右近外嘉(指導運営委員長、石川会)

委員

松田 純也(宮城) 織本真一郎(東京)

椋 茂廣(神奈川) 穴倉 義昭(千葉)

河添佳洋子(大阪)

4)名誉会長及び相談役の委嘱の決定の件

名誉会長及び相談役の委嘱案については、定款第18条、定款施行細則第11条、第13条及び平成16年5月11日常任理事会で決定した推薦基準に基づき、7月9日開催の常任理事会で協議がなされ資料4により提案された。

推薦基準(平成16年5月11日常任理事会決定)

名誉会長については、会長就任期間2期4年以上で直近の会長退任者を推薦するものとし、1名以内とする。

相談役については、副会長就任期間2期4年以上の者を推薦するものとし、相談役の通算就任期間が3期6年を超える者は推薦しないものとする。

議長より、同議案について資料4を諮ったところ、異議なく、つぎのとおりこれを決定した。

名誉会長

小川圭一(現名誉会長)再任(平成18年7月14日より)

相談役

中川 義男(現相談役)再任(平成18年7月14日より)

小草 伸春(現相談役)再任(平成18年7月14日より)

山口 祥悟(前副会長)新任 理事4年(うち副会長4年)

森 素直(前副会長)新任 理事6年(うち副会長4年)

(3)報告事項

1)理事会より常任理事会に委任する事項について

事務局より、5月27日の通常理事会で決定した平成20年度の理事会より常任理事会に委任する事項について資料5によって、次のとおり報告がなされた。

定款上の規定

定款第30条

2 常任理事会は、次の事項を議決する。

(1)理事会の議決により委任された事項

(2)緊急に処理すべき事項

3 前項第2号の規定により常任理事会が議決した事項

は、理事会に報告しその承認を得なければならない。

理事会より常任理事会に委任する事項は次のとおりとする。

1. 理事会の議決により委任された事項(定款30条第2項第1号関係)

(1)建築士事務所全国大会の実施に係る諸事項

(2)建築士事務所のキャンペーンの実施に係る諸事項

(3)年次功労表彰者及び日事連建築賞の受賞者の決定

(4)建築士事務所協会全国会長会議の実施に係る事項

2. 緊急に処理すべき事項(定款第30条第2項第2号関係)

(1)事業計画記載事業で緊急を要する事業の実施

(2)緊急を要する委員会の委員の選任、変更、追加

(3)対外関係で緊急を要する事項

2)新建築士制度普及協議会の設置について

常務理事より資料6に基づき次の報告がなされた。

国土交通省の主導により、改正建築士法による新しい建築士制度を建築士、国民一般に浸透させることを目的とした新建築士制度普及協議会が、日事連をはじめとする建築関係9団体によって5月12日に設置された。会長に藤本日本建築士会連合会会長、副会長に三栖本連合会会長が就任した。事務局は(財)建築行政情報センターが当たる。

3)学校耐震化加速に向けた会議について

専務理事より資料7に基づき次の報告がなされた。

学校の耐震化の加速に向けた全国の教育委員会及び建築指導行政担当部局を対象とする会議が、6月20日に文部科学省で開催され、関係団体として本連合会他2団体が参加した。主な内容は、平成20年度から平成22年度末までの間に公立の小・中学校等の耐震補強、改築(やむを得ない事情により補強での対応を図れないものに限る)に対して国庫補助率の更なる嵩上げを行う。これに関連して、関連団体に対して次の趣旨の依頼がなされた。依頼内容の概要は、都道府県が学校設置者である市町村等に技術的協力を行う際、都道府県の求めに応じ、講習会への講師の派遣等に協力いただきたい、都道府県等が、耐震診断・補強設計についての講習会を実施する場合、一級建築士等が積極的に参加することについて協力いただきたい等であった。

4)管理建築士講習の計画状況について

管理建築士の資格取得講習は、8月20日から11月27日までの間に全国117会場で約2万7千人を対象に開催されるが、都市部を中心に受講希望者が多いためその対応方法について登録講習機関に予定されている(財)建築技術教育普及センターと協議の結果、追加の講習会場を確保することになり、その旨の協力要請を各单位会等に行っている。現在のところ8都府県で追加会場の確保が行われ約4千人の追加受講希望者が受講できる機会が確保できる状況になった旨の報告が事務局より資料8によってなされた。

5) 公共建築における適正な業務報酬の算定等に関連しての要望事項について

専務理事より資料9に基づき次の趣旨の報告がなされた。

現在国では、本年度に予定されている改正建築士法の施行にあわせ業務報酬基準の大臣告示の見直し作業を進めている。一方、公共建築については国土交通省官庁営繕部の「官庁施設の設計業務等積算要領」が業務報酬に大きな影響を与えているため、業務報酬基準の見直しにあわせて公共建築における適正な業務報酬の算定が行われるよう、本連合会、日本建築士会連合会、日本建築家協会の3団体が7月17日に国土交通省官庁営繕部長に対し、次の主旨の要望を行った。その内容は、官庁施設の設計業務等積算要領(国交省作成)の改善(・「依頼度」の設定の考え方の見直し、・「図面目録に基づく算定方法」の全面的な見直し、・「数量調査及び数量調書に基づく概算書の作成」業務の追加業務としての位置づけ)

他省庁及び全国の自治体の公共建築の設計業務積算要領の改善についてであった。

6) (有) 日事連サビの役員について

常務理事より資料10に基づき次の趣旨の報告がなされた。

日事連は、本年3月7日の理事会で決定された(有)日事連サビの役員及び出資者の選任方針に基づき、(有)日事連サビに対し役員候補者及び出資者の推薦を行った。(有)日事連サビは、本年6月26日に開催した第15期定時株主総会において日事連が推薦した役員候補者及び出資者候補者を選任した。

7) 会員・構成員異動報告

平成20年5月末日、6月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料11の通り。

平成20年5月31日現在

正会員46団体、構成員14,706事務所、賛助会員5社

平成20年6月30日現在

正会員46団体、構成員14,702事務所、賛助会員5社

名称変更 (平成20年6月2日付)

(新) 社団法人新潟県建築士事務所協会

(旧) 社団法人新潟県建築設計事務所協会

名称変更 (平成20年6月6日付)

(新) 社団法人大阪府建築士事務所協会

(旧) 社団法人大阪建築士事務所協会

名称変更 (平成20年6月12日付)

(新) 社団法人山形県建築士事務所協会

(旧) 社団法人山形県建築設計事務所協会

名称変更 (平成20年6月19日付)

(新) 社団法人大分県建築士事務所協会

(旧) 社団法人大分県建築設計事務所協会

名称変更 (平成20年6月27日付)

(新) 社団法人島根県建築士事務所協会

(旧) 社団法人島根県建築設計事務所協会

名称変更 (平成20年6月30日付)

(新) 社団法人岩手県建築士事務所協会

(旧) 社団法人岩手県建築設計事務所協会

<配付資料>

資料1: 平成20年度年次功労者表彰について

資料2: 平成20・21年度副会長・常任理事・理事の職務等について(案)

資料3: 平成20・21年度常置委員会、特別委員会、専門委員会等の設置及び委員長、委員について(案)

資料4: 平成20・21年度名誉会長及び相談役の委嘱(案)

資料5: 平成20年度・理事会より常任理事会に委任する事項

資料6: 新・建築士制度普及協議会設立総会次第

資料7: 学校耐震化加速に向けた会議(キックオフ・ミーティング)

資料8: 管理建築士の資格取得講習について

資料9: 公共建築における適正な業務報酬の算定等に関連しての要望について

資料10: 有限会社日事連サビの役員及び出資者

資料11: 会員・構成員異動報告書

第30回建築設計制度等対応特別委員会・第15回 業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議概要

日 時 平成20年7月29日(火) 10:00～12:20

会 場 日事連会議室

出席者

<建築設計制度等対応特別委員会>

委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委員 佐々木宏幸、小林 志朗、榊原 信一、
望月 淳一、佐野 吉彦、高津 充良

<業務報酬基準ワーキンググループ>

主 査 齊藤 俊夫

委員 佐々木宏幸、水谷 孝行、大池 真人、
近藤 剛啓、立田 千秋

事務局:北野、吉田、恩田、鈴木、上原

欠席者

(建築設計制度等対応特別委員会委員)小林志朗、望月淳一

(業務報酬基準ワーキンググループ委員)近藤敏春

<配付資料>

業務報酬基準改定委員会(第3回)及び同幹事会(第5回)合同
会議関係資料〔抜粋〕、

(建築設計制度等対応特別委員会委員のみ)建築設計制度
等対応特別委員会名簿

以下、事務局より説明があった。

- ・業務報酬基準改訂委員会幹事会及び幹事会WGに係る当
会での対応について検討するため、合同会議とした。
- ・建築設計制度等対応特別委員会の一部委員の就任及び
交代について7月25日の通常理事会にて次のように承
認された。〔佐々木宏幸(栃木会)-就任、山口祥悟委員
(大阪会) 佐野吉彦委員(大阪会)、中村正則委員(東京
会) 望月淳一委員(東京会)〕

議事1.業務報酬基準改定委員会及び同幹事会合同会議

(7/22)の報告及び当会の対応の検討

佐々木委員より次の旨の報告があった。

- ・合同会議には岡本副委員長、佐々木委員、高津委員が

2008-9 日事連会務月報

出席した。

- ・今後、幹事会WGは8月1日(主に追加業務を検討)・12日
(主に業務報酬を検討)、委員会及び幹事会は8月20日
に開催される予定。

- ・日事連の意見が反映された幹事会WGから幹事会に提
出した「設計監理業務実態調査の調査結果についての
緊急アピール」は、概ね賛成であった。

- ・「標準業務内容」及び「追加業務の例示」について

追加業務の解説については告示ではなく解説書
としてまとめられる方向である。

工事監理に係わるその他の業務における「官公庁
等の検査の立会等」が標準業務内容に含まれる
か、次回幹事会WGで検討することとなっている。

- ・「業務報酬基準見直しに係る実態調査」の業務量につ
いて

集計結果で、大手事務所(技術系所員数30名以上)と
全事務所のサンプルを比較した場合、数値に大きく開
きがある。

設計業務よりも工事監理業務のサンプルにバラツキが多
く、1本の回帰式で示すことが難しい類型・専門分野
があるため、業務量についてどのような告示の示し
方がよいか、統括と意匠の業務量は区分すべきか、
難易度が高い場合、どのような告示の示し方がよいか、
建築基準法改正後のどのような示し方が望ましい
か、設計監理料収入に占める経費等の割合はどの
ような告示の示し方がよいかを検討課題となっ
ている。

業務報酬基準実態調査結果をもとに、現行告示との
比較表で再度補正されたものが資料として提出さ
れた。

報告に引き続き、主に以下の発言等があった。

- ・設計業務よりも工事監理業務のサンプルの方にバラツキが
多く、実態調査結果から1本の回帰式で示すことは難
しいとして、日事連からは先送りにすべきとの意見を

出しているが、難しい状況である。

- ・ 日事連の意見で5千㎡を超えるサブールについては再調査をするべきとしているが、補正後の数値をみると、必ずしも大手事務所の業務量が多いわけではないため、再調査は難しい状況である。
- ・ 幹事会の中で、規模が大きくなる程複合化するため、難易度が上がってくるものであるが、今回は難易度が高いものは外された数値であるため、業務量が低く算出されているのではないかとの意見があった。
- ・ 実態調査結果における業務量の集計の方法または補正について、日事連から具体的な方法を示す必要がある。
- ・ 日事連として5社程度のサブールデータの集計を見本として作ってみてはどうか。
- ・ 本会として、建築士事務所の業務に詳しい統計専門家を踏まえ、集計方法について検討を行ってはどうか。

検討の結果、7月30日に日事連で統計の専門家を含め、出席可能な委員で実態調査結果における業務量の集計の方法および補正について検討を行うこととした。また、難易度で分けずに全てのデータで統計処理を行う、客観性を持たせた標準業務として坪単価で見直しができないかということを意見としてあげることを佐々木委員がとりまとめることとし、12日の検討に向けて8月1日の幹事会WGでも準備していくこととした。

その後、統計の専門家の都合により7月30日の検討は見送られた。

議事2. その他

次回日程について

次回委員会開催予定

(今回と同様に合同会議として開催することとした)

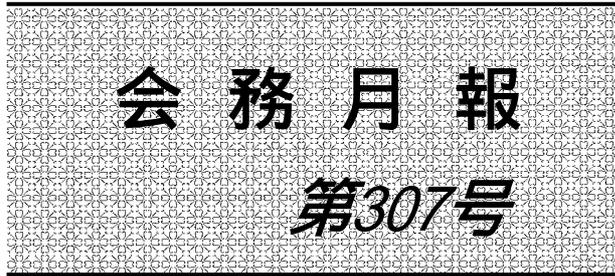
平成20年8月19日(火)10:00～12:00 日事連会議室

行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成20年

- 9月17日 広報・渉外委員会
四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会
- 24日 業務・技術委員会
- 25日 通常理事会、政研役員会、正副会長・常任理事・指導課長意見交換（鉄鋼会館）
- 26日 全国大会実行特別委員会（東京開催）
- 29日 建築設計制度等制度等対応特別委員会・業務報酬基準ワーキンググループ合同会議
総務・財務委員会
- 10月 3日 全国大会（東京大会・帝国ホテル）
8日 重要事項説明等内容検討会、
15日 教育・情報委員会
16日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会
23日 改正法周知ワーキンググループ
31日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会



発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

平成20年 8月常任理事会概要

1. 日 時 平成20年8月29日(金)13:30～16:40
2. 会 場 日事連会議室
3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数	14名
出席者数	14名

(内、表決委任状提出者1名含む)
4. 出席者の氏名

出席者	
会 長	三栖邦博
副 会 長	山本茂男、山崎善利、鈴木誠一、外木場久雄、 八島英孝
専務理事	高津充良
常務理事	北野芳男
常任理事	木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、 髭右近外嘉、山田美光

特別出席

井上俊之	国土交通省住宅局建築指導課長
深井敦夫	国土交通省住宅局建築指導課企画専門官
宿本尚吾	国土交通省住宅局建築指導課企画専門官
大島敦仁	国土交通省住宅局建築指導課課長補佐

欠席者(表決委任者)本澤宗夫副会長

事務局 恩田利昭事務局長、前田敏明総務課長
5. 議 事
 - (1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

鈴木誠一副会長、外木場久雄副会長

(2) 議事進行役 山本茂男副会長

会長の提案により、常任理事会の議事進行を副会長が順番制で受け持つこととし、今回は山本副会長が議事進行を行うこととした。

(3) 国土交通省からの説明及び意見交換

井上国土交通省住宅局建築指導課長の挨拶の後、担当官より改正建築基準法施行(19/6/20)後の確認手続の円滑化を図るためこれまでの取組、20/11/28施行予定の改正建築士法の政省令等の準備状況及び周知状況等、住宅着工、建築確認の動向及び構造/設備設計一級建築士資格取得の講習(みなし講習)の受講申込者数等について参考資料により説明がなされた。その後意見交換が行われ、主な意見交換の概要は次のとおりであった。

設備設計一級建築士資格取得講習(みなし講習)の合格者が少ない場合の対策について

合格者の発表はなされていないが、対象となる建築物の各県の着工件数から推測し、設備設計一級建築士の数が不足する可能性がある県については、該当する県と情報を共有して行政と建築関係団体が円滑な施行に向けての対応を協議することを考えている。また、資格者の確保のため、みなし講習での考査の不合格者に対して追試の実施も考えている。また、20/11/28の法施行後においても設備設計建築士制度のマトである21/5/27までに講習(本講習)・考査を行い、設備設計一級建築士の数を確保していきたい。

構造/設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合の責任は個人責任ではないか、また、委託料についてはどのように考えているか。

建築士事務所に所属する構造/設備設計一級建築士が行うことになる。委託・受託関係は建築士事務所と建築士事務所の関係になる。

委託料は市場原理に委ねることになると思う。また、県を越えた設計が行われているので、当初多少混乱

があっても、市場によって適正な価格が形成されていくのではないかと。

構造設計一級建築士が法適合確認を行った設計がさらにデジタルの法適合判定を受けるというシステムの疑問について

今回の構造計算書偽装事件の反省を踏まえて、設計者側の工学的判断を専門家による審査で確認し、さらに建築確認の側でデジタルとして最適な工学的判断の結論を得ることを目的としており、別のものとして考えている。

建築物が法適合判定者の過剰な指導によって仮に悪い結果になった(例えば瑕疵が生じた)場合の責任について

確認業務が行われた実態と設計との実態に則した個別事由により責任分担が決まるものと考えられる。

建築士の全体数からするとわずかな建築士が悪いことをしたことによりすべての建築士が縛りを受ける改正になった

当時の社会情勢からいって、建築確認制度及び建築士制度等への国民の信頼回復のためにこのような仕組みを構築することが必要であったということを理解してほしい。その後のマシヨンの全国的な構造計算の再調査のダブル調査をみても、15%程度は違法な設計があり、一握りのわずかな建築士の行為とは言えないのではないかと。

(4) 専決事項

1) 平成20年度日事連建築賞の表彰者決定の件

山崎副会長(日事連建築賞選考委員)及び事務局より、資料1によって坂本一成日事連建築賞選考委員長の審査報告がなされ、平成20年度日事連建築賞選考経過及び受賞作品案について次の趣旨の説明がなされた。

27単位会から第1次審査を経て一般建築部門21点、小規模建築部門25点の合計46点の建築作品が応募された。6月24日に選考委員会を開催し第2次審査を行い、一般建

築部門9作品、小規模建築部門8作品を日事連建築賞候補として選定した。さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門7作品、小規模建築部門6作品について現地審査を行うこととした。現地審査は7月17日から8月8日にかけて行い、8月8日に最終選考委員会を開催した。各委員の投票及び討議の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門4点、小規模建築部門2点、並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門4点及び小規模建築部門5点を奨励賞とする選定を行った。以上の説明の後、山本副会長より、平成20年度日事連建築賞の表彰者決定について諮ったところ、異議なく次のとおり平成20年度日事連建築賞の表彰者を決定した。

小規模建築部門

受賞名	単位会	建築作品名称	応募建築士事務所
国土交通大臣賞	東京	川本製作所東京ビル	(株)日建設計
優秀賞	新潟	新潟大学科学技術交流悠久会館	西村伸也研究室・新潟大学施設管理部、鹿島建設(株)北陸支店
優秀賞	愛知	すがぬま耳鼻咽喉科	中日設計(株)
奨励賞	北海道	デンタル長浦歯科クリニック	柳雅人建築設計工房
奨励賞	宮城	“のびやかに呼吸する家”～自然素材をつかって～	(株)東北建築設計監理事務所
奨励賞	長野	わたぼうしふぁーむ	HAL設計室
奨励賞	長崎	医療法人 田村内科神経内科 油木坂クリニック	イターグ イー級建築士事務所
奨励賞	熊本	山鹿バスの駅	大和設計(株)

一般建築部門

受賞名	単位会	建築作品名称	応募建築士事務所
日事連会長賞	北海道	大成札幌ビル	大成建設札幌札幌支店 一級建築士事務所
優秀賞	東京	北日本新聞 創造の森『越中座』	鹿島建設(株)一級建築士事務所
優秀賞	東京	東京松屋UNITY	1級建築士事務所 河野有悟建築計画室
優秀賞	石川	かほく市立大海保育園	(株)MAC建築研究所
優秀賞	大阪	龍谷大学大宮学舎 大宮図書館	(株)日建設計 大阪オリエント一級建築士事務所
奨励賞	北海道	北見信用金庫本店	(株)北海道日建設計
奨励賞	東京	南越前町立今庄小学校	(株)石本建築事務所
奨励賞	大阪	高松大学 学生会館	(株)竹中工務店 大阪一級建築士事務所
奨励賞	福岡	熊本県こども総合療育センター	(株)日建設計

2) 建築士定期講習(法定講習)の実施の決定の件

佐野常任理事(教育・情報委員長)及び事務局より、教育・情報委員会で検討した建築士定期講習の実施に係

る、登録講習機関と実施協力機関の業務分担、受講料収入の割り振り額、当面の基本方針、当面のスケジュールについて資料2によって次の趣旨の説明がなされた。建築士定期講習は民間の登録講習機関が参入することになるが、日事連及び士会連合会は建築技術教育普及センター(以下「教育普及センター」という)(登録講習機関予定)が行う建築士定期講習の実施協力機関となって取り組む方向で協議を進めてきた。定期講習の実施については、教育普及センター、日事連及び士会連合会の三者間で協力することとし、実施協力機関となる日事連及び士会連合会との間で同講習の実施に係る基本合意については本年3月の通常理事会で承認された。その後、日事連及び士会連合会との間で相互協力を行うことを旨とする基本合意書を6月に締結した。この定期講習の実施は来年の2月からを予定している。また、受講申込書の配布及び受付が本年12月1日から予定されているため、会場確保等の準備を進めるべく単位会に協力要請を行う必要がある。このため、これまで三者間で協議してきた業務分担、受講料収入の割り振り額、当面の基本方針、当面のスケジュールについて教育・情報委員会で検討を行った。各検討項目の要点は次のとおりである。

業務分担では、既に実施されている管理建築士資格取得講習の受講受付事務の業務とほぼ同じであるが、建築士定期講習では実務経歴審査の業務がなくなったこと、受講料収入(15,000円・税別)の割り振り額では、日事連の会員団体(単位会)は委託費が1名あたり6,370+(講習会場費及び講師謝金・講師旅費は建築技術教育普及センターから支給)、日事連の委託費は1名あたり700円、教育普及センターが1名あたり7,930円となっている。当面の基本方針では、建築士定期講習は実施する講習機関が複数存在するため単位会の会員建築士事務所に所属する建築士を対象とすることに軸足を置くこと、また、来年2月、3月には極力1回以上実施すること、ただし、管理建築士資格取得講習も社会的要請・使命と

して必ず実施すること等としている。当面の主なスケジュールでは、三者で最終の調整及び協議を行ったうえで9月中旬に単位会に会場確保等の協力要請を行う。11月上旬に事務局説明会を行い、12月上旬に受講申込書の配布と受付を行う。来年2月、3月に定期講習実施となっている。

なお、現状では受講料の納入が受講受付前に納入という形式となっているため、受講受付窓口でのトラブルと事務処理が増加することが予想される。このため、受講料を受講申込後または受講申込時の納入への変更を教育普及センターへ申し入れることとした。また、本連合会の定期講習については、岐阜県を除く、46の会員団体で実施することとする。

以上に関連した主な質疑は次のとおりであった。

管理建築士も定期講習を受けなければならないか。

- 定期講習を受けなければならない。

受講者は定期講習の初回受講を平成23年度とすることが出来るか。

- 可能である。

単位会への事務委託費の増額及び前払い委託費の支払いを50%ではなく100%にできないか。

- 単位会への事務委託費は一年以上前から三者間で協議を重ね合意にこぎ着けたという経緯があり、今の時点での出発点に戻ることは、今後の準備のスケジュールから判断すると困難である。定期講習の実施結果に基づき単位会事務委託費の増額については、次年度以降、建築技術教育普及センターと協議していきたい。

- 現行では講習前に前払い委託費の支払いが50%、講習実施終了後に50%を支払う仕組みとなっている。前払い委託費の増額については70%とする方向で調整しているところであるが、前払い委託費の100%の支払いについては、今後、建築技術教育普及センターと協議していきたい。

定期講習の受講料は誰が負担するのか。

- 建築士事務所の開設者の判断によるが、建築士事務所が負担するのが至当と考える。

山本副会長より、建築士定期講習(法定講習)の実施に係る業務分担、受講料収入の割り振り額、当面の基本方針、当面のスケジュールを諮ったところ資料2のとおりこれを了承し、これを踏まえ、単位会に対し会場確保等の実施協力の要請を行うことを決定した。

(5) 協議事項

1) 苦情の解決業務の実施体制の確立について

髭右近常任理事(指導委員長)及び事務局より、指導運営委員会及び苦情の解決業務対応ワーキングチームで検討してきた苦情の解決業務の実施体制の確立について、単位会に対し「苦情の解決業務」の実施準備を要請するため資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

法定団体の業務の一つである「苦情の解決業務」の実施準備の要請文書を単位会宛に9月上旬に送付すること及びその体制整備のため一定期間の苦情の解決業務育成支援制度の創設を提案する。苦情の解決業務育成支援制度は、業務確立経費の助成として、平成20年10月1日から平成22年3月31日の間、年度ごとに各単位会一律5万円を助成する。業務実施報告経費の助成として、平成20年12月1日から平成23年3月31日の間、苦情の申出人と面接を行った案件のうち、当該年度に苦情解決業務が終了した案件に対して、報告様式とは別に案件解決の概要を添付することを条件に1案件1万2千円を助成する。このことにより予算の更正が必要となるが、理事会の承認を得た後に中間決算の状況を踏まえて必要な予算更正を行いたいと考えている。

これに関連した質疑は次のとおりであった。

・ 裁判外紛争処理(ADR)との関係について

- ワーキングチームで検討を行ったが、今回の苦情解決業務は建築士法第27条の5の規定に則り行う業務であるため標準的な苦情解決業務マニュアルからは除外している。また、裁判外紛争処理は法務省管轄の法律であるが、そ

の内容の検討をしている単位会も若干あると聞いている。

協議の結果、資料3の「苦情の解決業務」の実施準備の要請文書を単位会宛に送付することを了承するとともに、苦情の解決業務育成支援制度の創設を9月通常理事会に提案することを決めた。

2) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について事務局より、資料4を基に全国大会実行特別委員会で検討した第33回建築士事務所全国大会(東京開催)(10月3日開催)の当日の行事及び正副会長の担当事項、シボゾウのバチスタ名、日事連建築賞の受賞作品バチの展示の他、建築・空間デザイン・イラストの依頼による建築物等の収蔵写真のバチ展示を行うこと等の運営について及び全国大会の参加予定数についての説明がなされた。なお、現在の参加者数に100名程度余裕があるため単位会を通じて参加希望者を募ることとしたい。

協議の結果、当日の運営等及び単位会を通じて追加参加希望者を募ることを了承し、資料4の当日の運営等を9月通常理事会に報告することを決めた。

3) 九州・沖縄ブロック協議会からの要望について

八島副会長及び原田常任理事より、九州・沖縄ブロック協議会からの要望について資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

問題点の主な事項は次の事項である。

構造/設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合の責任が個人責任であること

構造設計一級建築士が法適合確認を行った設計がさらに法適合判定を受けるシステムへの疑問

運用開始直後から予測される有資格者の不足によって生じる混乱

国土交通省に早く働きかけ問題の是正につながる活動を日事連に要請する。

会長より、次の発言があった。

今回の法改正に先立って、社会資本整備審議会建築

分科会基本制度部会で日事連は一級建築士の枠外での専門資格の創設を主張し、意見書の提出等を行ったが、一方で建築士資格の枠内で専門資格の創設を主張する委員もいた。このような背景があって、結果的にこのような制度改正が国会を通過し法律が成立した。この法律が成立した後も国土交通省に対して、専門資格者の数が確保できるまで、一級建築士及び建築設備士が設計図書に捺印することにより、設備設計一級建築士と同等の扱いができるよう暫定期間を設けるべきである等の折衝を行ったが、国会で成立した法律を法律施行前に改正することは、現状では困難であり、専門資格者の確保に努力しましょうとのことであった。専門資格者の第1回目合格発表がまだなので、その結果によって国土交通省が各県とともに対策を講じること、今後予定される追試、本講習の実施による対応等を勘案し対処していく。この制度は、中長期的に建築関係団体とともに考えるべき問題である。

協議の結果、合格者の発表後の状況を把握し、国土交通省の考えている対策を踏まえて今後の対処方法を判断していくこととした。

4)9月通常理事会の議題等について

9月通常理事会の議題等について資料6により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料6を9月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(6)報告事項

1)四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会の開始について

事務局より、本年11月28日に改正建築士法等が施行されることに伴い現行約款の改正すべき事項の検討を行うため、日事連が事務局となり日本建築士会連合会、日本建築家協会、建築業協会とともに検討委員会の活動を開始する。検討委員会は契約約款を検討するグループ

と業務委託書内容を検討するグループに分かれ、11月27日の完成を目標にそれぞれ作業を進めていく旨の内容が資料7によって報告された。

2)会員・構成員異動報告

平成20年7月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料8のとおり。

平成20年7月31日現在

正会員46団体、構成員14,699事務所、賛助会員5社
名称変更(平成20年7月9日付)

(新)社団法人宮崎県建築士事務所協会

(旧)社団法人宮崎県建築設計事務所協会

名称変更(平成20年7月31日付)

(新)社団法人長崎県建築士事務所協会

(旧)社団法人長崎県建築設計事務所協会

名称変更(平成20年8月5日付)

(新)社団法人京都府建築士事務所協会

(旧)社団法人京都府建築設計事務所協会

3)後援名義等使用の催物及び経過報告について

事務局長よりそれぞれ資料9、資料10により報告がなされた。

<配付資料>

資料1:平成20年度「日事連建築賞」審査報告

資料2:建築士定期講習について

資料3:「苦情の解決業務」の実施準備について(案)

資料4:第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について(案)

資料5:日事連に対する要望について(九州・沖縄ブロック協議会)

資料6:平成20年9月通常理事会開催通知

資料7:四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討開始について

資料8:会員・構成員異動報告書

資料9:後援、協賛名義使用の件

資料10:経過報告

参考資料:国土交通省住宅局建築指導課資料

第6回 全国大会実行特別委員会(東京開催)概要

日時 平成20年8月25日(月)15:30～18:20

会場 日事連会議室

出席者 三栖委員長、大内副委員長、西倉委員、吉川委員、
宮原委員、荻原委員

事務局:高津専務理事、北野常務理事、恩田、戸谷、鈴木、
前田、千浜、松谷

欠席者 山崎委員

1. 議題

1) 大会参加申込状況等について

事務局より、大会参加申込の状況等について資料1によって説明がなされた。

8月25日現在で単位会への要請数805名に対し、参加申込者数667名と要請数を下回っているため、単位会を通じて参加希望者を再度募ることとする。大会参加申込状況等については8月29日開催の常任理事会において中間報告を行うこととした。また、国会議員、国土交通省、関係団体等の招待者についての確認を行った。

2) 式典等運営案、壇上席次案、客席配席案について

事務局より、式典等運営案、壇上席次案、客席配席案について資料2によって説明がなされた。なお当日の運営等は常任理事会にて説明し了解を得ることとした。

式典等運営案について

記者会見について(11:00～11:30 3階・彩の間)

出席者:三栖会長、副会長6名、高津専務

シボジウムについて(13:00～15:00 3階・富士の間)

パチスト:北川正恭氏、白石真澄氏、平田京子氏、

三栖邦博日事連会長

コメンテーター:細野透氏

・開演前12:00より3階・錦の間にてシボジウム出演者全員で顔合わせを行う予定。

大会式典について(15:15～16:40 3階・富士の間)

司会者:西倉努委員、日事連事務局松谷美奈子

主催者側の登壇者:三栖会長、副会長6名、日事連建

築賞選考委員長

・今回の東京開催から開会挨拶及び閉会挨拶を取り入れ、山本副会長、鈴木副会長がそれぞれ担当をすることとした。

・来賓紹介、主催者紹介後に来賓祝辞(国土交通大臣及び自民党議連会長)を行うこととする。

・式典が早く終了してしまった場合の対策として、建築賞受賞者の全員登壇や単位会紹介等が考えられるが、パーティ会場への移動時間等、前回の開催よりも所要時間がかかることが予測されるため特別な対策は行わないこととした。

記念パーティについて(17:00～18:45 2階・孔雀の間)

司会者:日事連事務局松谷美奈子

・乾杯での挨拶については日本建築士会連合会藤本昌也会長へ依頼する。

・日事連会長、副会長によるパーティ会場入口での来賓等の出迎え及び見送りをを行い、日事連役員総勢で来賓との歓談が出来るよう努めていくこととする。

全国大会実行特別委員会委員等の役割分担について

・全国大会実行特別委員会委員については大会参加者として扱わず、当日は大会運営に努めてもらうこととする。具体的な当日の業務については、次回の委員会にて最終的に役割分担を行うこととするが、シボジウムではa.パチストの出迎え及びラッチミティングの同席及び誘導、b.アンケートの回収については、それぞれ大会委員2名で対応することとした。

・当日の受付等業務について近隣の単位会(東京会、埼玉会、千葉会、神奈川会)に各2名ずつ協力を求めることとした。

シボジウム、大会式典、記念パーティの会場設置案等について

・各会場設置について図面で確認を行った。修正等については次回の委員会までに行うこととした。

・建築・空間デザイン・カブスの依頼による建築物等の

収蔵写真のバツル展示は式典会場受付前休憩場所の一隅を使用することとした。

- ・大会式典の舞台設置については華美な装飾(松や洋花の設置)は避けることとし、舞台吊り看板については大会テーマまで入った大会正式名称の看板を作成することとした。
- ・大会式典会場の座席指定表の貼り付け作業については、一般参加者の座席については行わないこととした。

3)大会プログラムの準備状況について

事務局より、大会プログラムの準備状況について資料3によって説明がなされた。ほぼ、入稿済みとなっており内容については事務局で確認修正を行う。

表紙部分のライン使いについては、2通りの色使いを提案した結果、赤ラインの色使いに決定した。

4)その他確認事項について

事務局より、その他の確認事項について資料4によって説明がなされた。

今回確認を行った項目は次の通り。

- ・大会式典の舞台設置
大内副委員長による図案イメージで設置準備等を行う。
- ・席巻及び名札
(登壇をする来賓)赤大バツラ
(登壇しない他関係団体等)赤中バツラ
(登壇をする主催者)白大バツラ
三栖会長(名札なし)副会長6名(名札あり)
常任理事、専務理事、常務理事(パーティより白中バツラ)
(単体会参加者)単体会名、氏名表記の名札
(作品表彰及び功労者表彰)名札に花シールを添付
(理事、大会実行委員及び事務局職員)名札紙を色付
(マスキ)各社の名刺を使用
- ・大会式典及び記念パーティの台本の確認
台本は、次回委員会までに各委員へ事前に送付し、確認を行う。次回の委員会にて進行方法等の最終確認を行う。

2.次回委員会の開催について

平成20年9月26日(金)15:00～17:00とした。

(配付資料)

資料1:大会参加申込状況等について

資料2:式典等運営案、壇上席次案、客席配席案について

資料3:大会プログラムの準備状況について

資料4:その他確認事項について

第31回 建築設計制度等対応特別委員会・第16回 業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議概要

日 時 平成20年8月19日(火) 10:00～12:45

会 場 日事連会議室

出 席 者

<建築設計制度等対応特別委員会>

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 佐々木宏幸、小林 志朗、榊原 信一、
望月 淳一、佐野 吉彦、高津 充良

<業務報酬基準ワーキンググループ>

主 査 齊藤 俊夫

委 員 佐々木宏幸、水谷 孝行、大池 真人、
近藤 剛啓、近藤 敏春、立田 千秋

事務局:北野、吉田、恩田、鈴木、上原

欠 席 者 (業務報酬基準ワーキンググループ 委員)近藤 敏春

<配付資料>

資料1:業務報酬基準改定委員会幹事会WG資料(抜粋)

資料2:工事監理ガイドライン策定委員会(第1回)及び同幹事会
(第1回)資料(抜粋)

資料3:建設コンサルタン業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(暫定版)(案)

以下、事務局より説明があった。

- ・業務報酬基準改定委員会幹事会及び幹事会WGに係る当会での対応について検討するため、引き続き合同会議として開催する。

議事1.業務報酬基準改定委員会幹事会WGの報告及び当会で

の対応の検討について(資料1)

佐々木委員より次の旨の報告があった。

- ・幹事会WGでは8月5日は工事監理ガイドラインの関係から、標準業務量の工事監理部分に係る検討を行った。8月1日、12日は業務量の内容について、12日の及び14日は標準業務内容と追加業務内容について検討を行った。
- ・本日の当委員会の検討内容を明日20日の委員会・幹事会WG合同会議で示される業務量と標準・追加の業務内容について意見を述べていきたい。今後、幹事会WGは9月2日と11日に開催される。9月24日の最終委員会・幹事会合同会議でとりまとめがなされる予定である。
- ・業務量の回帰式、略算表の補正について

大規模物件については、標準業務人・時数の表で大規模物件については数値を示さない、規模が大きくなると難易度が上がって2類となることを記述する、1・2類ではなく、業務量が減少するため、1・2・3類としてはどうかということ、また、1類と2類の業務量回帰式タイプについてどのような補正を行っていくべきかが現在、検討課題となっている。

官民格差に関することについて、施設類型の行政施設と業務施設を融合させるという案について今後モデルを作成し、検討を継続することとしている。

また、統括率、建築基準法の影響、各用途の構造・設備等の業務量バランス、業務報酬基準に関するQ&Aについても検討を継続することとしている。

以上の説明後、主には以下の発言があった。

設計業務量で、実態調査結果と現行の略算式(建設工事費データベースに基づく補正式)の比較で延べ床面積が一定の㎡数を超えると現行より下回る部分が多くなっている。延べ床面積が大きくなることにより難易度が上がることを示すために略算表で延べ床面積が大きい部分については「-(1/17)」等で示すこととするべきである。延べ床面積の2万㎡からは「-(1/17)」等で示すべきではないか。

難易度を主張するためには、実態調査に標準、標準外、特殊として本当に標準の運動施設にスポーツ事務があったのかなどの用途を明確にする必要があるのではないかと。建築物の施設類型についても整理する必要があるのではないかと。

業務報酬基準の定期的な見直しを行うこととしているが、具体的な期間等が示されることが望ましい。

これらの発言等を踏まえて、佐々木委員が20日の幹事会・幹事会WG合同会議で意見を述べることにした。

議事2.工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会(8/8)の報告について(資料2)

佐々木委員より次の旨の報告があった。

- ・合同会議には岡本副委員長、佐々木委員が出席した。工事監理ガイドラインのイメージ案が示され、策定方針等について検討した。事務局は(財)建築技術教育普及センターで、次回は10月1日に開催の予定。工事監理ガイドライン策定(案)は11月28日に公表される予定である。
- ・今回、ガイドラインの周知・活用方法等の検討を含め、ガイドライン策定(案)を作成することとしている。
- ・8月28日から数度の幹事会を開催し、事例データの類型化及び類型の検討及び基本的骨子の検討、工事監理ガイドライン素案の検討・作成を行う予定。
- ・国、建築関係団体及び企業等の工事監理実施要領等について資料収集・ヒアリングにより実態調査を行うこととしており、中小規模事務所でも使用できるガイドラインの作成を念頭にしているため、日事連からも小規模事務所の資料について2社程度の提出依頼があった。

報告後、小規模事務所の工事監理実施要領等について、斉藤WG主査、小林委員、立田委員が資料提出や現状の報告等の協力を行うこととした。

三栖委員長より、「日事連に工事監理ガイドライン策定委員会に対応する委員会として、現在の業務報酬基準WGにおいて工事監理ガイドラインの検討事項を加えて運営していきたい。なお、委員の実状に合わせ委員を追加・交代等して進めていき

たい旨の発言がありました。

議事3.建設工場の業務等におけるポイント方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインについて(資料3、資料3-2)

三栖委員長より次の旨の報告があった。

- ・品確法が施行され、建設工事の発注にも総合評価方式を導入することとなった。次回の公共建築設計懇談会で運用ガイドラインの素案が示されることとなっている。
- ・今回のガイドラインからは土木と建築関係が分けられる。
- ・国交省営繕では今後、現在のポイント方式と総合評価落札方式(標準型、簡易型)、価格競争入札の調達方式を実施することとしている。建築関係のポイント方式についてもポイント方式、総合評価方式(標準型、簡易型)として技術者の成績が重視されることとなる。これに伴い、(財)建築技術教育普及センターでとりまとめている建築CPD情報提供制度も周知していく必要がある。
- ・環境配慮型ポイント方式ということで技術提案も重視される方向である。技術提案に係るコストも考慮して欲しい旨意見を出していきたい。
- ・国交省営繕では設計における基本設計から実施設計についてはポイント方式、実施設計のみについては総合評価(簡易型)で、積算・敷地調査・耐震診断・グリーン診断については価格競争、工事監理については総合評価(簡易型)とすることを基本的な考え方としている。

議事4.その他

次回日程について

次回委員会開催予定

(今回と同様に合同会議として開催することとした)

平成20年9月10日(水)13:00～15:00 日事連会議室

第32回 建築設計制度等対応特別委員会・第17回 業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議概要

日 時 平成20年9月10日(水) 13:00～15:20

会 場 日事連会議室

2008-10 日事連会務月報

出席者

<建築設計制度等対応特別委員会>

委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委員 佐々木宏幸、小林 志朗、榊原 信一、
望月 淳一、佐野 吉彦、高津 充良

<業務報酬基準ワーキンググループ>

主 査 斉藤 俊夫

委員 佐々木宏幸、水谷 孝行、大池 真人、
近藤 剛啓、立田 千秋

事務局:北野、吉田、恩田、鈴木、上原

欠席者 (業務報酬基準ワーキンググループ 委員)近藤 敏春

<配付資料>

第31回建築設計制度等対応特別委員会・第16回業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議議事録

資料1:業務報酬基準改定委員会幹事会WG(第14回)資料(抜粋)

資料2-1:工事監理ガイドライン策定委員会(第2回)資料

資料2-2:(表)(案1)-工事監理ガイドライン策定委員会(第2回)
資料

資料2-3:(表)(案2)-工事監理ガイドライン策定委員会(第2回)
資料

資料3:建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部
を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集に
ついて

以下、事務局より連絡があった。

- ・業務報酬基準改定委員会及び同幹事会に係る当会での対応について検討するため、引き続き合同会議として開催した。なお、前回議事録について修正等があれば12日(金)までに事務局へ連絡することとした。

議事1.業務報酬基準改定委員会幹事会WGの報告及び当会での対応の検討について(資料1)

佐々木委員より次の旨の報告があった。

- ・9月2日の幹事会WGで業務報酬に係る答申案が示された。今後4回の幹事会WGを経て9月24日に最終の改定委員会及び同幹事会が開催される予定である。

- ・「標準業務内容及び同解説(案)」では工事監理の定義は記載しない方向であるが、幹事会WGでは解説文のみでも記載することを強く求めている。
- ・法改正前後の業務量の増加について具体的な項目を挙げ、サンプルとして数事務所で業務量の算出を行い、幹事会WGで検討を行った。
- ・追加業務について、国の業務報酬基準・工事監理小委員会で示された追加業務の項目から除去及び場所が変わっている項目を整理した資料について、幹事会WGで検討することとなっている。
- ・実態調査における建築物の施設類型は現行のA:標準を1類に、B:標準より難とC:高度を併せて2類として表記する方向である。
- ・略算表は告示では250㎡～2万㎡で示す方向である。幹事会WGでは、大規模になるほど難易度もあがるため、「2万㎡を超の部分は「-」とし、注釈で回帰式では示せない」と表記することを意見している。
- ・業務量の施設類型で、「行政施設」について類型の見直しが行われる。現在は「行政施設」を他の施設分類に振り分ける方向である。「運動施設」と「教育施設」についても見直しが検討されている。
- ・幹事会WGに対して、告示に関して想定される問答が求められている。

以上の説明後、主には以下の発言があった。

告示に業務報酬基準の見直し期間について記載されるよう意見する必要があるのではないか。

施設類型では、「行政施設は追加業務としてはどうか、逆に追加業務では報酬に反映されないのではないか」、「行政施設の名称を変えて残してもよいのではないか」、「各々の分類『公益業務施設』として振分けてはどうか。」

業務内容、追加業務、告示に関する想定問答等に関する意見等については16日までに事務局へ意見を提出することとした。

業務報酬基準の見直し期間については、24日の本委員会ま

で岡本副委員長より委員会で定期的な見直しについて意見を出すこととする。また、業務量の施設類型の見直しについては、日事連の意見としては「行政施設」は「公益業務施設」として残すことを原則とはするが、行政施設の用途の振分けを精査し、佐々木委員がとりまとめて幹事会WGで意見を出すこととした。

議事2. 工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会の中間報告について(資料2-1～2-3)

佐々木委員より次の旨の報告があった。

- ・8月28日に幹事会が開催された。前回策定委員会との合同会議で基本方針が確認され、主に工事監理ガイドライン(案)の前書き部分や基本骨子の考え方、小規模事務所の工事監理の実態調査等について検討した。
- ・工事監理ガイドライン(案)は、非木造のルームを検討・確定後、木造に着手し、プロがプロに説明するものを作成後、プロがアチャア(建築主)用を作成する。今後は幹事に「非木造班」、「木造班」を設置し、工事監理ガイドラインの草案を作成することとしている。

以上の説明後、以下の発言があった。

実態調査について、設備専門の小規模事務所については再検討が必要ではないか。日事連での対応は難しい。

内容については、まだ流動的な部分が多いため、今後も定期的に当委員会へ報告することとし、意見等があれば10月1日までに事務局へ連絡することとした。

議事3. 建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントについて(資料3)

事務局より、8月23日付で建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントが9月21日まで行われている旨報告があった。

議事4. その他

次回日程について

次回委員会開催予定

(今回と同様に合同会議として開催する)

平成20年9月29日(月)16:00～18:00 日事連会議室

第1回 教育・情報委員会概要

日 時 平成20年8月27日(木) 15:00～17:20

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 佐野 吉彦(日事連常任理事)

副委員長 宮原 克平

委員 高橋 邦雄、國分 恵之、尾添 信行、中岡 数夫

担当理事 山崎 善利(日事連副会長)

事務局:高津充良、北野芳男、吉田 茂、恩田利昭、

上原規子、市川貴之

特別出席 三栖邦博(日事連会長)

欠席者 遠山 紀芳、福島 正継

<配付資料>

平成20・21年度「教育・情報委員会」名簿、機構、平成20年度事業計画

資料1:建築士定期講習について

資料2-1:「管理建築士資格取得講習」について

資料2-2:「開設者・属する建築士に対する研修」の基本的方向性と研修科目の例

資料3:建築CPD情報提供制度の活用等について

委員会に先立ち、三栖会長より、常任理事を委員長に、副会長を担当役員とする等、理事会・常任理事会との関わりを密にしたこと、法定講習等の状況、CPD制度の重要性について等挨拶があり、続いて山崎副会長、佐野委員長からも挨拶があった。委員・事務局の紹介が行われた。

1.教育・情報委員会事業計画等について(名簿、機構、平成20年度事業計画・平成19年度事業報告)

・事務局より、教育・情報委員会の役割及び平成20年度事業計画「管理建築士資格取得講習」及び「建築士定期講習」の講習実施協力機関としての円滑な実施等4項目を軸に事業を実施すること、平成19年度事業報告について概略説明があった。

2.建築士事務所に属する建築士の定期講習(建築士定期講習)の実施について(資料1)

2008-10 日事連会務月報

事務局より、資料1に基づき主に以下の説明があった。

・登録講習機関となる予定の(財)建築技術教育普及センター(以下、教育センターという)、(社)日本建築士会連合会・単位士会、日事連・単位会が「実施協力機関」として、建築士定期講習を実施することとし、基本合意書を締結した。

・士会側とは基本的には共同で実施するため、協議会等を設け適切な実施体制の整備が必要である。

資料1と同様の文書は、建築士会から単位士会にも送付される。

・初回開始は改正法施行後の21年2～3月等の実施スケジュール案を示した。本来、建築士定期講習は3年度毎の受講が義務付けられているため、20年度内に受講した場合でも23年度内に再度受講しなければならないこととなる。法的観点からは23年度中に初回受講でも問題はないが、日事連としては法改正後、事務所に属する建築士の方には率先して受講できる体制を整えたい。

・平成21年度2～3月の建築士定期講習開催については、当然ながら管理建築士資格取得講習の開催を優先させるが、他団体だけが先行して行った場合、今後受講者は先方へ流れることが懸念されるため、単位会の事情を勘案しながら極力開催していただきたい。

・このスケジュールで行うためには会場確保等の準備に取り組む必要がある、「業務分担(案)」、「受講料(案)」、「当面の基本方針(案)」、「当面のスケジュール(案)」について8月29日の常任理事会に諮る必要がある。

・建築士定期講習は、3年に1度の講習修了が義務付けられているため、毎年・同程度規模の講習として永続的に実施していく必要がある。また、事務所に所属する建築士がその対象であるため、団体として当初から積極的に取り組む必要があると考えられる。

・民間企業の参入があることを念頭に置く必要がある。

以上の説明に続き、主に以下の発言等があった。

民間企業の参入も想定されているが、受講料(案)は妥当か?

-講習会実施関係団体における、現段階での実費や事務手

料を勘案した金額であるが、以降、状況に応じて見直しは行っていきたい。

受講料を先行して振込む方式は改め、確実に受講が決まった段階での收受方式への変更を要検討である。管理建築士資格取得講習時の様な、振込み済みだが申込みできず、入金返却処理が要る状況は回避したい。

- 単体会からも多数改善要望が出されている案件である。より適切な收受方法について教育センターに要望を伝え、協議したい。

単体会で講習実施が重なっている状況や、23年度にも定期講習を受ける必要があるという観点から、21年2月・3月の開催は本当に必要か？

- 猶予期間があるとはいえ、早期に受講するという志の高い事務所もある。業の団体としても他団体に先駆けて取り組んでいきたい。

検討の結果、「当面の基本方針(案)」について、21年2月・3月の建築士定期講習は実施する、建築士会との実施パターンを具体的に示すことを原則とする等、表記方法を事務局で資料1を精査し、8月29日の常任理事会に諮ることとした。

3. その他の講習及び研修について(資料2-1, 2-2)

事務局より主に以下の説明があった。

(1) 管理建築士資格取得講習について

- ・ 6月26日～7月18日に受講申込書の配布、受講申込受付が7月1日～18日に行われた。主に大都市圏で受講者が殺到し、受講申込書が不足した。8月20日の静岡会を皮切りに開催が開始している。
- ・ 改正建築士法施行後の会場確保要請文書は定期講習要請文書に合わせ、同時に発信する予定である。
- ・ みなし講習の状況、みなし講習追加講習(追加会場含む)及び改正建築士法施行後の講習のスケジュール等について資料2-1に基づき説明があった。

(2) 開設者及び属する建築士に対する研修について

- ・ 「講習及び研修システム等整備ワーキングチーム」で検討された、基本的な方向性や具体的な研修科目例、について説

明があった。

(1)は、注視していくこととし、(2)は、各委員で資料を持ち帰り、参考意見・参考的な講習等があれば事務局に送付することとし、次回以降検討を行う予定とした。

4. 建築CPD情報提供制度の活用について(資料3)

事務局より主に以下の説明があった。

- ・ 国土交通省では官庁営繕事業に係る設計/工事監理業務の受注者選定に際して、建築CPD情報提供制度のCPD実績を評価する方針決定している。また、日事連は独自のCPD制度を構築していない状況がある。建築CPD情報提供制度を積極的に活用していきたいと考えている。
- ・ 制度の活用に向けて単体会等へ周知を推進していく必要があるため、本制度の活用推進並びに具体的なノウハウの認定申請方法等について、運営事務局である教育センターと協議を重ね、単体会に案内文書等を送付することしたい。

説明に続き以下の発言があった。

広島・徳島等は協議会等を設け直接CPDに開催団体に係わらず講習会登録申請を行っている。愛媛も立ち上げ予定がある。

委員会冒頭にも委員より「建築CPD情報提供制度の活用」については、重要度が高いので、具体的に事業を進める必要がある旨発言があった。

今後、事務局でも内容等を精査し、単体会へ案内文を送ることとした。

5. その他

次回教育・情報委員会日程について

次回委員会開催予定

平成20年10月15日(水)14:00～16:00 日事連会議室

第1回 指導運営委員会 概要

日 時 平成20年8月21日(木) 14:00～16:30

会 場 日事連会議室

出席者

委員長:髭右近外嘉 担当副会長:鈴木誠一

副委員長:上原伸一

委員:佐藤眞彦、飯窪功児、桜井紘一、森口勝重、
山上紀麿、中野 満

事務局:高津、北野、恩田、鈴木

提出資料

委員名簿

資料1:平成20年度日事連の機構及び事業計画について

資料2:「苦情の解決業務対応ワーキングチーム」成果報告 - 各規
程ファイル

資料3:「苦情の解決業務」の実施準備について(案)

資料4:苦情の解決業務育成支援制度の創設(案)

参考資料:内部向け苦情解決業務ガイド(暫定案)

参考資料:弁護士法の関係条文

会議に先立ち、鈴木担当副会長並びに髭右近委員長より
冒頭挨拶がなされた。また、委員による自己紹介を行っ
た。

議事1.指導運営委員会に係る事業計画について

平成20年度日事連の機構の中で当委員会が常置委員会
に位置づけられていること、また、事業計画として苦情
の解決業務を円滑に実施していくこと、倫理規程等の策
定に取り組むことが上げられていることを確認した。

議事2.苦情の解決業務対応ワーキングチームの報告について

本年6月16日全国会長会議に提出した「苦情の解決業務対
応ワーキングチーム」の成果報告(資料2)について事務局より概
略説明がなされた。

今後各ブロック協議会の要請に応じて各規程ファイル等の説明
会を行う予定にしている。

議事3.改正建築士法施行に向けた苦情の解決業務の実施準
備について

改正建築士法の建築士事務所協会の法定団体に係る規定
の施行後は、単位会が主体的に苦情の解決業務を実施す
ることになる。このため、当該規定の施行に備えて、苦情

の申出に対して万全に対応できるよう日事連会長から
単位会会長宛へ実施準備のお願い文書を送付すること
としたい旨事務局より資料3に基づき提案した。

苦情の解決業務対応ワーキングチームにおいて、日事連から単位
会への助成の方法について検討を行ってきた。

検討の結果、苦情の解決業務育成支援制度の創設(案)とし
て、新制度発足時にあたって単位会がその業務体制を確立
するための経費及び苦情の申出人と面談を行った案件に対
して一定の期間、日事連より単位会へ一部助成していくこ
とを提案する旨事務局より資料4に基づき説明した。

本件を協議した結果、この提案について資料3、資料4の
とおり承認した。

今後8月29日の常任理事会で指導運営委員会並びに当ワーキ
ングチームからの提案事項として審議を諮ることとする。

次回委員会 平成20年12月9日(火)13:30~16:00

行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますので
ご了承ください。

平成20年

10月15日 教育・情報委員会

17日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契
約約款改正検討委員会

23日 改正法周知ワーキングチーム

28日 建築設計制度等制度等対応特別委員
会・業務報酬基準ワーキンググループ
合同会議

11月12日 監査会(上半期事業収支報告)

14日 常任理事会

18日 広報・渉外委員会

19日 総務・財務委員会、四会連合協定建築
設計・監理業務委託契約約款改正検討委
員会

第1回 日本建築士事務所政経研究会役員会 概要

1.日 時 平成20年7月25日(金)11:00～13:00

2.場 所 日事連会議室

3.出席者 印は出席者

会 長 山本 茂男(高 知)

幹 事 長 外木場久雄(兵 庫)

会計責任者 鈴木 誠一(秋 田)

職務代行者 北野 芳男(日事連)

幹 事

野呂 敏秋(青 森) 本澤 宗夫(栃 木)

山田 美光(群 馬) 山崎 善利(静 岡)

髭右近外嘉(石 川) 佐野 吉彦(大 阪)

木村 旭(岡 山) 八島 英孝(福 岡)

原田 照行(佐 賀)

(特別出席)

日事連会長 三栖 邦博(日事政研相談役)

事 務 局 市川 貴之

4.議 長 山本茂男会長

5.議事録署名人 山本茂男会長、野呂敏秋幹事

6.議 事

(1)報告事項

1)前回議事録の確認

事務局から、第34回臨時総会(6/16)の議事録(資料1)について、概要説明を行い、議長が委員に確認したところ、了承された。

(2)協議事項

1)日事政研の運営方法について

山本議長より、今後の運営方法等について、自由に忌憚のないご意見をいただきたい旨の発言があり、次の趣旨の意見交換がなされた。

国会議員との関係について、日事政研として自民党とのみ関係を続けていくことの是非をはじめ、単位政研

では業界に理解のある民主党議員とも良好な関係を築いている事例も多くある旨、さらには、既存の議員連盟加入議員との関係が没交渉となってしまう若手議員の加入を望んでいる旨、同じく既存の議員連盟加入議員が高齢化し関係が弱まっている中、交代をお願いするわけにもいかず困惑している旨、また、県政において非自民の勢力が強く自民党以外の政党とも関係を密にしていく必要がある旨等の発言があった。

日事政研の運営方針について、具体的な活動内容が末端まで伝わりにくい状況が最大の問題である旨をはじめ、姉齒事件での国会における質疑を見ている国会議員には建築制度等の基礎的なことが理解されていないため、日頃から国会議員への周知活動を行う必要があるとともに、適切な議論がなされるよう日事政研としてもしっかりとした議論を行っていく必要がある旨、また、他の建築関係団体との共闘についても協議していく必要がある旨等の発言があった。

建築設計議員連盟のあり方について、議連の幹部が大臣に就任した場合、議連としての活動が停滞しがちであるため、議連の活動に機動性を保つ必要性からも、議連として迅速な対応ができるような執行体制の措置が必要になるのではないかと、また、将来的な政局を見据えた上で、超党派的な組織とすることも視野に入れるべきではないか等の発言があった。

以上の発言の後、山本会長より、「今後の日事政研の運営方針について、当面は、従来どおり、自民党との関係を主軸として相互協力関係をより強固なものとし、日事政研としての要望の実現を図っていきいたいと考える。但し、その一方で、単位政研・単位会においては、それぞれに固有の事情等も勘案し、県政との良好な関係を築いていく上で、自民党以外の政党との協力も含め、最適な方法を

選択いただく等、幅のある体制で臨みたい。また、建築設計議員連盟のあり方については、本来が加盟している国会議員による運営組織であるため、日事政研の一存で変更することはできないが、今後、関係議員との協議を進めていきたい。

今回は、初の会合ということで、こうした非公式的・非公式的な形を採らせていただいたが、有意義な意見交換ができたと思う。今回の協議内容を踏まえ、今後の会合において一層議論を深めていくこととしたい。」旨の発言があり、委員の了承を得た。

2) 建築設計議員連盟総会の件

事務局より、過年度の「建築設計議員連盟」総会等の開催状況(資料2)に併せ、「今年度の議員連盟総会の開催日程及びテーマ等をいかがすべきか。」旨の説明が行われた。

山本会長からは、「本件については、今後の内閣改造を終えた後ではないと具体的な日程等を決められないため、今後の政局等を注視しつつ、最適なタイミングを見計らって総会を開催する方向で引き続き検討を進めることとしたい。」旨の発言があり、委員の了承を得た。

(配布資料)

資料1: 第34回臨時総会(6/16)議事録

資料2: 過年度「建築設計議員連盟」総会等開催状況

参考1: 建築指導課長宛て要望書(6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート)

参考2: 建築設計議員連盟名簿

会 務 月 報

第308号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

平成20年9月 通常理事会概要

- 1.日 時 平成20年9月25日(木) 13:30～15:00
- 2.会 場 日事連会議室
- 3.理事会構成者数及び出席者数
 理事会構成者数 34名
 出席者数 32名(内、表決委任状提出者5名含む)
- 4.出席者及び欠席者の氏名
 出席者
 会 長 三栖邦博
 副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、
 外木場久雄、八島英孝
 専務理事 高津充良
 常務理事 北野芳男
 常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、
 山田美光
 理 事 秋野卓生、浅野善治、上野浩也、上原伸一、
 大野和男、計良光一郎、須賀川勝、野呂幸一、
 宮原克平、村山高文、山中保教、横須賀満夫、
 割田正雄
 監 事 大内達史、岡田利一、速水可次
 特別出席 井上俊之国土交通省住宅局建築指導課長
 宿本尚吾
 国土交通省住宅局建築指導課企画専門官
 欠席者(表決委任状提出者)
 常任理事: 髭右近外嘉、理事: 定行まり子、馬場錬成、
 水谷達郎、水庭武宣

欠席者(表決委任状未提出者) 理事: 河野久、森野美徳
 事務局 恩田利昭事務局長、前田敏明総務課長

5. 国土交通省からの改正建築士法に係る取組事項等についての説明

議事に先立ち、この度、6月から7月にかけて財団法人建築技術教育普及センターがいわゆる「みなし講習」として実施した「構造/設備設計一級建築士の資格取得のための講習の修了審査結果」が発表されたのに伴い、国土交通省の井上建築指導課長及び宿本建築指導課企画専門官を本理事会にお招きし、それぞれの講習の修了審査結果及び国土交通省の今後の方策について、説明を聞いた。井上国土交通省住宅局建築指導課長より、次の事項について説明がなされた。

- 1) 構造設計一級建築士に関するみなし講習の審査結果については、9月24日に審査結果の発表があり、5,983名が合格した(合格率約50%)。今回の不合格者に対し、11月2日に再審査を実施する。さらに、法施行後(20年11月28日)から法適用日(21年5月27日)までの間に講習(本講習)・審査を実施することとしており、構造設計一級建築士の数がさらに増えるものと考えている。
- 2) 設備設計一級建築士に関するみなし講習の審査結果については、9月11日に審査結果の発表があり、2,319名が合格した(合格率約45%)。今回の不合格者に対し、10月19日に再審査を実施する。さらに、法施行後(20年11月28日)から法適用日(21年5月27日)までの間に講習(本講習)・審査を実施することとしており、設備設計一級建築士の数がさらに増えるものと考えている。
- 3) 両方の技術者の不足が懸念される地方部において、都道府県、関係団体と連携し、技術者の斡旋、紹介等のサポート体制を整備(必要となる経費を21年度予算において1億5千万円要求中)。
- 4) 沖縄県では、構造設計・設備設計の研修センターを設置するべく準備を進めている。早い時期にNPO法人として活動していくことになるものと考えている。他県でも

類似の検討が行われていると聞いている。

これに関連した意見交換は次のとおりであった。

- 建築設備士が約33,000名いるが、そのうち一級建築士試験受験者数が1千名程度でありハードルが高いことが推測される。これらに対する対策は何かあるか。建築設備士約33,000名のうち、建築系は4千名から5千名といわれている。来年の一級建築士試験から設備に関する設問数も増えることになる。機械、電気系の方からするとハードルが高いと感じるかもしれないが、建築士法の枠組みの中での資格であるため現状ではやむを得ないのではないか。
- 構造/設備一級建築士は会社等の組織に所属している資格者が多いと思われるが、資格者が会社の業務と組織をはなれて行う業務を兼務する者がいるかについて検討しているか。
都道府県で実態を把握した上で、沖縄県での事例等を参考にして、今後さらに検討していくことになると考えている。
- 構造/設備一級建築士に関するみなし講習で考査のうち法適合確認科目は合格しているが、設計科目が不合格の者が多いと聞いている。そのあたりの改善方法は考えているか。
構造/設備一級建築士は法適合確認と設計を行うことができる資格であるため、どちらかが合格したからといって資格者になることは、法律の趣旨からいって無理である。再考査及び本講習・考査でもう一度頑張っていたきたい。

6. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

宮原克平理事、横須賀満夫理事

(2) 議決事項

- 1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成20年8月29日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、各副会長、委員長等及び事務局よりつぎの説明がなされた。

平成20年度日事連建築賞の表彰者決定の件

平成20年度日事連建築賞の表彰者について資料1のとおり決めた。

27単位会から第1次審査を経て一般建築部門21点、小規模建築部門25点の合計46点の建築作品が応募された。6月24日に選考委員会を開催し第2次審査を行い、一般建築部門9作品、小規模建築部門8作品を日事連建築賞候補して選定した。さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門7作品、小規模建築部門6作品について現地審査を行うこととした。現地審査は7月17日から8月8日にかけて行い、8月8日に最終選考委員会を開催した。最終選考委員会で各委員の投票及び討議の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門4点、小規模建築部門2点、並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門4点及び小規模建築部門5点を奨励賞とする決定を行った。

小規模建築部門

受賞名	単位会	建築作品名称	応募建築士事務所
国土交通大臣賞	東京	川体製作所東京ビル	(株)日建設計
優秀賞	新潟	新潟大学科学技術交流館	西村伸也研究室 新潟大学施設管理部、鹿島建設株式会社
優秀賞	愛知	すかぬま耳鼻咽喉科	中日設計(株)
奨励賞	北海道	チカカ 長浦海岸カキ	柳雅人建築設計工房
奨励賞	宮城	「のびやかに呼吸する家」～自然素材をつかって～	(株)東北建築監理事務所
奨励賞	長野	わたぼうしふぁーむ	H&L設計室
奨励賞	長崎	医療法人 田村内科総合内科 油木坂カキ	イタダ イー級建築士事務所
奨励賞	熊本	山鹿バス駅	大和設計(株)

一般建築部門

受賞名	単位会	建築作品名称	応募建築士事務所
日事連会長賞	北海道	大成札幌ビル	大成建設札幌支店一級建築士事務所
優秀賞	東京	北日本新聞創造の森越中座	鹿島建設(株)一級建築士事務所
優秀賞	東京	東京松屋NITY	1級建築士事務所 河野有樹建築士画室
優秀賞	石川	かほく市立大塚保育園	(株)MAC建築研究所
優秀賞	大阪	龍谷大学大宮学舎 大宮図書館	(株)日建設計 大阪ワイ一級建築士事務所

奨励賞	北海道	北見信用金庫本店	(株)北海道日建設計
奨励賞	東京	南越前町立今庄小学校	(株)石本建築事務所
奨励賞	大阪	高松大学 学生会館	(株)竹中工務店 大阪一級建築士事務所
奨励賞	福岡	熊本県こども総合療育センター	(株)日建設計

建築士定期講習(法定講習)の実施の決定の件

建築士定期講習の実施については、(財)建築技術教育普及センターが登録講習機関として、日事連及び社団法人日本建築士会連合会が実施協力機関として、三者が協力して実施することとしている。

そのうち実施協力機関となる日事連及び士会連合会は、去る6月1日に講習の実施について相互協力を行う旨の基本合意を締結した。

この講習は、本年12月1日から受講申込書を配布し、受付を行い、平成21年2月から講習を実施するため、8月29日に開催した常任理事会において、資料2の通り講習の実施についての登録講習機関と実施協力機関との「業務分担」、「受講料収入の割り振り額」、及び「当面の実施スケジュール」について決定した。

なお、日事連が担当実施する建築士定期講習は岐阜県を除く46の建築士事務所協会(会員団体)とした。

議長より、以上の及びの常任理事会で決定した同議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

2) 苦情の解決業務の実施体制の確立の件

上原理事(指導運営副委員長)及び事務局より、資料3によって指導運営委員会及び苦情の解決業務対応ワーキングチームで検討し、常任理事会に諮って進めてきた法定団体の業務の一つである苦情の解決業務の実施体制の確立を図るため、「苦情の解決業務」の実施準備を要請する文書を9月1日に単位会に送付したこと及びその体制整備のため一定期間の苦情の解決業務育成支援制度の創設を提案する説明がなされた。

苦情の解決業務育成支援制度は、業務確立経費の助成として、平成20年10月1日から平成22年3月31日の間、年度ごとに各単位会一律5万円を助成する。業務実施報告経費の助成として、平成20年12月1日から平成23年

3月31日の間、苦情の申出人と面接を行った案件のうち、当該年度に苦情解決業務が終了した案件に対して、報告様式とは別に案件解決の概要を添付することを条件に1案件1万2千円を助成する。このことにより予算の更正が必要となるが、理事会の承認を得た後に中間決算の状況を踏まえて必要な予算更正を行いたい。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく、資料3のとおりこれを決定した。

3) 改正建築士法・政省令解説講習の実施の件

事務局より、資料4によって改正建築士法・政省令解説講習の開催について次の趣旨の説明がなされた。

この講習は、昨年実施した「改正建築士法の講習会」と同様に当連合会と建築士会連合会の共同開催として本年の11月5日・6日に東京都で国土交通省担当官が講師として実施する。その後同開催企画を参考にして各地の建築士事務所、建築士会において順次企画・実施願うこととしている。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料4のとおりこれを決定した。

(3) 報告事項

1) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について
事務局より、資料5を基に全国大会実行特別委員会で検討した第33回建築士事務所全国大会(東京開催)(10月3日開催)の当日の行事及び正副会長の担当事項、シボ・ジウムパル初斗名、日事連建築賞の受賞作品パル初斗の展示の他、建築・空間デザイン・カブスの依頼による建築物等の収蔵写真のパル初斗展示を行うこと等の運営及び全国大会の参加数(735名)についての説明がなされた。

2) 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会の開始について

事務局より、本年11月28日に改正建築士法等が施行されることに伴い現行約款の改正すべき事項の検討を行うため、日事連が事務局となり日本建築士会連合会、日本建築家協会、建築業協会とともに検討委員会の活動を開

始した。検討委員会は契約約款を検討するグループと業務委託書内容を検討するグループに分かれ、11月27日の完成を目標にそれぞれ作業を進めている旨の内容が資料6によって報告された。

3) 会員・構成員異動報告

平成20年7月末日、8月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料7の通り。

平成20年7月31日現在

正会員46団体、構成員14,699事務所、賛助会員5社

平成20年8月31日現在

正会員46団体、構成員14,727事務所、賛助会員5社

名称変更(平成20年7月9日付)

(新) 社団法人宮崎県建築士事務所協会

(旧) 社団法人宮崎県建築設計事務所協会

名称変更(平成20年7月31日付)

(新) 社団法人長崎県建築士事務所協会

(旧) 社団法人長崎県建築設計事務所協会

名称変更(平成20年8月5日付)

(新) 社団法人京都府建築士事務所協会

(旧) 社団法人京都府建築設計事務所協会

<配付資料>

資料1: 平成20年度「日事連建築賞」審査報告

資料2: 建築士定期講習について

資料3: 「苦情の解決業務」の実施準備について

資料4: 改正建築士法・政省令解説講習会企画(案)

資料5: 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について

資料6: 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討開始について

資料7: 会員・構成員異動報告書

参考資料: 国土交通省住宅局建築指導課資料

第7回 全国大会実行特別委員会(東京開催)概要

日時 平成20年9月26日(金) 15:05～16:50

会場 日事連会議室

出席者 三栖委員長、大内副委員長、山崎委員、西倉委員、
吉川委員、宮原委員、荻原委員

事務局: 高津専務理事、北野常務理事、恩田、鈴木、前田、
千浜、松谷

1. 議題

1) 大会参加申込状況等について

事務局より、大会参加申込状況等について資料1によって説明がなされた。

単位会の参加数が9月25日現在で735名となり、併せて来賓の出席見通し等の報告が行われた。また、日事連建築賞受賞の登壇者、年次功労者の登壇者を決定し、単位会を通じて代表受賞者へ連絡を行う。

2) 会場図、壇上席次案、客席配席案について

事務局より、会場図、壇上席次案、客席配席案について資料2によって説明がなされた。来賓については、直近まで出席者の調整があるため壇上席次案、台本の進行等の修正は適宜対応をすることとした。

座席誘導については案内図を出入口に表示をすること、各ブロック表記のポール設置を行うこととし、シボジュール開催中の来場者についての座席誘導については予備席等に案内するなど、進行の妨げにならないように対応することとした。

3) 大会式典及び記念パーティの進行について

事務局より、大会式典及び記念パーティの進行について資料3によって説明がなされた。次第については、「開会挨拶」を「開会の辞」、「閉会挨拶」を「閉会の辞」に修正し、来賓祝辞の後に祝電披露の追加を行う。緞帳のアップダウンのタイミングについて確認をし、帝国ホテルと大会当日も調整を行うこととした。

また、全体のスケジュールについて確認を行い、シボジュールでのパチスロへの対応、来賓誘導及び案内業務等、各大会委員及

び事務局の役割分担を決定した。特に来賓誘導については、スムーズに出来るよう連携をとる必要があるとの意見が出された。

4)大会プログラムの準備状況について

事務局より、大会プログラムの準備状況について資料4によって説明がなされた。

国土交通大臣の交代等、大会招待者名簿の修正を行い、最終校了に入っている段階である。1,000部印刷し、納期は10月2日の予定であることを確認した。

(配付資料)

資料1：大会参加申込状況等について

資料2：会場図、壇上席次案、客席配席案について

資料3：大会式典及び記念パーティの進行について

資料4：大会プログラムの準備状況について

第33回建築設計制度等対応特別委員会・第18回 業務報酬基準ワーキンググループ合同会議概要

日 時 平成20年9月29日(月) 16:00～18:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

<建築設計制度等対応特別委員会>

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 佐々木宏幸、小林 志朗、望月 淳一、
佐野 吉彦、高津 充良

<業務報酬基準ワーキンググループ>

主 査 齊藤 俊夫

委 員 佐々木宏幸、水谷 孝行、大池 真人、
近藤 敏春、近藤 剛啓、立田 千秋

事務局：北野、吉田、恩田、鈴木、上原

欠 席 者(建築設計制度等対応特別委員会委員)榎原 信一

<配付資料>

・第32回建築設計制度等対応特別委員会・第17回業務報酬基準ワーキンググループ合同会議議事録

・業務報酬基準改定委員会及び同幹事会(9/24)の抜粋資料

2008-11 日事連会務月報

料<委員会限り>

(資料4・資料5-1,5-2,5-3は委員会終了後、回収)

・工事監理ガイドライン策定委員会(9/24)の抜粋資料 <委員会限り>

・一級建築士の懲戒処分の基準の見直しに関するパブリックコメント資料

・一級建築士の懲戒処分の基準に関するパブリックコメント意見(案)

業務報酬基準改定委員会・同幹事会及び工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会に係る当会での対応について検討するため、引き続き合同会議として開催した。

なお、前回議事録について修正等があれば10月1日までに事務局へ連絡することとした。

議事1. 業務報酬基準改定委員会及び同幹事会の検討経過報告及び当会での対応の検討について

佐々木委員より次の旨の報告があった。

・9月24日の委員会及び幹事会で業務報酬改定案を検討した。意見は本日正午の締切であったため、今後の意見は、中央建築士審査会での審議後、10月中旬に公表させる予定のパブリックコメントで出すこととなる。

・建築物の類型での「行政施設」は残すべきとの意見は反映されず合算され、15類型となった。また、追加業務について別添三に明記された。

・工事監理ガイドラインでは、「2.工事監理及びその他の業務」の「一工事監理」部分のみを扱うこととなる。

・請負代金内訳書の承認については、岡本副委員長からの意見もあり、工事費内訳明細書作成は標準業務ではないため、明細書がない工事が存在するため、工事施工者から提出される請負代金内訳書を合理的な方法により検討して承認できないのではないかと、ということで、請負代金内訳書の検討方法の意見を出している。

・別添一の別表第1に「...特殊なものや複数の類型が混在する建築物は、本表に含まれない。」が加わった。

・別添二の標準業務人・時間数は、建築物の用途による類型

に応じて設定され、その延べ床面積の範囲は実態調査の補正結果を反映したものであり、類型に応じその範囲は異なる。

- ・別添三の調査・企画等に係る業務の業務内容の例示等について、更に詳細に説明した解説書を幹事会WGで作成している。
- ・業務報酬基準改定案に、見直しの期間を記載するよう要望を出している。

以上の説明後、主には以下の発言があった。

運用については、どうなっているか。

- 幹事会・幹事会WG等では、運用についての検討はしていない。団体から意見をあげた方がよい。

長期にわたる改定委員会・同幹事会・幹事会WGでの検討と、当委員会でも対応等の検討を行い、一定の成果が見えてきた段階である。パブリックコメント等の状況をみて対応を検討することとした。

議事2. 工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会の検討経過報告及び当会での対応の検討について

佐々木委員より次の旨の報告があった。

- ・現在、内容について精査中である。工事監理ガイドラインは(案)として出す予定である。ガイドラインが出た後に、チェックリストも作成することとなっている。
- ・工事監理マニュアルを各社から提供いただき検討を行った結果、工事監理の程度は一定のレベルに保ちつつも、簡素でわかりやすく、かつできないことを無理強いしないようなガイドラインとすることとしている。
- ・小規模建築士事務所への工事監理業務の実態調査について、ガイドラインがある程度まとまった時点で計10社程度に対面式によるヒアリング調査を行うこととしている。調査対象事務所は、東京近郊の事務所を団体から推薦することとなる。

以上の説明後、以下の発言があった。

ヒアリング調査について、意匠専門の小規模事務所の推薦等は日事連での対応は難しい。当委員会委員から選出する

か、策定委員会で実態調査の中から対象候補事務所をあげて対応することがよいのではないか。

ヒアリング調査における意匠と総合の部分が日事連の推薦対象小規模建築士事務所となるが、事務所の推薦は、策定委員会が候補をあげ、その中から日事連が推薦する形がとれないか佐々木委員が確認することとし、日事連としては調査に協力することとした。

議事3. 一級建築士の懲戒処分の基準の見直しに関するパブリックコメントについて

高津委員より、主に次の説明があった。

- ・9月17日付で一級建築士の懲戒処分の基準の見直しに関するパブリックコメントが行われている。
- ・従来の処分は「一級建築士の懲戒処分の基準」(平成19年5月31日制定)で行われてきたが、建築士法の改正による新たな規定に対応した懲戒事由を追加するなど処分基準の見直しを行う。処分内容は「ランク表」を基本に個別事情による加減を行い、処分区分表に基づき決定される。
- ・日事連としてのパブリックコメント案として、今回懲戒事由として追加された行為のうち、建築物の実態違反や消費者権利を侵害する様な行為についての処分ランク4以上は過重で見直しが必要、定期講習受講義務違反について明確に示す必要がある、過去の処分歴について軽微な処分と重大な処分歴の過重が機械的に加算されるのは過重な処分である旨を意見として提出したい。また、単位会へ会員建築士事務所に対しても意見の提出をよびかけていただくよう要請したい。
- ・3代会長会議でパブリックコメントへの対応について検討がなされ、それぞれの団体で対応することとなった。

検討の結果、日事連としてのパブリックコメントを提出するとともに、単位会にも会員建築士事務所に対しての意見提出の働きかけを行う文書を送付することとした。他に意見があれば各委員からも直接意見を出すこととした。

議事4. その他

次回日程について

次回委員会開催予定

(今回と同様に合同会議として開催する)

平成20年10月28日(火)15:00～17:00 日事連会議室

第1回 総務・財務委員会概要

日 時 平成20年9月29日(月) 13:30～15:30

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 山田美光 副委員長 原田照行

委員 高橋祥治、大旗 健、井上精二

担当副会長 本澤宗夫

特別出席 三栖邦博

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、松谷

欠席者 委員 佐藤 誠、岡本 賢、山田清治

1. 委員紹介

三栖会長、本澤担当副会長、山田委員長の挨拶後、委員及び事務局の自己紹介が行われた。

2. 機構及び事業報告

山田委員長より、資料2、資料3、資料4により、日事連の機構及び総務・財務に関する過去2年間の事業報告の説明がなされた。

3. 議 事

(1) 平成20年度事業について

1) 日事連の法定団体への移行について(定款整備)

事務局より、日事連が法定団体へ移行するために、6月の通常総会で定款の一部変更がなされたことについて資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

改正建築士法第27条の2に規定する法定団体の要件を満たすために、「目的(第3条)」、「事業(第4条)」、「会員資格(第5条)」及び「選任(13条)」の規定を変更した。

法定団体としての社会的責任及び業務の増加に対応するために、副会長1名を増員するための「役員員の員数(第12条)」の規定を変更した。

その他所要の規定を変更した。

公益社団法人への移行に必要な定款の変更については、他団体の動向や国の認定の状況等を踏まえつつ検討していきたい。

2) 単位会の法定団体への移行及び公益社団法人への移行のための「E」定款の作成等について

事務局より、単位会が法定団体及び公益社団法人へ移行するための「E」定款の作成等について資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

定款等整備ワーキングチームでは、単位会が改正建築士法に規定する法定団体の届出ができること及び公益社団法人の認定が円滑に行われるよう「E」定款(案)と解説」及び「定款変更と時期について(案)」を作成し、昨年11月の全国会長会議で説明し単位会へ提供した。

改正建築士法のうち、「建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会」に関する法定団体に係る規定の施行期日が平成21年1月5日となった。

法定団体に係る単位会の定款変更状況は以下のとおりである。

- ・変更済み(県の認可済み)36単位会
- ・変更済み(県の認可待ち) 5単位会
- ・変更予定(10～11月に臨時総会開催)4単位会
- ・県と協議中1単位会(現状の定款で対応できるか、県と協議中)

3) 単位会の指定事務所登録機関の指定について

事務局より、単位会の指定事務所登録機関の指定について資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

事務所登録事務対応ワーキングチームでは、単位会が都道府県より円滑に指定事務所登録機関として指定を受けられるよう、事務所登録に係る現況調査等を行うとともに、「E」登録等事務規程」及び「E」登録事務取扱要領」を作成し単位会へ提供した。

現段階で、指定事務所登録機関に指定されることが予定されている単位会と時期は以下のとおりである。

- ・平成20年12月指定 東京会、大阪会(2単位会)
- ・平成21年4月指定 埼玉会、神奈川会、静岡会(3単位会)
- ・平成21年6月指定 石川会(1単位会)
- ・平成21年4月頃指定予定 茨城会、千葉会、長野会(3単位会)

4) 日事連及び単位会の公益社団法人への移行について

事務局より、公益法人制度改革による一般社団法人と公益社団法人の概要及び新たな課税比較について資料8、資料9によって説明がなされた。

税制上の課税について、現行の公益法人は収益事業に係る法人税の税率は22%、受取利息の源泉所得税は非課税であるが、新たな制度では、公益社団法人、一般社団法人とも収益事業に係る法人税の税率が30%(年800万円以下の部分については22%)になる。一般に法人の行う事業には、収益事業(この中には公益目的事業が含まれる場合がある)と収益事業以外の事業があるが、公益社団法人の場合、認定法上の公益目的事業であれば、収益事業から除外することができ、狭義の収益事業にのみ課税され、受取利息の源泉所得税は非課税である。また、一般社団法人であっても、「非営利性が徹底された法人」及び「共益的活動を目的とする法人」については、全ての所得に課税されるのではなく、広義の収益事業にのみ課税となる。但し、受取利息の源泉所得税については20%、設立登記時の登録免許税が6万円課税される。

公益社団法人への移行の最大のメリットは税制上の優遇措置にあると考えていたが、一般社団法人であっても一定の要件を満たせば、法人税については公益社団法人とほぼ同様の課税になること。また、もともと税負担の少ない又は税負担のない団体では、ほとんど税務上のメリットが受けられないこと等が判明してきている。

協議の結果、公益社団法人への移行時期等については、今後、他団体の動向や国の認定の状況等を踏まえつつ

検討することとした。

(2) 日事連建築賞表彰者の決定について

事務局より、日事連建築賞表彰者の決定について資料10によって次の趣旨の説明、報告がなされた。

27単位会から第1次審査を経て一般建築部門21点、小規模建築部門25点の合計46点の建築作品が応募された。6月24日に選考委員会が開催され第2次審査を行い、一般建築部門9作品、小規模建築部門8作品を日事連建築賞候補として選定し、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門の7作品、小規模建築部門の6作品を現地審査することとした。現地審査は7月17日から8月8日にかけて行われ、その結果を踏まえて8月8日に最終選考委員会を開催し、一般建築部門、小規模建築部門を問わず、国土交通大臣賞及び日事連会長賞各1作品を選定した。また、優秀賞に一般建築部門から4作品、小規模建築部門から2作品を、奨励賞に一般建築部門から4作品、小規模建築部門から5作品を選定した。

表彰は、10月3日開催の第33回建築士事務所全国大会式典において行う。

(3) 年次功労者表彰者の決定について

事務局より、年次功労者表彰者の決定について資料11によって次の趣旨の説明、報告がなされた。

表彰規程により、日事連推薦者2名、単位会推薦者38名及び特別功労者表彰者4名を決定した。

特別功労者表彰として、(有)日事連サービスの設立及び設立当初から役員あるいは出資者として運営に貢献をした4名に感謝状を授与し表彰することとした。

表彰は、10月3日開催の第33回建築士事務所全国大会式典において行う。

(4) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について

事務局より、全国大会実行特別委員会で検討した第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について資料12によって、次のとおり説明がなされた。

- ・ 11:00～11:30 記者会見
出席者:会長、副会長、専務理事
- ・ 13:00～15:00 シンポジウム
テーマ「新たな使命に向かって～建築士事務所協会の法定化を契機として～」
パネリスト 北川正恭、白石真澄、平田京子、三栖会長
コーディネーター 細野透
- ・ 15:15～16:40 大会式典
会長、副会長、日事連建築賞選考委員長は登壇
- ・ 17:00～18:45 記念パーティー
会長、副会長はパーティー開始時に会場入口にて来賓等の出迎え、来賓との歓談を行う。常任理事は来賓との歓談を行う。
- ・ 当日の大会運営にあたっては、全国大会実行特別委員会委員及び東京会、千葉会、神奈川会、埼玉会の各事務局に協力を依頼することとする。
- ・ 単位会からの大会参加者は、要請数805名に対し、回答数735名となっている。

(5) (有)日事連サービスの役員について

事務局及び常務理事より、(有)日事連サービスの役員及び出資者の選任について資料13によって、次のとおり説明がなされた。

(有)日事連サービスの役員及び出資者の長期固定化を改善するため、(有)日事連サービスからの要請により平成19年度の総務・財務委員会で検討、作成した(有)日事連サービスの役員及び出資者の選任方針に基づき、(有)日事連サービスは平成20年6月26日の第15期定時株主総会で新たな役員及び出資者を選任した。

次回委員会開催予定

平成20年11月19日(水)13:30～16:00

(配付資料)

- 資料1:総務・財務委員会名簿
- 資料2:平成20年度日事連機構
- 資料3:平成18・19年度事業報告

2008-11 日事連会務月報

- 資料4:平成20年度事業計画
- 資料5:定款の一部変更議案他
- 資料6:「定款等整備ワーキングチーム」成果報告他
- 資料7:「事務所登録事務対応ワーキングチーム」成果報告他
- 資料8:公益法人制度改革の概要
- 資料9:公益社団法人、一般社団法人に係る新たな課税比較
- 資料10:平成20年度「日事連建築賞」審査報告他
- 資料11:平成20年度年次功労者表彰について
- 資料12:第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について
- 資料13:(有)日事連サービスの役員及び出資者

第1回 業務・技術委員会概要

[日 時] 平成20年9月24日(水) 14:00～16:40

[会 場] 日事連会議室

[出席者]

委員長:木村旭 副委員長:上野浩也

委員:富田賢一、斉藤俊夫、安藤誠、宮崎清史、伊藤光洋、三原秀樹

担当副会長:八島英孝

特別出席:日事連会長 三栖邦博、(有)日事連サービス 中川孝昭

日事連事務局:高津、北野、恩田、鈴木、干浜

{配付資料}

業務・技術委員会委員名簿

資料1:日事連機構、平成20年度事業計画

資料2:賠償責任保険関係資料

資料3-1:建築士事務所の技術者人件費等について

資料3-2:建設省告示第1206号における略算方法による標準業務人・日数の補正について

資料4:建築士事務所会員事務所向け「業務報酬算定プログラム」の提供終了について

資料5:建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討開始について

資料6:「建築士事務所のための業務書式」集2007」の改

訂について

資料7: 業務報酬基準の改定の動きについて

資料8: 重要事項説明内容等検討会関係資料

資料9: 工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会の検討経過について

資料10: 建築技術基準・制度運用調査委員会準備会について

三栖日事連会長、八島担当副会長、木村委員長冒頭挨拶、委員紹介

議事1. 当委員会に係る平成20年度の事業について

事務局より資料1を提出し、当委員会の中に構造技術専門委員会、建築設計・監理業務委託契約約款等改正検討ワーキンググループ及び業務報酬基準ワーキンググループが設置されていること、また業務・技術に関する事業計画として8項目の事業をあげていることについて確認した。

議事2. 日事連・建築士事務所賠償責任保険制度について

(有)日事連サービス・中川氏が特別出席し、資料2に基づいて賠償責任保険制度の加入状況及び各団体の保険内容の比較等について報告がなされた。

- ・賠償責任保険の加入促進は当委員会として重要課題としてあげており、単位会の年間加入率を10%引き上げることを数字目標に掲げて取り組むことにしている。
- ・具体の加入促進では、業務・技術委員に協力を得ながら、単位会の要請により(有)日事連サービスが、同保険の説明会等に協力しながらバックアップしていきたいと考えている。

議事3. 業務技術レポートについて

建築士事務所の技術者人件費等について

毎年業務・技術委員会レポートとして、本会誌「Argus-eye」11月号及び本会ホームページに掲載している業務報酬に関する資料について、技術者日額及び直接人件費の考え方についての説明と厚生労働省の統計資料である賃金構造基本統計調査結果(平成19年6月の調査結果)の一級建

築士の賃金データ、また建設業の所定内給与対前年同月比の数値等を更新した資料3-1を事務局より提出し説明した。

- ・注意書きとして新告示が年内に示されることを記述したが記載しないこととした。
- ・協議の結果、本会誌「Argus-eye」11月号及び本会ホームページに業務・技術委員会レポートとして掲載することを決定した。

建設省告示第1206号における略算方法による標準業務人・日数の補正について

建設工事費データ・ルーターの平成19年度暫定数値が国土交通省よりだされ、その暫定値を基に人・日数の補正をした資料3-2を事務局より提出し説明した。

- ・国において業務報酬基準の見直しが進められ、10月中旬頃に同基準の改定案がパブリックコメントとして公表されるため、同時期に標準業務人・日数の補正を本会ホームページ等に公表した場合、混乱が生じるおそれがある。
- ・協議の結果、当資料は公表せず、の建築士事務所の技術者人件費のみを業務・技術委員会レポートとして掲載することを決定した。

議事4. 建築士事務所協会会員事務所向け「業務報酬算定プログラムダウンロードサービス」の提供終了について

平成11年より建築士事務所協会会員事務所へダウンロードサービスを行ってきたが、今後業務報酬基準の新告示が公示予定のため、現行の告示1206号と形態が異なることにより改正建築士法の施行日以降のサービスを終了することを了承した。

議事5. 四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討開始について

改正建築基準法等及び国の業務報酬基準改定委員会で検討している標準業務内容等との整合を図るために、四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会を設置して、改正作業に着手したことを資料5に基づき事務局より報告した。

具体の改正作業は2つのWGに分かれて検討を行い、然るべき時期に発行していく予定である。

議題6. 建築士法改正に関わる「建築士事務所のための業務書式等」集2007」の改訂について

当「集」について、今後建築士法改正に伴う改訂及び告示1206号の改正に関わる修正等を行い、12月上旬を目途に改訂版を発行することを了承した。

議題7. 業務報酬基準見直しの動きについて

国の業務報酬基準改定委員会及び同幹事会において、標準業務内容等の見直し及び実態調査結果を基に業務量の略算表の見直しをすることを柱として、業務報酬基準の改定作業が進められていることを確認した(資料7)。

議題8. 重要事項説明内容等検討会の経過報告について

国交省の要請により、建築関係団体において実務的観点から改正建築士法第24条の7に規定する重要事項説明の具体的内容を検討することになり、検討会で進められてきている検討内容について資料8に基づき事務局より経過報告をした。

今後は解説書の発行も視野に入れて作業を進めていくこととしている。

議題9. 工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会の経過報告について

社会資本整備審議会建築分科会の「業務報酬基準・工事監理小委員会とりまとめ」及び現在検討中の業務報酬基準改定の方向性を踏まえ、工事監理について具体的な業務内容を示す工事監理ガイドライン案を作成することを目的に策定委員会・同幹事会を設置して検討を開始したことを資料9に基づき事務局より報告した。

具体のガイドライン案の作成は幹事会において行われ、同案が作成された際の周知・活用方法についても検討を行うこととしている。

議題10. その他-建築技術基準・制度運用調査委員会について

国交省において、建築基準法等の技術基準及びその運用について調査委員会を設置して、当面基準法の運用及び

構造関係の基準に関することを中心に検討を行うことになったことを資料10に基づき事務局より報告した。

9月29日に準備会を行うこととしており、木村業務・技術委員長並びに西構造技術専門委員長が出席することを報告した。

@次回委員会

平成20年12月10日(水)14:00～16:30 日事連会議室

第1回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成20年9月17日(水) 13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委員長・野呂敏秋、副委員長・横須賀満夫、委員・沖野 寛、吉田勝則、下西伊佐男、山下卓治
担当副会長・外木場久雄

欠 席 者 委員・新井典夫、国吉真正

議 事

1. 平成20年度事業計画について

改正建築士法の円滑な施行に向けた広報事業の実施
事務局より、改正建築士法で法定団体となる建築士事務所協会、その会員及び連合会の存在及び社会的意義を既会員、未加入事務所及び国民へ広く周知する方法の作成を目的として設置された改正法周知ワーキングチームの現在までの状況報告を以下のとおり行った。

・すでに成果物として完成している項目

(1)「建築士事務所憲章」の見直しについて(既会員への取り組み)

昭和55年に制定した「建築士事務所憲章」を、今回の改正法の趣旨を踏まえて見直すこととし、3月28日開催の常任理事会に提案し承認され、広報・渉外委員会で決定した憲章改訂案を単位会に諮り、最終改訂案を作成し5月開催の常任理事会、通常理事会で提案・承認、6月開催の全国会長会議に報告している。また、10月3日に開催する全国大会において公表を予定している。

(2)加入促進用パンフレットの作成について(未加入事務所への取り組み)

会員増強の一助となるよう、未加入事務所への加入促進用パンフレット(A3判見開き4ページ・カラー 50,000部)を作成し、7月31日に単位会へ送付し、管理建築士資格取得講習(みなし講習)会場及び適合証明技術者業務講習会場等での活用を図ることを依頼した。

(3)国民への周知用パンフレットの作成について(国民への取り組み)

国民への周知用パンフレットについては、平成20年度実施の建築士事務所キャンペーンで配布するタブロイド版パンフレット(「日事連新聞」4ページ・カラー50,000部)と、その後も活用できるA4判パンフレット(「建築」8ページ・カラー50,000部)の2種類を作成し、9月11日に各単位会へ送付し、一般消費者や、建築主に配布するなど、活用を依頼した。また、A4版パンフレットの印刷データ及び説明用パワーポイントをCD-ROMにデータとして入れ、あわせて送付した。

・現在検討中の項目

(4)名刺、封筒等への「建築士事務所協会会員」表示例の提示

改正建築士法で、「名称の使用の制限」(第27条の4)が規定されたことから、会員事務所が名刺、封筒等へ「建築士事務所協会会員」と表示することをステータスととらえ、単位会に表示例を提示し、会員事務所へ表示の推奨を依頼したい。

・今後取り組みを予定している項目

日事連として

- ・「会員証」原案作成(平成21年4月に単位会が発行する会員証を目標)
- ・「誓約書」原案作成
- ・日事連ホームページに「入会案内」入口の設置
- ・日事連の略称(愛称)の検討

単位会として

・名刺、封筒等への「建築士事務所協会会員」表示

の推奨

- ・新しい「会員証」の作成(発行は平成21年4月)
- ・新入会員セミナーの開催(平成21年4月以降)
- ・会員へのメール送信システムの確立
- ・協会の略称(愛称)の検討

上記の報告後、(4)「名刺、封筒等への「建築士事務所協会会員」表示例」については、資料2に提示した単位会への依頼文書(案)が承認され、早期に単位会へ依頼することとした。

今後取り組みを予定している項目については、ワーキングチームで検討の上、実施を目指すこととした。

建築士事務所キャンペーンの実施

事務局より、以下の説明を行った。

- ・今年で10回目の事業で、改正建築士法の施行が11月末に予定されていることから、国民に単位会、日事連の役割、会員である建築士事務所の業務の周知を図ることを中心に、「われわれは信頼できるパートナーです」を統一テーマとして10月、11月に集中して実施を依頼している。
- ・助成金は昨年同様「実施計画書及び収支予算書」を提出した単位会に対し、60万円を上限にキャンペーン活動経費として助成することとした。

要望運動の実施

事務局より、要望運動の実施について、以下のとおり報告を行った。

平成20年度の要望項目は、昨年同様以下の4項目とし、平成20年度に即した内容として作成した。

- 1)改正建築基準法・改正建築士法の施行に関する市民への周知徹底の要望
- 2)公共工事に関わる建築物の設計者選定にあたっては品確法の主旨に則り、価格以外の要素を考慮した選定がなされるよう要望
- 3)建築設計・工事監理の発注にあたっては、建設省告示第1206号による「建築士事務所の開設者がその

業務に関して請求することのできる報酬の基準」
によって行われるよう要望

4) 建築設計・工事監理の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件としていただくよう要望

なお、要望書一式は8月11日付で単体会へ送付した。

会誌の充実・発行

事務局より、会誌編集専門委員会では、会誌の充実に図るために実施したアンケート結果をもとに、会誌全般の見直し(表示デザインの変更、会員参加型記事企画の検討、読者の希望を踏まえた掲載項目の検討等)を行っていること、また委員会の更なる充実に図るため、委員の交替及び1名増員を行ったことを報告した。

ホームページを活用した広報活動

従来、教育・情報委員会で取り組んできたが、広報的機能の強化を図るため広報・渉外委員会が担当することとなり、次回以降本委員会で検討を行っていくこととした。

2. 建築3団体による「公共建築における適正な業務報酬の算定等に関する要望」(平成20年7月17日)について
高津専務理事より、建築設計関連3団体で、業務報酬基準の見直しにあわせて、公共建築における適正な業務報酬の算定が行われるよう、国土交通省大臣官房官庁営繕部長に要望を行った旨の説明が行われた。

要望項目

官庁施設的设计業務等の改善について

- ・「依頼度」の設計の考え方の見直し
- ・「図書目録に基づく算定方法」の全面的な見直し
- ・「数量調書及び数量調書に基づく概算書の作成」業務の追加業務としての位置づけ

他省庁及び全国の自治体の公共建築の設計業務積算要領の改善について

3. 建築・空間デジタルアーカイブス(DAAS) について

事務局より、平成18年に国土交通省及び日事連を含む建築関係団体が中心となり設立されたDAASの現在までの活動報告とともに、直近で協力することとして日事連建築賞受賞作品データの提供(過去10年間の優秀賞以上の受賞作品データを提供し、DAASWEBで紹介)、10月3日開催の第33回全国大会(東京開催)会場においてDAASのPR(パル展示、パルコによるWEB紹介)を予定している旨報告した。

また、DAASでは新たな委員会を立ち上げ、建築団体に委員派遣の要請が予定されていることから、この要請には広報・渉外委員会に対応したい旨諮ったところ、了承された。

4. UIA2011東京大会への対応について

事務局より、UIA(国際建築家連合)では3年ごとに1万人規模の大会が行われ、2011年に東京で開催されることが決定しており、これは建築界にとって国際的な事業であり、世界の建築家に日本の建築をアピールする良い機会と考え、日事連としても具体的実施に向けて協力していくことを報告した。

5. その他

・建築士法等の一部を改正する法律の一部の施行期日について

事務局より、建築士法等の一部を改正する法律のうち、建築士事務所協会及び連合会に関する制度等に係る規定の施行期日が平成20年1月5日となった旨を報告した。

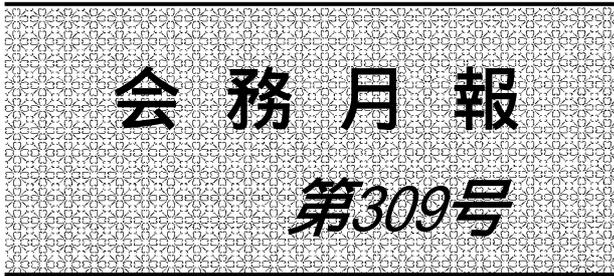
次回委員会 平成20年11月18日(火)13:30~16:00

行事予定

行事日程は中止・変更等になる場合がございますので
ご了承ください。

平成20年

- 11月18日 広報・渉外委員会
- 19日 総務・財務委員会、四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会
- 26日 建築設計制度等制度等対応特別委員会・業務報酬基準ワーキンググループ合同会議
- 12月 2日 全国会長会議、理事会、政経フォーラム
- 3日 構造技術専門委員会
- 9日 指導運営委員会
- 10日 業務・技術委員会、会誌編集専門委員会
- 18日 教育・情報委員会
- 19日 全国大会実行特別委員会
- 23日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会



発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

平成20年11月 常任理事会概要

1. 日 時 平成20年11月14日(金)13:30～16:40

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 14名

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、
外木場久雄、八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、
髭右近外嘉、山田美光

特別出席

井上俊之国土交通省住宅局建築指導課長

宿本尚吾国土交通省住宅局建築指導課企画専門官

事 務 局 恩田利昭事務局長、前田敏明総務課長、
吉田茂調査役

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

八島英孝副会長、木村 旭常任理事

(2) 議事進行役の選任

今回の議事進行は山崎善利副会長が行うこととなった。

(3) 専決事項

1) 第105回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び
運営等の決定の件

事務局より、第105回建築士事務所協会全国会長会議等
の日程と運営について資料1によって次の通り説明が
なされた。

平成20年12月2日(火) 会場:八重洲富士屋ビル

10:00～12:00 12月通常理事会(3F「赤松の間」)

13:00～13:50 政経フォーラム(2F「桜の間」)

14:00～16:30 第105回建築士事務所協会全国会長会議
(2F「桜の間」)

議長より、同議案の決定について諮ったところ、平成20
年12月2日に第105回建築士事務所協会全国会長会議を
開催することとし、当日の行事日程及び運営について
は資料1のとおりとすることを決定した。

2) 第34回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成の
決定の件

事務局より、第34回全国大会運営特別委員会の設置目
的、委員構成、運営方法、設置期間等について資料2によ
って説明がなされた。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、第34回
全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成等を資料
2のとおりとすることを決定した。

(4) 協議事項

1) 平成20年度上半期事業報告及び収支報告について

事務局より、資料3-1及び3-2によって平成20年度上半
期の事業報告及び一般会計、福利厚生特別会計、適合証
明業務登録機関特別会計について説明がなされた。

なお、事業報告では、管理建築士資格取得講習で受講申
込が予想より増加したこと、改正建築士法施行に係る
対応で委員会等が数多く開催されていること等報告さ
れた。このため職員の時間外勤務が増加し、11月12日に
行われた監査会においても職員に対する労務管理につ
いて指摘があった。

協議の結果、平成20年度上半期事業報告及び収支報告を資料3-1及び3-2のとおり、12月通常理事会に報告することとした。

2)平成20年度の収支予算更正について

事務局より、平成20年度収支予算更正について資料4によって8項目の要因が説明され、更正内容について次の趣旨の概要説明がなされた。

一般会計での必要な予算更正科目は、講演講習会及び図書販売等に係る収支、全国大会参加費収入、広報費、組織強化助成金、職員人件費、租税公課、財政安定積立預金支出、前期繰越収支差額等である。福利厚生特別会計での更正科目は、職員人件費、前期繰越収支差額等である。適合証明業務登録機関特別会計での更正科目は、登録料収入及び登録者が減少したことによる登録事務費等各種事業費、職員人件費、財政安定積立預金支出、前期繰越収支差額等である。

協議の結果、平成20年度収支予算更正について資料4のとおり、12月通常理事会に提案することとした。

3)UIA2011東京大会日本組織委員会からの要請への対応について

専務理事より、UIA2011東京大会日本組織委員会(JOB)から組織拡充の提案がなされ、次の2点について対応が求められている旨の説明が資料5によってなされた。

JOBの役職として副会長職を設け、日事連会長を含む4会の会長等が副会長に就任すること。

各活動部会への各会推薦メンバーの参加

この件について協議した結果、次のとおり対応することとした。

については日事連の会長が副会長の就任要請を受けることとする。については、当面は日事連より新たなメンバーを推薦せず、現行メンバーでの運営で対応してほしい旨を申し入れる。

4)12月通常理事会の議題等について

12月通常理事会の議題等について資料6により協議が

なされた。

協議の結果、原案どおり、資料6を12月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(5)報告事項

1)建築士法改正に係る国等の動向及び日事連の対応について

専務理事より、建築士法改正に係る国等の動向及び日事連の対応について次の7項目の内容の説明が資料7によってなされた。

一級建築士の懲戒処分基準の見直しについて、設計・工事監理等の業務報酬基準の改定案について、工事監理のガイドラインの策定について、建築士受験資格の実務経験に係る大学院のインターシップ教育について、重要事項説明制度の創設への対応について、建築技術基準・制度運用調査委員会及び各WGの発足について、

社会資本整備審議会建築分科会への諮問について

2)四会推奨標準様式「重要事項説明書」及び解説書の刊行について

専務理事より、四会推奨標準様式「重要事項説明書」及び解説書の刊行について次の概要報告が資料8によってなされた。

四会推奨標準様式は、10月31日より四会ホームページ及び(財)建築行政情報センターのホームページよりダウンロードが可能となる状態にした。解説書は11月20日に発行する予定である。単位会等での講習会の実施のための講師説明会を11月21日に東京で行う。

3)建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会の状況について

事務局より、資料9によって次の趣旨の報告がなされた。建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会では、本年11月28日に改正建築士法等が施行されることに伴い現行約款の改正すべき事項の検討を行っている。現在、新しい業務報酬基準の改定告示に示される標準業務内容等との整合を図るための作業を行っているが、

改定告示が遅れるため作業も遅れ、改正約款の発行は平成20年2月下旬頃になる。改正版発行までの期間の現行契約書式等の取扱いについては、11月19日に建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会を開催し、その対応を検討する。

4)「憲章」デザイン(案)について

野呂広報・渉外委員長より憲章のデザイン案について資料10により説明がなされた。新しい建築士事務所憲章(以下「憲章」という)は、平成20年5月27日の理事会で決定し、6月16日の全国会長会議で報告している。この憲章については、単位会によって大きくデザインが異なっており、使用されることによる混乱を避けるため、標準デザイン案として文字の種類、文言の改行、枠のデザイン等についてワーキングチーム及び広報・渉外委員会で検討し、今回資料10のような形でまとめたものである。

これらについて意見交換をした結果、標準デザインとして資料10を決め、デザイン詳細、日事連マーク等の指定色がわかるよう単位会に連絡することとした。なお、憲章に単位会名を表示したい場合は、それを拒まないこととする。

5)会員・構成員異動報告

平成20年9月末日、10月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料11のとおり。

平成20年9月30日現在

正会員46団体、構成員14,730事務所、賛助会員5社

平成20年10月31日現在

正会員46団体、構成員14,723事務所、賛助会員5社

名称変更 (新) 社団法人沖縄県建築士事務所協会
(平成20年10月7日付)

(旧) 社団法人沖縄県建築設計事務所協会

6)後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料12、資料13により報告がなされた。

(6)国土交通省からの説明

国土交通省住宅局建築指導課より、当常任理事会で中央センターの構想について説明したい旨の依頼があり、当常任理事会に井上俊之国土交通省住宅局建築指導課長及び宿本尚吾同建築指導課企画専門官が特別出席し、資料14に基づき「中央センターの体制について(素案)」の説明がなされた。また、これらについての関連情報として、沖縄県、静岡県の参考事例が説明された。なお、この内容については、あくまでも素案であり確定したものではない。今回の説明を踏まえ今後さらに調整のうえ、12月2日に開催される全国会長会議でも国土交通省から説明する予定である。説明された骨子は次のとおりである。

中央センターは地方センターからの要請や取次ぎに応じ、技術者の紹介、設計・法適合確認、相談対応を行う。

地方センターの機能として考えているものは次のとおりである。

- ・ 構造・設備設計技術者の紹介
- ・ 資格者の紹介業務(資格者リストは国土交通省において作成し、各地方センターに提供)
- ・ 必要に応じ、中央センターにおける設計・法適合確認業務の取次ぎ業務
- ・ 建築基準法・住宅瑕疵担保法の相談窓口
- ・ 建築基準法・住宅瑕疵担保法等にかかる建築士からの相談の取次ぎ。ビジュアルに関する相談、4号建築物の増改築に関する設計相談、保険法人の設計施工基準に関する相談、耐震改修・耐震診断や省エネ設計に関する相談等(それぞれの相談についての取次ぎ先及び方法を記載したマニュアルを国土交通省において作成し、地方センターの担当者の負担を最大限軽減)
- ・ 建築基準法に関する要望(苦情や運用改善提案)の取次ぎ。各地方センターで受け付けた苦情、運用

改善提案の中央ホ-ルセンターへの取次ぎ。ヒ-アリング機
関に関する苦情については、苦情箱等を活用し、各
ヒ-アリング機関に通知する。

・人材育成<検討中>

<配付資料>

- 資料1 第105回建築士事務所協会全国会長会議等の日程
と運営について
- 資料2 第34回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構
成の決定について
- 資料3-1 平成20年度上半期事業報告書
- 資料3-2 平成20年度上半期収支報告書
- 資料4 平成20年度収支予算更正について
- 資料5 UIA2011東京大会日本組織委員会からの要請への
対応について
- 資料6 平成20年12月通常理事会開催通知
- 資料7 建築士法改正等に係る国等の動向及び日事連の対
応について
- 資料8 四会推奨標準様式「重要事項説明書」の作成及び重
要事項説明解説書の発行について
- 資料9 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款の
検討状況等について
- 資料10 「憲章」デザイン(案)について
- 資料11 会員・構成員異動報告書
- 資料12 後援、協賛名義使用の件
- 資料13 経過報告
- 資料14 国土交通省住宅局建築指導課資料(ホ-ルセンターの
体制について・素案)

第34回建築設計制度等対応特別委員会・第19回 業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議概要

日 時 平成20年10月28日(火) 15:05～17:30

会 場 日事連会議室

出 席 者

<建築設計制度等対応特別委員会>

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢
委 員 小林 志朗、榊原 信一、佐々木宏幸、
望月 淳一、高津 充良

<業務報酬基準ワーキンググループ>

委 員 大池 真人、近藤 敏春、近藤 剛啓、
佐々木宏幸、水谷 孝行

事務局:北野、恩田、鈴木、上原

欠 席 者

(建築設計制度等対応特別委員会 - 佐野 吉彦委員)

(業務報酬基準ワーキンググループ - 斉藤 俊夫主査、
立田 千秋委員)

<配付資料>

第33回建築設計制度等対応特別委員会・第18回業務報酬
基準ワーキンググループ 合同会議議事録

資料1-1: 業務報酬基準改定案に関するパ-ブリックコメントの募
集について

資料1-2: 業務報酬基準改定案に関する意見等

資料2: 工事監理ガイドライン(案)に対するヒアリング 調査関係
資料<委員会限り>

前回議事録について修正等があれば10月31日(金)まで
に事務局へ連絡することとした。

議事1. 業務報酬基準改定案に関するパ-ブリックコメントに対する
当会での対応

10/21にだされた業務報酬基準(昭和24年建設省告示第
1206号)改定案に関するパ-ブリックコメントについて、当会の意
見を検討した。

協議の結果、当会の意見として以下の事項をあげること
とした。

1) 定期的見直しについては、業務報酬基準の改定告示の
公示後、実態的にそぐわないところが出てくる場合が
あるので、おおよそ3～5年の期間で見直しを実施する
ことを明示していただきたい。

2) 別紙1の第三の技術料等経費は、標準的な考え方で数値
を示すようにしていただきたい。

3)別表第2の2の一 工事監理に関する業務の(3)については、施工図をみる範囲を限定するために「()設計図書に定めのある施工図等の検討・報告」,「(ii)設計図書に定めのある工事材料・設備機器等の検討・報告」としていただきたい。

4)別紙1の第一 業務報酬の算定方法の中で、「建築工事契約に関する事務」と「建築工事の指導監督の業務」は何を指すか示されていない。

別表第2の2の二 その他の業務の中で、前記に関わる業務内容が見受けられるが、それぞれの仕分けを明確に示していただきたい。

5)別添二の(注)3について、「～それぞれの種類の標準業務人・時間数を参考に、床面積の割合等を勘案して、～」とあるが、混在する建築物を単純に床面積で算定する根拠がないため、前記文言は削除して「3 別添一別表第1に定める複数の類型が混在する場合、あるいは同一の敷地内に複数の建築物が混在する場合、標準業務人・時間数については、別途算定することとする。」としていただきたい。

6)追加的な業務は、別添三(追加的な業務)で概要として書かれているが、個別に必要な業務を判断する上で具体的な追加的業務を示していただきたい。

なお、追加的業務は、標準外業務の表現にするのが適切であると考えるので、同表現にしていきたい。

前記6)の標準外業務について、これまでに示されてきた追加的業務の中から大項目として告示の中で示していただきたい業務と住宅局長通達により技術的助言で示していただきたい業務に仕分けして、パブリックコメントにあげることをとする。

仕分けの作業については、佐々木委員並びに榊原委員が担当し、たたき台(素案)を作成することとする。

そのうえで、業務報酬基準WGを11月5日に開催し、たたき台をベースにして検討を行うこととする。

(当日のWGは、建築設計制度等対応特別委員会の三栖委員

長、榊原委員並びに望月委員が特別出席する。)

WGで検討後、11月7日に合同会議を開催し、当会としてのパブリックコメントをまとめることとする。

議事2. 工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会の中間報告について

本日10時より日事連より推薦した小規模事務所を対象にヒアリングを行った同資料2を提出し、佐々木委員より概略説明がなされた。

・同ガイドライン(案)は、業務報酬基準の改定告示の公示と同日に技術的助言として公表される予定である。

なお、公表後も(案)は付いたもので示される。

・各委員において、不明点等があれば佐々木委員へ直接連絡し確認をとることとする。

資料2に関して、意見がある場合は11月4日(火)までに本会事務局宛メールで提出することとする。

議事3. その他

次回「業務報酬基準ワーキンググループ」の日程について

平成20年11月5日(水)14:00～16:00 日事連会議室

次回「建築設計制度等対応特別委員会・第19回業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議」

平成20年11月7日(金)10:00～12:00 日事連会議室

第35回建築設計制度等対応特別委員会・第21回業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議概要

日 時 平成20年11月7日(木) 10:05～12:15

会 場 日事連会議室

出 席 者

<建築設計制度等対応特別委員会>

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 小林 志朗、佐々木宏幸、望月 淳一、
高津 充良

<業務報酬基準ワーキンググループ>

主 査 斉藤 俊夫

委 員 大池 真人、近藤 敏春、近藤 剛啓、

佐々木宏幸、立田 千秋、水谷 孝行

事務局：北野、吉田、鈴木、上原

欠席者

(建築設計制度等対応特別委員会 -

榊原 信一委員、佐野 吉彦委員)

<配付資料>

- ・第21回(11/5)業務報酬基準WG時の提出資料
- ・業務報酬基準改定案に関するパブリックコメントの当会の意見
- ・追加的業務内容

11月5日に開催された業務報酬改定委員会幹事会で示された資料について、同日開催された第20回業務報酬基準WGでパブリックコメントを出すためのたたき台について検討を行った。WGには、三栖委員長、榊原委員並びに望月委員が特別出席した。検討結果について、当委員会に対しても意見があれば提出するよう連絡をしていたが、特に意見書等は出されなかった。

議事1.業務報酬基準改定案に関するパブリックコメントに対する
当会の意見のとりまとめについて

第21回(11/5)業務報酬基準WG時の提出資料を基に、業務報酬基準改定案に関するパブリックコメントに対する当会の意見についてとりまとめるため、意見1から6及び追加的業務内容の表示について主に以下の検討を行った。

- ・意見1の業務報酬基準の定期的な見直しについては、定期的な見直し期間を「5年」とし、理由について「建築基準法改正後の業務量に係るサブルが少なかった」、「年々技術的革新が進む」ことを加筆することとする。
- ・意見2の技術料等経費の取扱いについては、「標準的な考え方を技術的助言で示す」と表記する。
- ・意見3の工事監理では前回の幹事会資料で示されていた方向で「工事施工」を「工事監理業務」とする。
- ・意見4の業務の分類の仕方については、従来の告示にあった施工計画を検討し助言する業務がなくなったことに伴い 建築工事の指導監督を削除したい。
- ・意見5の複合用途及び複数等の取扱いについては、3 別

添一別表第1に定める「複数の類型が混在」から「類型が複合する」とする。

・意見6の標準業務以外の業務の取扱いについては、現行告示の通達にある内容は告示に含まれるべきであるという基本方針に沿う必要がある。追加と標準外部分の記載があるはじめ2行は削除、「また、設計・工事監理に必要なとなる調査・企画等に係る業務についても測量鑑定手続きの代理等であっても、標準業務以外の業務であると考えますので同様に示していただきたい。内容とともに併記してほしい追加的業務の内容については別紙のとおり表示していただきたい。」とする。

・別紙の部分については、「1.調査・企画等に係る業務 建築主から設計遂行上の意思決定及び要求条件の整理のために必要となる業務で、法令その他周辺条件についての調査のほか、敷地の効果的な活用、必要な施設の機能・規模などを検討し、企画案の作成等の業務を行う。また、その企画案の内容によっては官公庁等から必要な情報の調査等を行う。」とする。

これらの検討結果を事務局で整理し、三栖委員長、岡本副委員長、佐々木委員、高津委員が国土交通省に対して11月11日または13日にパブリックコメントを提出することとした。

なお、佐々木委員より現在、幹事会WGの次回日程調整が行われており、追加的業務の内容についての検討及びパブリックコメントに対する対応の検討、技術的助言の作成が予定されているとの報告があった。

議事2.工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会の中間報告
について

「11月5日付け工事監理ガイドライン(案)についてのコメント」として、11月5日に開催された工事監理ガイドライン策定委員会幹事会で示された工事監理ガイドライン(案)の前書き部分及び確認項目一覧表について岡本副委員長より主に以下の説明があった。

・この工事監理ガイドラインは業務報酬基準1206号の別表2-2 工事監理に関する業務及びその他の業務の一工事監理に

関する業務の(4)工事と設計図書との照合、確認について
のガイドラインを示したもので工事監理に関する全てのガイ
ドラインを示すものではない旨を明記してほしい。

- ・ 士法に義務付けられる工事監理と、契約によって義務付
けられる工事監理を明確に分けて記述してほしい。
- ・ 検査項目一覧表のチェック箇所における削除しないほうが望
ましい項目について、コンクリート工事、鉄骨工事の各項目につ
いて説明があった。

11月11日に工事監理ガイドライン策定委員会幹事会WGが開催さ
れるため、10日(月)15:00までに意見があれば佐々木委員及
び事務局までe-mailにて提出することとし、佐々木委員が
意見をとりまとめ、幹事会WGに意見を出すこととした。

議事3. その他

次回

「第36回建築設計制度等対応特別委員会・第22回業務報酬
基準ワーキンググループ 合同会議」

平成20年11月26日(水)14:00～16:00 日事連会議室

第2回 教育・情報委員会概要

日 時 平成20年10月15日(水) 14:00～16:20

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 佐野 吉彦(日事連常任理事)

委 員 高橋 邦雄、遠山 紀芳、國分 恵之、尾添 信行、
中岡 数夫、福島 正継

担当理事 山崎 善利(日事連副会長)

事務局：北野芳男、吉田 茂、恩田利昭、上原規子、
市川貴之、今泉光裕

欠席者 副委員長 宮原 克平

<配付資料>

第1回 議事録

資料1:「建築CPD情報提供制度」への取り組み・ご協力方お
願いの件について

資料2: 大学院における実務経験の審査基準(案)

資料3-1:「建築士定期講習」の実施協力について

2008-12 日事連会務月報

資料3-2:「建築士定期講習」実施計画(案)-中間取りまとめ

資料3-3:「建築士定期講習業務連絡会議」の開催について

資料4-1:「管理建築士資格取得講習」(みなし講習)実施状況

資料4-2:「管理建築士講習」(法定講習)の実施協力に係る
会場確保のお願いについて(案)

資料5-1:平成20年度における「管理講習・開設者研修」の
実施状況等について

資料5-2:平成20年「改正建築士法・政省令解説講習会」に
ついて

- ・ 第1回欠席委員の紹介が行われた。
- ・ 今泉職員の紹介があった。
- ・ 前回の議事録について意見等があれば事務局まで連絡す
ることとした。

1. 建築CPD情報提供制度への対応等について (資料1)

事務局より、単位会への取り組み協力依頼について、制度
の概要に併せて資料1に基づき主に以下の説明があった。

- ・ 今後、公共工事の設計・工事監理業務の受注者選定には
「建築CPD情報提供制度」(事務局:(財)建築技術教育普及セ
ンター)の実績を評価対象に組み入れる動きの更なる加速が
予測される。同制度の積極的な活用は会員建築士事務所
の利益に資する。
- ・ 更に各種講習・研修等のインセンティブになり、受講者数の増加
も見込まれるため、日事連及び単位会が制度に積極的に
取り組んでいる証となる。
- ・ 平成21年1月5日の改正建築士法の団体法定化条項の施行
により、日事連及び単位会は、法定団体として建築士事
務所の開設者及び建築士事務所に所属する建築士に対
する研修の開催義務が生じる。制度の活用はこの研修の
開催根拠となる。
- ・ 日事連には事務所を単位とする独自のCPD制度がなく、か
つ、独自の新しい制度の構築は難しい。
- ・ 制度の参加は、日事連及び各単位会がプロバイダ(認定され
たプログラムの実施者)となることを提案し、その手続きと
会員建築士事務所所属の建築士に対する周知方法等に

ついて説明があった。

- ・プロダ業務には主に次がある。プロダ認定申請(プロダ認定手数料が年間5万円(当該年度3月末まで・回数制限なし)の負担がある。実際にはプロダごと5千円の設定もある)、出席者データの送付、を行う必要がある。
- ・日事連が単位会分をとりまとめてプロダ業務を行うにあたっては、認定プロダ一覧に原則はプロダ名がのるため単位会名が直接掲載されない、日事連で全国的に行われるプロダや出席者情報の情報を常に迅速に対応することは難しいため、単位会でのプロダ認定申請等の機動的な動きがとりづらい。

説明に続いて、主に以下の発言があった。

プロダ料(正確にはプロダ認定手数料)が単位会に年間5万円がかかるのは負担が重い。

積極的にCPDに取り組む姿勢として単位会がプロダとなっても構わない。

統括的なCPDとして、日事連がプロダとして単位会分も一括とりまとめをすべきではないか。

この方法であれば単位会の料金負担も無くすむ。

事務局が事務所協会に所属する以外、どこの団体にも所属していない建築士もいる。継続的な教育としてCPD制度参加の呼びかけは必要。

地方になるほど会員事務所所属の建築士の中に士会やJIAの会員が多い等、改めて建築CPD情報提供制度に参加する必要があるのか等地域の事情もある。士会独自のCPD制度に参加していても自動的に「建築CPD情報提供制度」に参加登録されない(一部単位士会を除く)。

- 単位会にはプロダ登録をして制度に参加いただきたいが、日事連としても単位会や会員建築士事務のニーズを捉えた全国的な講習会を検討したい。

プロダ協議会等でも説明が必要ではないか。

「建築CPD情報提供制度」の参加を単位会に推進していく点は一致している。取り組みを始めることが重要であることから、まずは単位会の事情を勘案して単位会がプロダイ

ダとなって参加を呼びかける方向で調整し、目的を明確にした発信文書として事務局で精査することとした。各プロダ協議会等での説明では建築CPD情報提供制度に取り組んでいくという方向性を示すこととした。

2. 大学院における実務経験の審査基準等について(資料2)

佐野委員長よりの基準(案)の概要に併せて主に以下の報告があった。

- ・大学院の実務経験の取扱いについて告示が公布され、これを受けて従来大学院はそのまま2年の実務経験として認められていたが、大学院在学中に一定単位以上のインターシップの単位取得が必要となる等の大学院における実務経験の審査基準(案)を(財)建築技術教育普及センターが近日まとめることとしている。

- ・今後実際にインターシップを受け入れる側の関係団体間での協議が行われていくこととなる。

追加情報があれば各委員に配信することとした。

3. 建築士定期講習について(資料3)

事務局より主に以下の報告があった。

- ・業務分担、受講料収入割振り額、当面の基本方針、当面のスケジュールについて、前回の委員会に続き9月常任理事会で承認をいただき、9月30日付で単位会へ「建築士定期講習」の実施協力についてを送付した。(資料3-1)

- ・申込書配布平成20年12月1日～10日、申請受付12月3日～10日の予定。

- ・当面の基本方針の中で、20年度の受講者が23年度中に再度の受講が必要である旨を記している。

- ・単位会ごとの受講標準想定人数について説明があった。

- ・資格種別によって受講及び考査時間が異なることを勘案した受講体制について、現在(財)建築技術教育普及センターと検討中である。

- ・実施計画の中間とりまとめの状況について説明があった。(資料3-2)

- ・管理建築士資格取得講習の際と同様に事務局職員向けに平成20年度「建築士定期講習業務連絡会議」を11月10日

に利用する竹芝にて開催することとしている。(資料3-3)

4. 管理建築士資格取得講習及び管理建築士講習について(資料4)

事務局より主に以下の報告があった。

- ・管理建築士資格取得講習(みなし講習)の実施状況について、追加受付等の状況を含めた中間報告があった。(現在(財)建築技術教育普及センターで受講者等の集計中)(資料4-1)
- ・「管理建築士講習」(法定講習)の実施に係る会場確保(候補会場及び候補日程調査)のお願いについて(案)(資料4-2)として、事務所協会会長あてに上半期平成21年2月～7月分の講習会場確保を依頼することとしている。
- ・申込書配布平成20年12月15日～24日、申請受付12月17日～24日の予定。

報告に続いて主に以下の発言があった。

全国統一のDVD講習は検討されているのか。考査があるため、講習の均一性の観点からも必要があるのでは。

- 講師が急病等、緊急用のDVDは作成しているが、現在DVDによる統一講習を行うことは予定していない。ただし、講習の統一化については、今後(財)建築技術教育普及センターとも協議していきたい。

単位会では、定期講習に併せて管理建築士講習も行うため、講師の手配に労力を要している。

5. その他の研修について(資料5)

事務局より主に以下の報告があった。

- ・平成20年度の「管理講習・開設者研修」の実施状況について報告があった。(資料5-1)
- ・管理講習・開設者研修の従来テキストは法令部分が弱いとの指摘が単位会よりあり、(財)建築技術教育普及センターとも協議して、管理建築士資格取得講習のテキスト該当部分を補助教材(「建築士法・その他法令に関する補助教材」として1,000部製本し、開催単位会に活用いただくこととした。
- ・本年11月28日に改正建築士法の施行されることによる関

係政省令の内容について建築士へ周知を図るため、平成20年「改正建築士法・政省令解説講習会」を日事連、建築士会共催で平成20年11月5日・6日に東京ビッグサイトで計4回開催することとしている。受講料は8,000～10,000円を予定している。ここに各地で講師となる方に参加いただき、各地で同様の講習会を開催することとしている。

6. その他

次回教育・情報委員会日程について

次回委員会開催予定

平成20年12月18日(金)13:00～15:00 日事連会議室

行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成20年

12月18日 教育・情報委員会

19日 全国大会実行特別委員会

22日 臨時常任理事会

平成21年

1月16日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会

20日 広報・渉外委員会

29日 構造技術専門委員会